

とくしま未来創造プラン

～ 徳島からの新たな挑戦 ～

平成23年11月

徳 島 県

はじめに



徳島県では、これまで、全国から「徳島こそ」と言われる「オンリーワン徳島」の実現に向けた「新たな県政のかたち」づくりを基本理念に、厳しい財政環境のもとでも「知恵は地方にこそあり！」との気概を強く持ち、「聖域を設けない」歳入・歳出改革や創意工夫を凝らした取組みの推進など、徹底した「行財政改革」に取り組んで参りました。

これにより、増加の一途をたどっていた、県の長期債務残高である「県債残高」、さらには、その元利償還である「公債費」を、ともに減少に転じさせることに成功し、また、当初の目標を大きく上回る大幅な職員削減を実現するなど、「一般行政部門3,000人体制」に向けても、目に見える具体的な成果をあげているところです。

しかしながら、今、我が国は、アメリカ発の金融危機に端を発した「百年に一度の経済危機」と、その真っ只中に発生した「千年に一度の大震災」により「未曾有の国難」に直面し、かつてない閉塞感に覆われています。

このような苦境を打開して、明るい未来を切り拓くには、画一的な政策によって地域間格差を拡大させてきた「中央集権型社会」から脱却し、特色ある地域づくりが可能な「真の分権型社会」を実現することが不可欠であり、今まさに、地方ならではの個性と魅力あふれる政策を企画、展開していくべきときが訪れております。

このため、「徳島の未来」を支える確かな「行財政基盤」の構築を目指して、「これまでの行政手法」にとらわれない、あらゆる「既成概念」を超越した「新しい次元の行政手法」に挑戦し、県民目線・国民目線に立った「徳島ならではの」の政策を、徳島から発信していかなければなりません。

そこで、この度、県民の皆様「夢ある未来」をお示しするための「行財政改革」を、県民の皆様とともに強力に推し進めていくため、今後4年間の、本県行財政改革の基本方針となる「とくしま未来創造プラン～徳島からの新たな挑戦～」を策定いたしました。

今後とも、私自らが先頭に立ち、全庁を挙げた「行財政改革」に取り組み、羅針盤無き今の時代に、徳島こそが我が国をリードする「日本の確かな羅針盤」として、山積する政策課題に確かな道筋をお示しすることで、県民の皆様の「夢や希望の実現」に向け全力を傾注して参りますので、皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

平成23年11月

徳島県知事



目 次

第一章	さらなる改革の必要性	1
1	これまでの取組みと課題	1
(1)	これまでの取組み	1
(2)	現状と課題	2
	＜財政構造＞	2
	＜人員・組織＞	4
	＜公共サービスのあり方＞	6
	（21世紀型の行政手法）	6
	（平成の新しい国づくり）	6
	（開かれた県政）	7
	（新しい公共の担い手）	7
2	これからの時代を見据え	8
(1)	経済情勢	8
(2)	社会環境	9
	（人口減少・少子高齢化）	9
	（高度情報化社会）	11
(3)	我が国の財政環境	12
(4)	本格的な地方分権型社会への転換	13
3	新たなプランの策定	14
(1)	策定の意義	14
(2)	性格と役割	14
(3)	計画期間	14
第二章	プランの考え方	15
1	改革の目的	15
2	改革にあたっての基本理念	15
3	改革により目指す姿	16
4	改革に向けて	17
(1)	3つの視点	17
(2)	5つの重点項目	18

第三章 改革に向けた「5つの重点項目」	19
重点項目Ⅰ 「未来志向の財政構造」づくり	19
重点項目Ⅱ 「夢を支える経営体」づくり	20
重点項目Ⅲ 「新しい公共サービスの仕組み」づくり	21
重点項目Ⅳ 「県民目線の県政」づくり	22
重点項目Ⅴ 「活力みなぎる職場」づくり	23
第四章 プランの改革工程表	24
1 改革項目体系表	24
2 改革工程表	27
Ⅰ 「未来志向の財政構造」づくり	27
Ⅱ 「夢を支える経営体」づくり	42
Ⅲ 「新しい公共サービスの仕組み」づくり	62
Ⅳ 「県民目線の県政」づくり	86
Ⅴ 「活力みなぎる職場」づくり	95
用語解説	110

第一章 さらなる改革の必要性

1 これまでの取組みと課題

(1) これまでの取組み

社会経済情勢が、常に大きく・早く変化し続ける今日、本県においてはこれまでも、行財政改革を不断に取り組みべき課題として、計画的かつ積極的に推進してきた。

<過去の取組>

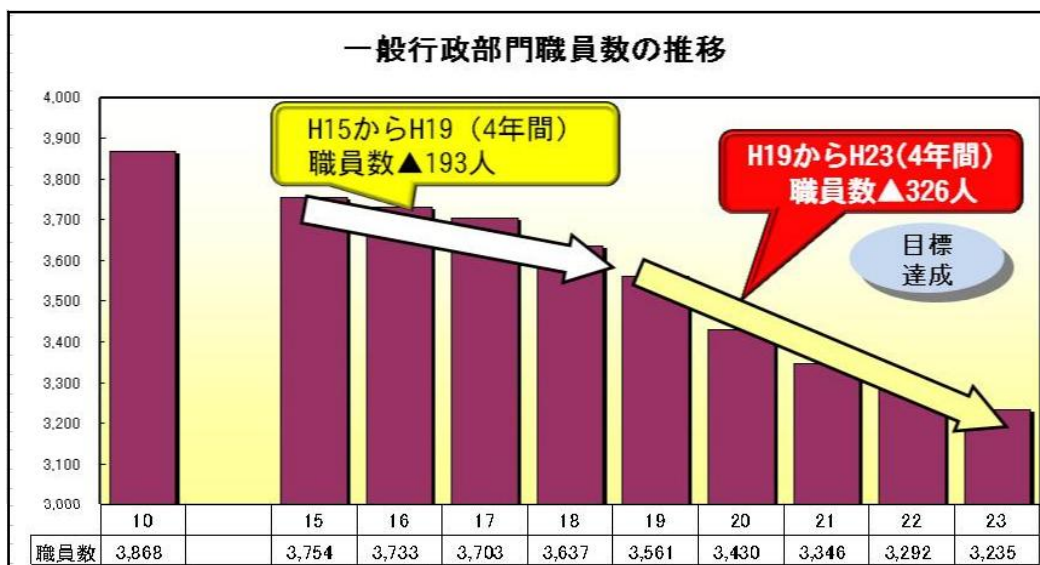
平成 9 年度	新たな行財政改革「アクション21」
平成11年度	「新行財政推進大綱」(計画期間 ~平成15年度)
平成12年度	行政改革「3Cプロジェクト」 財政改革「財政健全化推進プログラム」
平成14年度	「新3Cプロジェクト」
平成15年度	「リフレッシュとくしまプラン」(計画期間 ~平成19年度)
平成16年度	「財政改革基本方針」(計画期間 平成17~19年度)
平成19年度	「とくしま未来創造プラン」(計画期間 ~平成22年度) 「財政構造改革基本方針」(計画期間 平成20~22年度)

平成19年11月には、「とくしま未来創造プラン」を策定し、持続可能な県政運営を支え、地方分権新時代を積極的にリードする「新しい県政のかたち」の構築を目指し、様々な改革を実施したところである。

この結果、

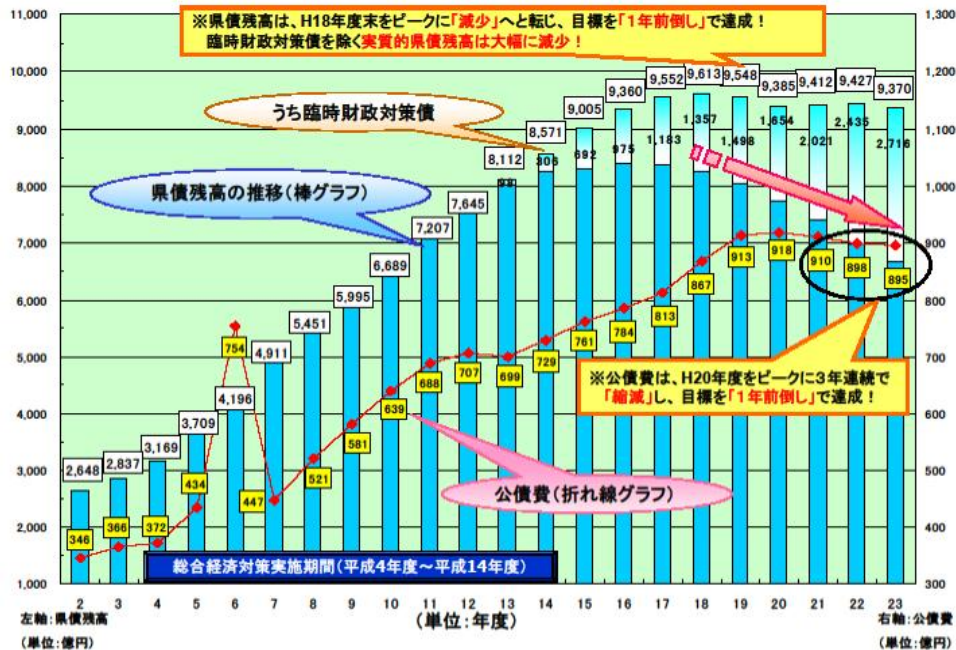
- 平成19年度からの4年間で、目標を上回る、一般行政部門職員数326人の削減
- 「県債残高」及び「公債費」のピークアウトの実現
- 「総合県民局」の設置と「東部圏域の再編」による地域所管の出先機関ゼロ
- 「ネーミング・ライツ」や「広告事業」の推進による新たな歳入確保
- 「とくしま“トクトク”事業」や「実証実験・モデル事業」など新たな行政手法の積極的な展開

など、しっかりと目に見えるかたちで、一定の成果をおさめることができた。



(資料 県人事課)

■ 県債残高と公債費の推移について



(資料 県財政課)

(2) 現状と課題

<財政構造>

平成16年度の「三位一体改革」で行われた、地方交付税の大幅削減により、本県の財政環境は、財政調整基金的枯渇が危惧される、未曾有の厳しい状況に突入。

厳しい財政状況の下、県民サービスの著しい低下を防ぎつつ財政の健全化を図るため、平成19年度には「財政構造改革基本方針」を策定し、義務的経費にまで踏み込んだ「聖域を設けない」徹底した歳出の見直しや「とくしま“トクトク”事業」の積極的展開など、財政構造改革の取組みを着実に推進してきた。

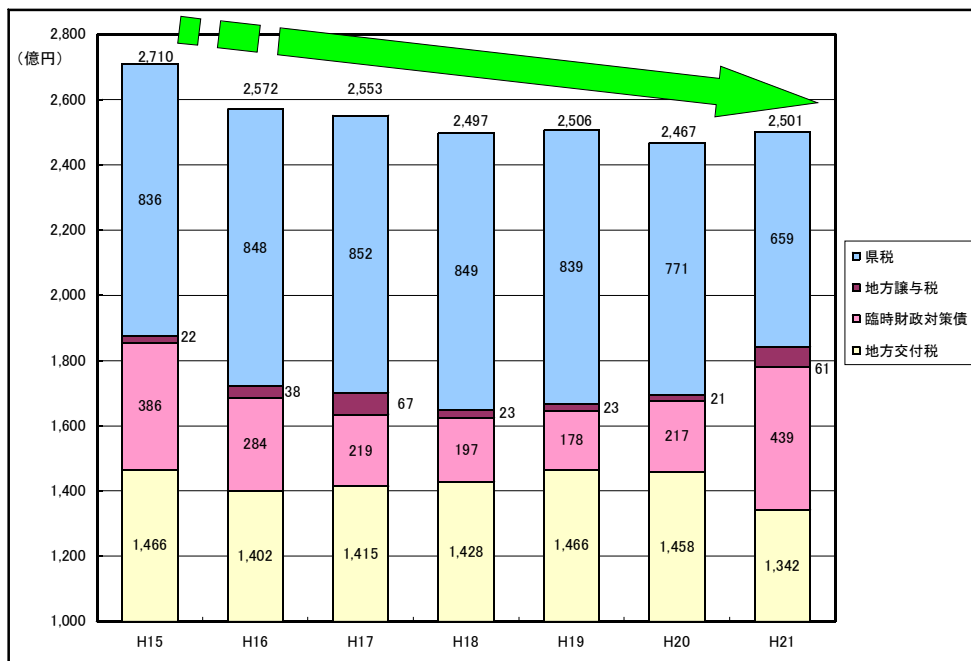
この結果、増加の一途をたどっていた「県債残高」「公債費」をともにピークアウトさせるなど、本来削減が難しいとされる「義務的経費の削減」をはじめとする財政健全化の取組みにより、平成20年度から22年度までの3年間で、「625億円」の収支不足を解消。

こうした改革努力により、平成22年度末の財政調整基金の残高は「105億円」を確保し、「持続可能な財政構造の実現」に一定の道筋を見出せてきているところである。

一方、平成20年秋以降、アメリカ発の金融危機に端を発した、日米欧・三極同時の未曾有の危機・「百年に一度の経済危機」の襲来は、本県経済・財政にも大きな影響を及ぼした。

厳しい経済・雇用情勢のもと、県税収入が大幅な減収となり、自主財源の確保が一段と難しくなる一方で、扶助費などの社会保障関係費が年々増加する傾向にあり、依然として厳しい財政状況が継続。今後は、将来にわたり「安定的な財政運営」を行えるよう、「歳入に見合った歳出規模への転換」を図り、平成23年度から平成25年度までの間に、「130億円」の収支改善に取り組むことが必要となっている。

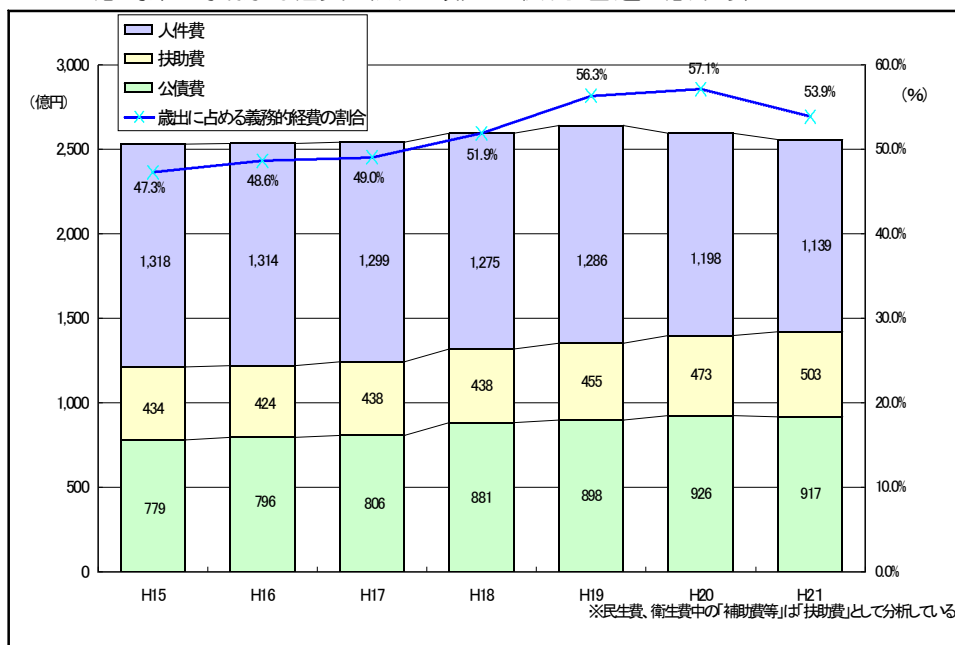
徳島県の主な歳入（一般財源）の状況<普通会計決算>



※税源移譲分を除く。(H18は地方譲与税から△134億円を控除、H19以降は県税から控除し、H19△95億円、H20△106億円、H21△106億円。)

(資料 県財政課)

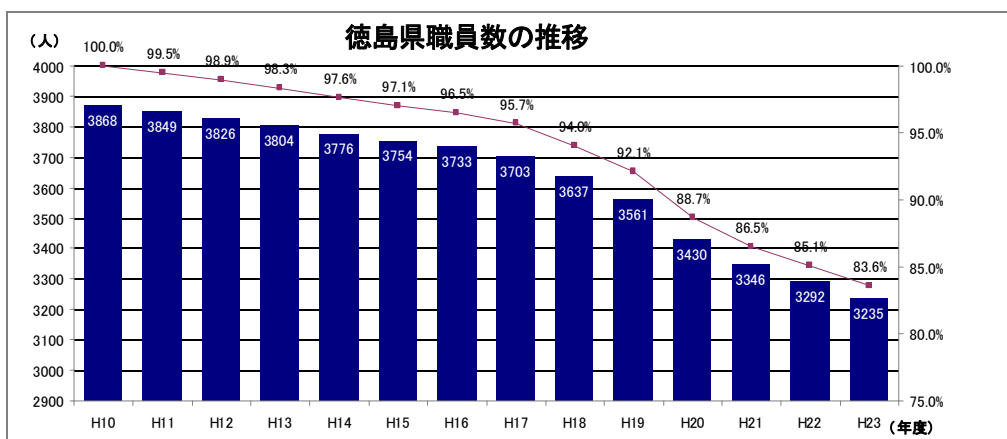
徳島県の義務的経費（歳出額）の状況<普通会計決算>



(資料 県財政課)

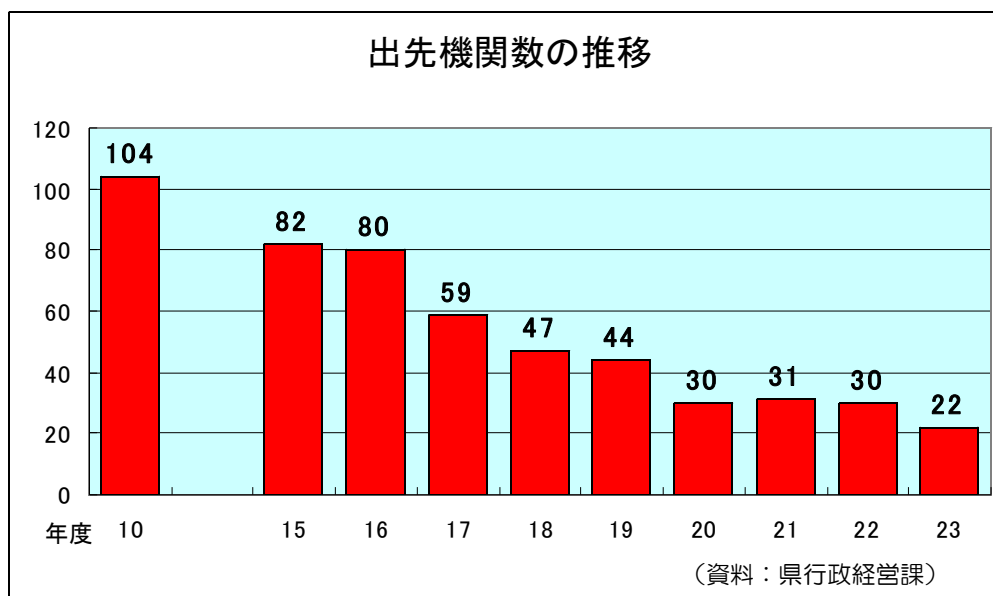
<人員・組織>

職員数については、平成10年度の3,868人から、「13年間」で△633人（△16.4%）の削減を実施。なかでも、「とくしま未来創造プラン」の計画期間である、平成19年度からの4年間では、△326人という急激なペースでの削減を実施し、平成23年5月1日現在の一般行政部門職員数は、3,235人となっている。



(資料 県人事課)

また、組織については、「県民局の設置」をはじめとした、出先機関の大幅な見直しを実施。この結果、地域所管の出先機関がゼロという組織体制を実現し、出先機関数は、平成19年度から平成22年度の4年間で半減（44機関→22機関）、平成15年度と比較すれば、△82機関・△79%の削減となっている。



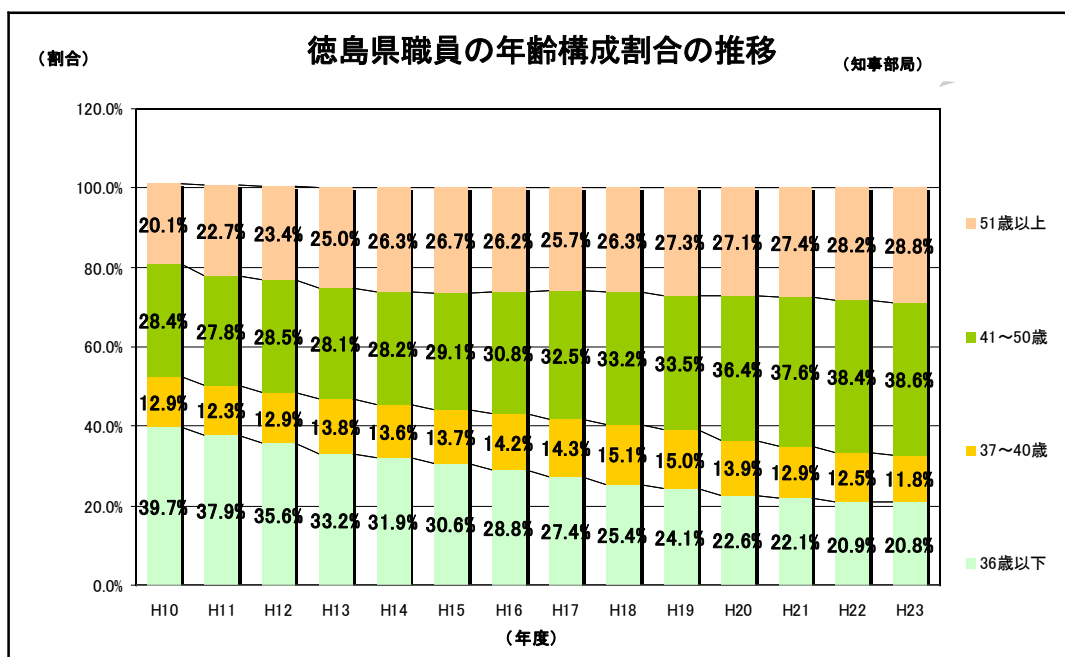
(資料：県行政経営課)

このほかにも、行政課題の多様化・高度化への迅速な対応を図るため、平成21年度には、スタッフ的な管理職を廃止するとともに、本格的な「局制」を導入。

「さらなる組織の活性化」と「職員の意欲と能力の向上」のため、「事務・技術」の撤廃による職種間交流の推進、「専門職養成コース」の創設による人事の複線化（「ジェネラリスト」と「スペシャリスト」）、意欲と能力のある女性職員の積極的な登用（女性役付職員数262人：平成23年5月1日現在）など、様々な取組みを推進してきたところである。

一方、職員の年齢構成をみると、団塊の世代の大量退職と計画的な採用抑制により、平成10年度には4割近くあった「36歳以下の若年層」が、平成23年度には約2割に半減。「30歳以下の層」については、平成10年度に約2割あったものが、平成23年度には、1割を切る状態になるなど、「若年層」が極端に少ない歪な年齢構成となり、将来の組織力の低下が懸念される所である。

また、「超過勤務の縮減」や「ワーク・ライフ・バランス」の推進など、「ワークスタイル」のあり方についても「引き続き努力を要する」課題が残るところであり、今後は、将来的な「一般行政職員3,000人体制」に向け、中長期的な視点に立ち、直面する諸課題に的確に対応できる確かな組織力の確保とともに、全庁一丸となって、持てる潜在力を最大限に発揮することができる組織改革やワークスタイルの変革が必要である。



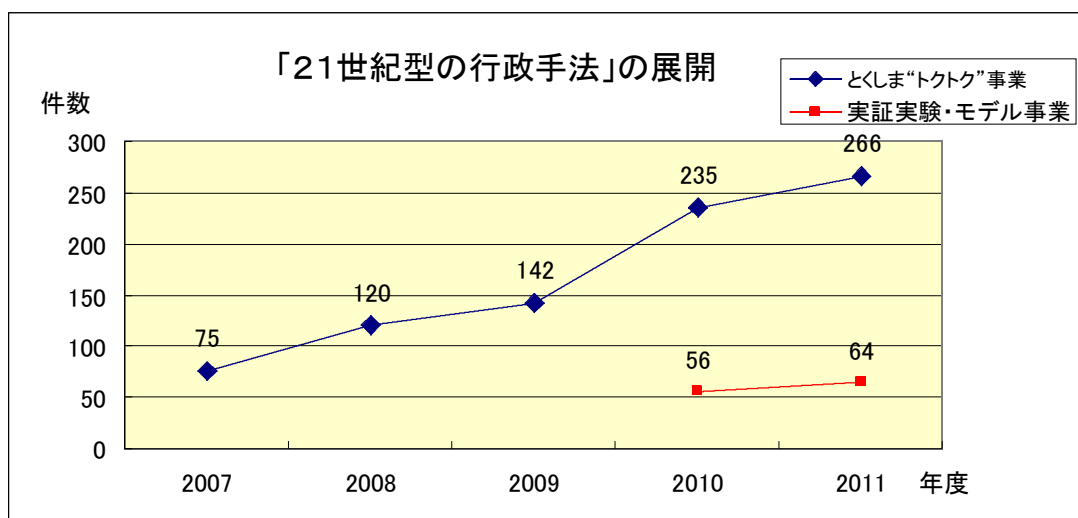
(資料 県人事課)

<公共サービスのあり方>

(21世紀型の行政手法)

本県では、従来の「施策には予算が必要だ」という既成概念を打ち破った「ゼロ予算事業」を創設。その後「県民との協働推進事業」「県民スポンサー事業」を加え、「とくしま“トクトク”事業」に進化し、今や、創意工夫と県民の積極的な御協力による「21世紀型の行政手法」として、従来の施策の考え方を大きく変革し、県を代表する施策にまで成長している。

また、平成22年度からスタートした「実証実験・モデル事業」は、「絵に描いた餅を食べられる餅に」を合い言葉に、徳島を実験場とした、様々な事業を展開。厳しい財政環境のもとでも、様々な「知恵」や「工夫」、「可能性」を具現化し、新たな事業モデルを次々に生み出す取組みとして、今後一層の強力な展開が期待されている。



(資料 県財政課)

(平成の新しい国づくり)

本県では、新たな「行政スタイル」を創出するため、様々な「連携・協働」に取り組んできたが、とりわけ、全国初の府県域を越える「広域行政の先進モデル」である関西広域連合が始動(平成22年12月)したことは、今後の本県行政のあり方を変える大きな節目であるといえる。

本県には、「関西広域連合・広域医療局」が医療健康総局内に設置され、本県が中心となり、「関西における広域救急医療体制」の充実を加速していくこととなるが、

観光、産業など、その他様々な分野のプロジェクトについても、関西広域連合で展開していくことは、「四国と近畿の結節点」に位置する本県の飛躍に、極めて重要な取組みであり、「平成の新しい国づくり」を、関西そして徳島がリードしていくものとして大きな役割を担うことが期待されている。

◆「関西広域連合の発足」

- H22.10.19 「関西広域連合規約案」が県議会で可決
- H22.11.1 「関西広域連合」の設立許可を申請
- H22.12.1 「関西広域連合」が発足
- H22.12.6 「広域連合『広域医療局』」を本県に開設

(開かれた県政)

本県では、従来から情報公開を積極的に推進してきたところであり、この結果、情報公開度ランキングは4年連続全国1位(知事部局)を達成。

また、平成21年度には、「県庁コールセンター・すだちくんコール」を開設。県民からのお問い合わせに対する「対応窓口」を一元化し、県行政に関する様々な「お問い合わせ」に対し「ワンストップ」で対応する体制を整備している。

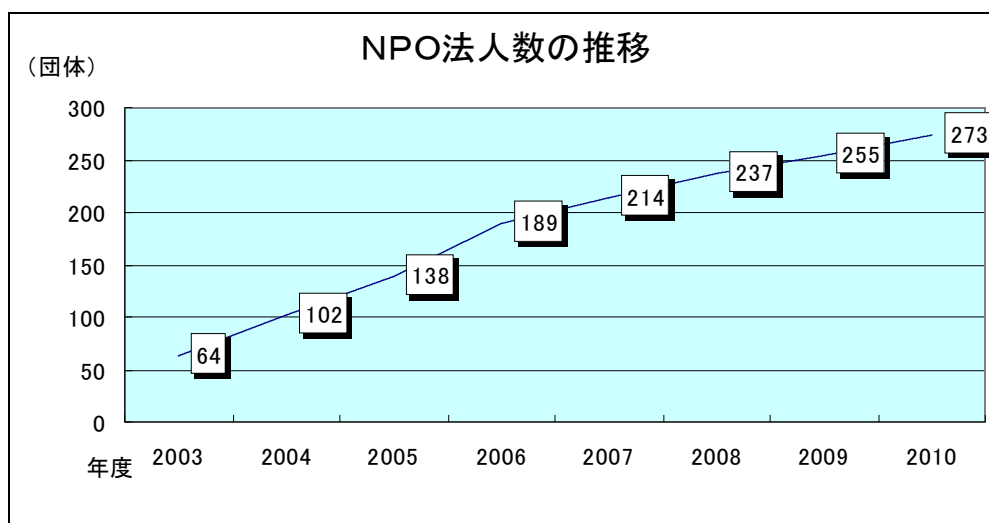
今後は、引き続き、情報公開の徹底を図るのはもちろんであるが、本格的な地方分権型社会への歴史的転換期を迎え、地域の主役である県民の皆様と一緒に県政を作り、運営していくための、新しい仕組みづくりを推し進めていく必要がある。

(新しい公共の担い手)

かつて、公共サービスは、行政が提供する立場、住民は供給される立場であったが、経済社会の成熟に伴い、個人の価値観は多様化し、行政の一元的判断に基づく公益の実施では社会のニーズが、十分に満たされなくなってきた。

このため、現在、官民の役割分担の見直しが進み、民間企業や個人と並んでNPOなどの民間セクターが、公共サービスのうえで重要な役割を担いつつある。

本県でも、社会貢献意識の高まりを背景に、NPO法人数は大幅に増加。平成22年度では273団体に達し、人口10万人当たりの認証数では、全国第9位(平成23年3月31日現在)となっており、「新しい公共」を展開する基礎が十分に整っていると言え、今後、「新しい公共の担い手」の更なる育成・支援、連携強化を図る新しい取組みの展開により、大きな効果が期待されることである。



(資料 県県民との協働課)

2 これからの時代を見据え

(1) 経済情勢

近年、経済のグローバル化の動きが、さらに加速し、特に中国や東南アジアなどの国々は、グローバルな生産ネットワークを構築し、世界の工場として大きな発展を遂げ、巨大な市場を形成しつつあり、本県の国際戦略にも大きな変化をもたらしている。

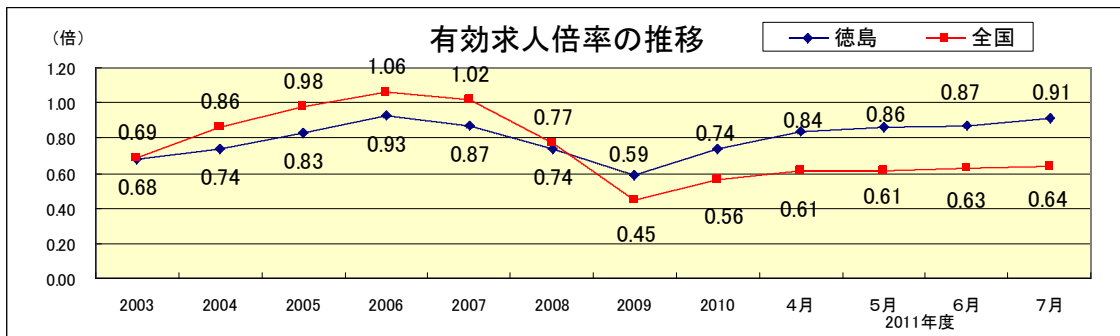
一方、2008年秋以降、アメリカ発の金融危機に端を発した、日米欧・三極同時の未曾有の経済危機により、資産価格の上昇などを背景に実需を超えて膨らんでいた世界経済は一気に収縮することとなった。

この「百年に一度の経済危機」は、本県経済にも大きな影響を及ぼし、今なお早期脱却に向けた取組みが続いている。

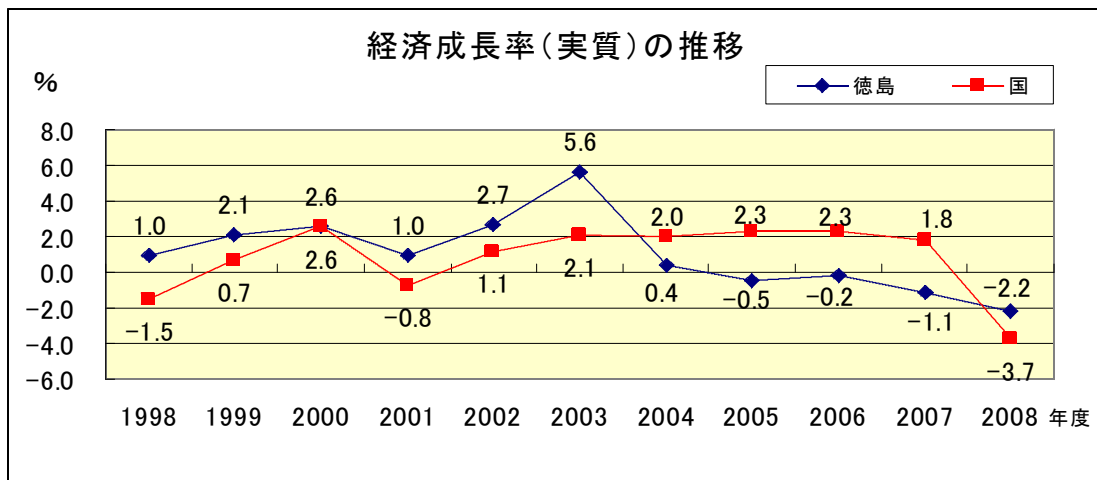
数々の切れ目無い緊急経済・雇用対策の実施により、全力で県内経済を支えてきた結果、全国的にも高い順位を維持する有効求人倍率などの成果は現れているが、

「百年に一度の経済危機」の真っ只中に発生した「千年に一度の大震災」・「東日本大震災」により、まさに未曾有の国難に遭遇し、我が国全体に、かつてない閉塞感が漂っている。

このような状況を一日も早く打破し、明るい未来を創造していくためにも、今後更なる「経済・雇用対策」や徳島の強みを生かす「新成長戦略」の展開が求められている。



(資料：厚生労働省、徳島労働局)



(資料 県統計調査課「県民経済計算年報」 内閣府「国民経済計算年報」)

(2) 社会環境

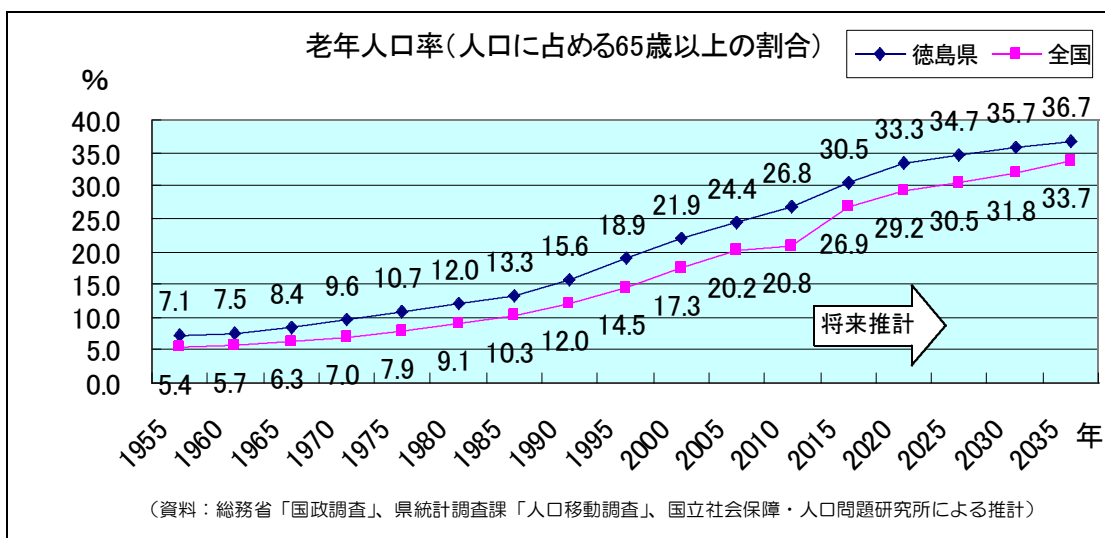
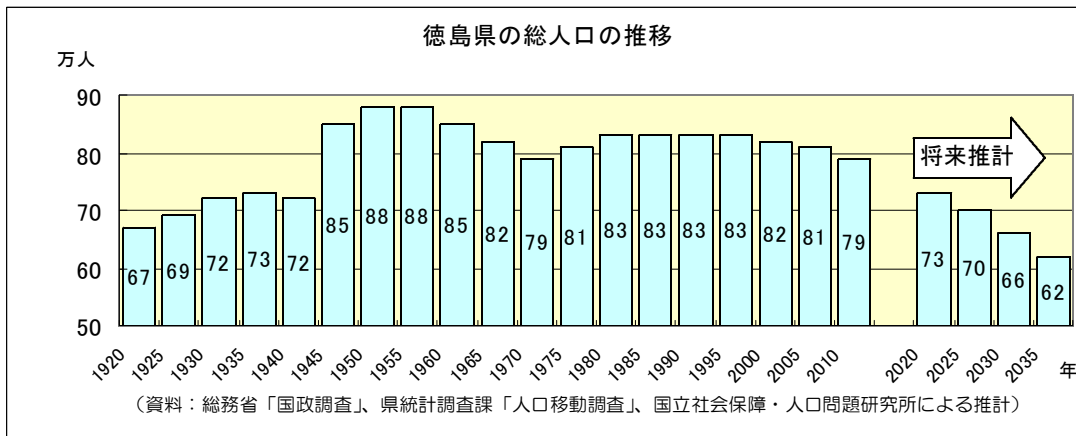
(人口減少・少子高齢化)

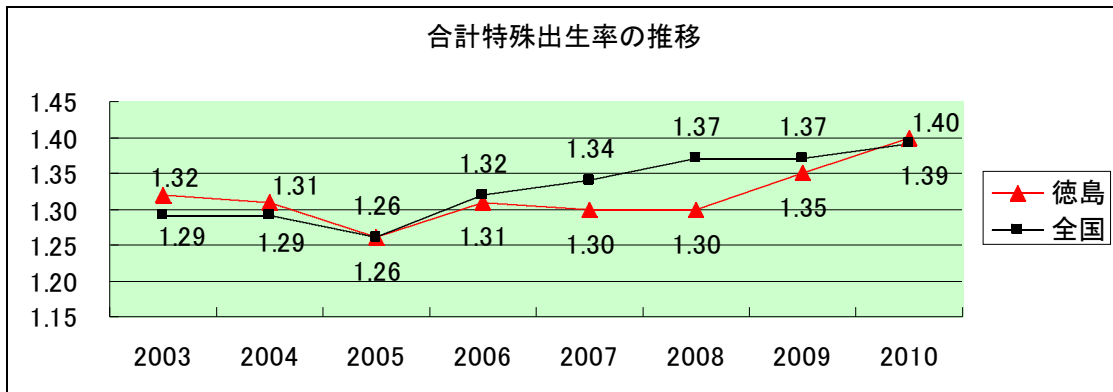
我が国そして本県の人口は、既に減少局面にあり、平成22年（2010年）10月時点で、785,873人である本県の人口は、2025年には60万人台まで減少することが見込まれている。

また併せて、大きな課題となっているものが、少子・高齢化の進展であり、我が国の高齢化比率は世界一の水準（国立社会保障・人口問題研究：2011年人口統計資料集）となっているが、その中でも本県は、全国平均を上回る高齢化率となっている。

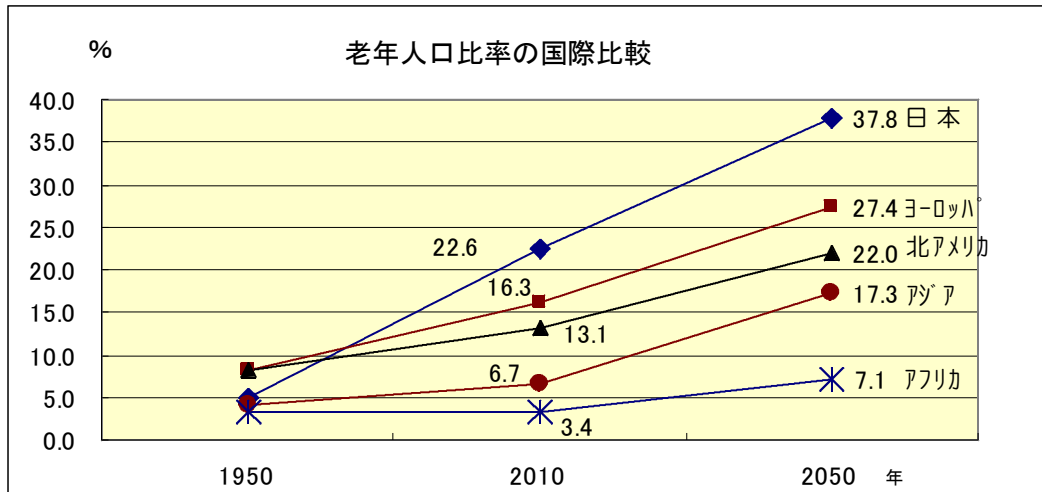
このような状況及び将来予測によれば、労働力人口の減少や社会保障費の更なる増加など、本県の社会・経済への影響が懸念されるところであり、今後より一層、スリムで効率的な行財政運営の構築を目指す必要があるが、

これまでの取組みにより、合計特殊出生率の改善など、一定の成果も現れており、併せて、この問題が、いまや先進国を中心に、世界的課題となっていることから、経済対策や社会保障のあり方、あるいは、地域の活性化や県民の安全・安心の構築に向けた取組みなど、本県の今後の取組みが、世界へ発信すべき「課題解決モデル」となるんだとの気概を持って、まさにピンチをチャンスに変える創意工夫を全庁を挙げて推し進める必要がある。





(資料：県子ども未来課)



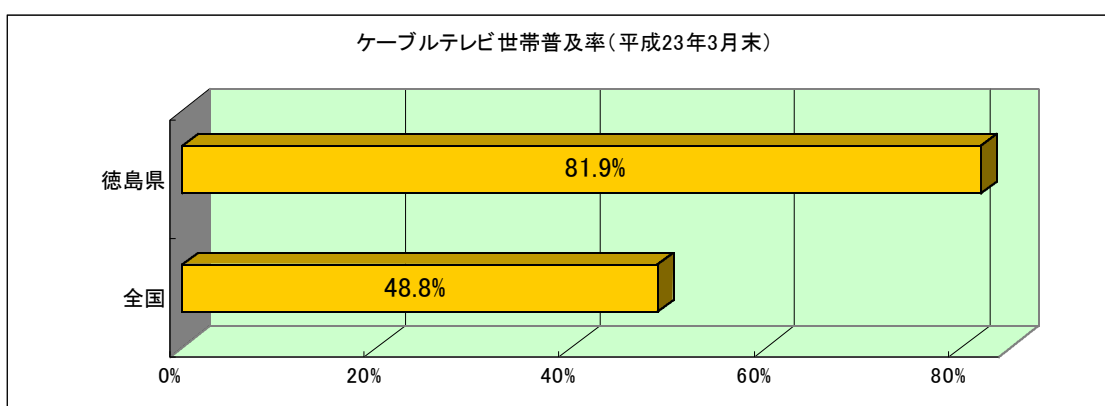
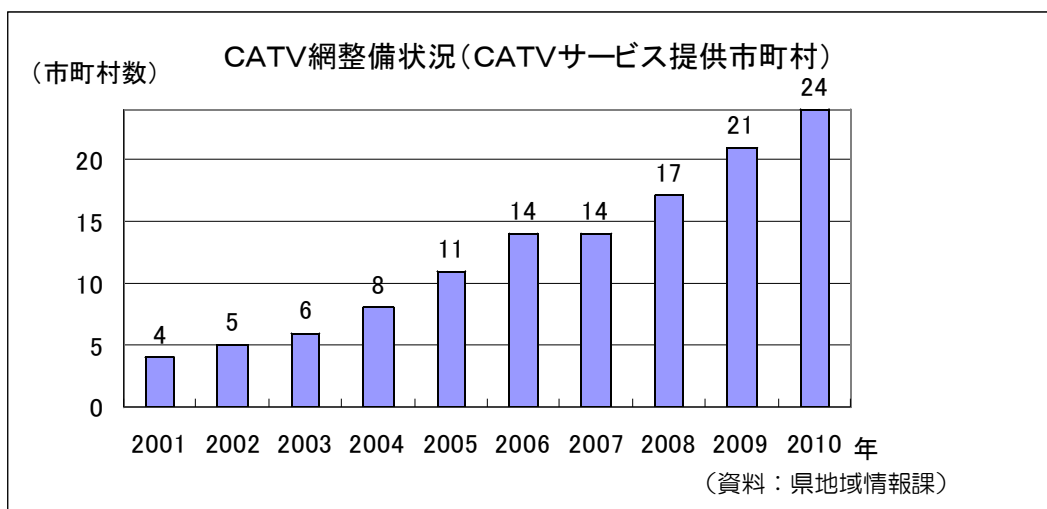
(資料：国立社会保障・人口問題研究所 人口統計資集)

(高度情報化社会)

情報通信技術（ICT）の革新的な発展は、今や、インターネットさえあれば、時間や距離に拘束されることなく、国境をも越えて瞬時に情報を流すことも、収集することもできる、いわゆるユビキタスネットワーク社会を実現し、今もなお、めまぐるしく進化を続けている。

本県では「全県CATV網構想」の推進により、県下全域に光ファイバー網が張り巡らされ、大容量コンテンツの送受信を可能とするFTTHサービスをほぼ全ての県民が享受できる環境が整備されている。

このような本県の強みを活かし、今後より一層のICTを活用した取組みを進めることにより、業務の効率化はもちろん、県民サービスの向上、県民との情報共有など、様々な課題の解決を図っていくことが必要である。



(資料：四国総合通信局)

(3) 我が国の財政環境

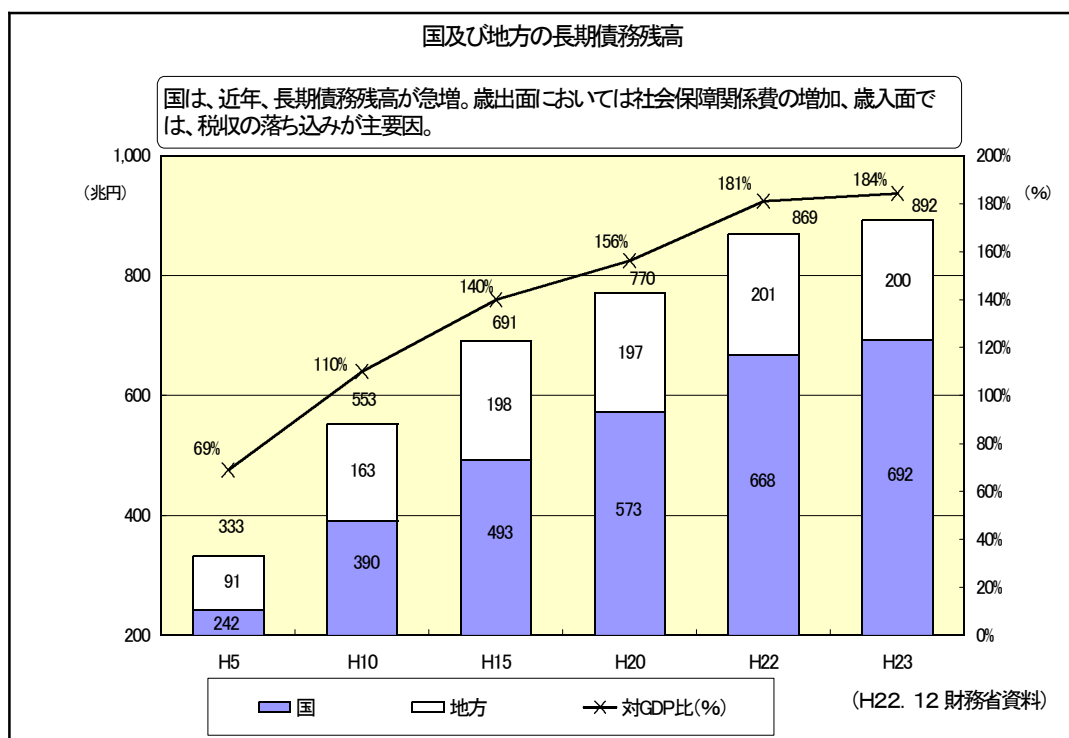
我が国の財政は「歳出が歳入を上回る状況（財政赤字）」が続いており、近年、景気の回復や財政健全化努力により、歳出と歳入の差額は縮小傾向にあったが、平成20年度以降、景気悪化に伴う税収の減少等により再び「拡大」している。

平成23年度一般会計予算における歳入のうち、税収でまかなわれているのは4割程度に過ぎず、5割弱は「将来世代の負担となる借金（公債金収入）」に依存している状況である。

特例公債の発行から脱却することのできた、平成2年度以降の「公債残高の累増」について見てみると、歳出面で、当初は「公共事業関係費の増加」が主な要因だったが、近年では高齢化の進行等に伴う「社会保障関係費の増加」が主要因となっている。

このような状況を背景として、国・地方を通じた「長期債務残高」は、平成22年12月時点の推計で、平成23年度末・892兆円程度に上ると見込まれ、また、その対GDP比は184%程度と主要先進国の中では「最悪の水準」となっている。

財政健全化は、まさに、国、地方を通じた喫緊の課題であり、県としても、本県独自の知恵と工夫を凝らした財政構造改革が必要であるといえる。



(4) 本格的な地方分権型社会への転換

現在、我が国では、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる、活気に満ちた地域社会の実現に向けた改革が進められている。

平成22年12月には、全国初の府県域を超える「広域行政の先進モデル」である「関西広域連合」が始動。

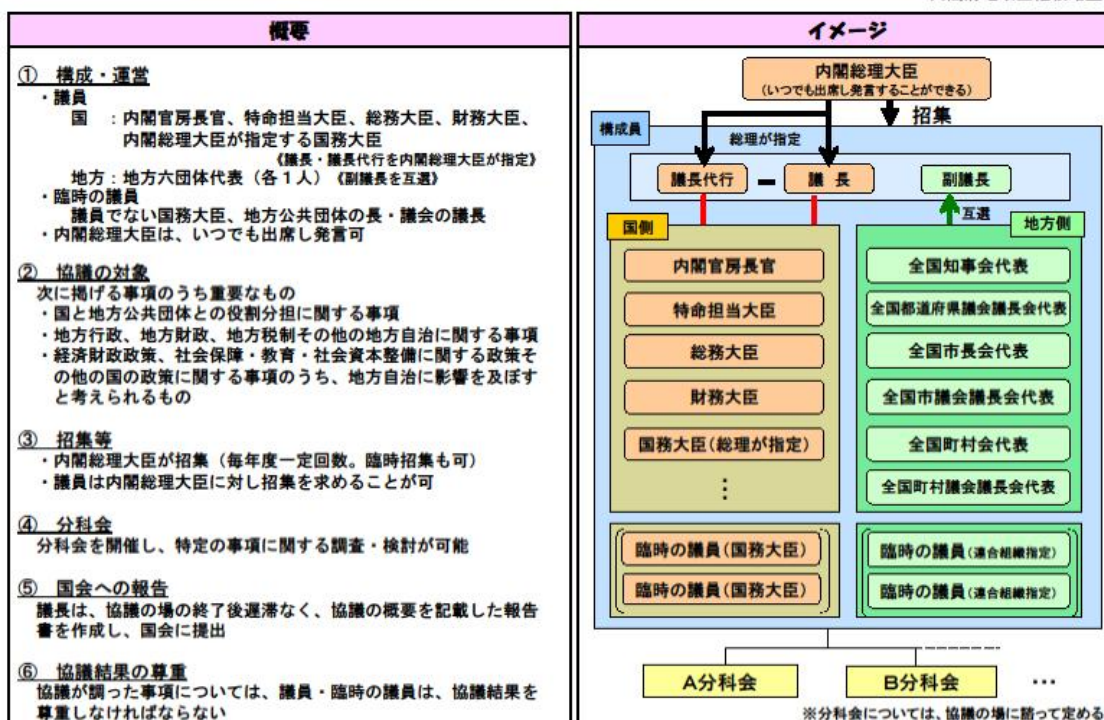
また、平成23年4月には、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」及び「国と地方の協議の場に関する法律」が成立するなど、中央集権体質から脱却し、この国の在り方が大きく変わる「歴史的転換期」を迎えている。

この来るべき「地域のことは地域が決める時代」においては、これまで以上に強い決意と責任をもって県政運営に当たっていく必要があり、「知恵は地方にこそあり！」との気概のもと、創意工夫を凝らした政策の創造が求められる。

またこれからは、地域の主役である県民の皆様、主体的・積極的に県政に参加していただき、県民の皆様とともに県政を運営していくことが不可欠であるといえる。

国と地方の協議の場に関する法律の概要

平成23年5月
内閣府地域主権戦略室



3 新たなプランの策定

(1) 策定の意義

本県では、これまでも、不断の行財政改革に取り組んできたところであり、直近では、平成19年度に策定した「とくしま未来創造プラン」に基づき、徹底的な改革を推進してきたところである。

一方、本県を取り巻く、前述のような様々な環境の中にあって、直面する多種多様な政策課題をスピード感をもって解決し、未来の「幸福感あふれる徳島」を創造していくためには、新しい時代に対応した「さらに柔軟で確かな行財政基盤の構築への挑戦」と併せて、「全く新しい発想による課題解決への挑戦」を両立させた「新たな行財政改革モデル」（徳島スタイル）を構築していく必要がある。

このため、平成22年度末をもって、その計画期間を終了した「とくしま未来創造プラン」の成果と課題を踏まえるとともに、「新しい発想」を随所に織り込んだ行財政改革を推進することとし、その基本指針となる

「とくしま未来創造プラン ～徳島からの新たな挑戦～」を策定する。

(2) 性格と役割

このプランは、中長期的な展望のもとに、行財政改革の基本指針として、基本理念や本県の目指すべき姿を示す。

また、個別具体の改革内容については、「推進項目」、「推進目標」及び「改革により目指す姿」を明らかにした「改革工程表」を作成し、毎年度進行管理を行い、必要に応じ追加、修正を行うこととする。

改革にあたっては、県民の皆様に、改革の先にある「夢ある未来」をお示しするため、「新しい発想」に積極的に挑戦することとする。

(3) 計画期間

このプランの計画期間は、平成23年度から平成26年度までの4カ年とする。

第二章 プランの考え方

1 改革の目的

「県民の夢や希望の実現」

改革の最大の目的は「県民の夢や希望の実現」とする。
厳しい財政環境を背景として、「行財政改革」はともすれば、「予算の削減」や「人員の削減」など、「削減」に重きを置きがちであるが、本来、県行政が「誰のため」、「何のため」のものなのかという原点に立ち返り、あらゆる改革を、「可能性に満ちあふれるとくしまの未来」を創り、「**県民の夢や希望**」を実現することを目的として実施することとする。

このため、このプランにおいては、個別具体の改革項目ごとに「改革により目指す姿」を記載し、県民の皆様にお示しすることによって、しっかりとした目的意識のもと、改革を推進することとする。

2 改革にあたっての基本理念

～「新しい発想」で「新しい次元の行財政運営」に挑戦～

来るべき「本格的な地方分権型社会」の到来は、地方の真の実力が試される時代の到来といえる。

社会・経済環境がめまぐるしく変化し、様々な課題が、次々と姿を表す現状において、従来型の行財政運営に固執していたのでは、「**県民の夢や希望の実現**」どころか、現状の県民サービスを維持することすら危ういと言わざるをえない。

「知恵は地方にこそあり!」、「徳島こそが日本の羅針盤になるんだ」との気概を常に持ち、「新しい発想」で「新しい次元の行財政運営」に挑戦してこそ、「可能性に満ちあふれるとくしまの未来」を創り、「**県民の夢や希望**」を実現することができるのである。

このような認識のもと、このプランでは
～「新しい発想」で「新しい次元の行政運営」に挑戦～
を基本理念と定め、あらゆる分野において、「徳島の持つ潜在力」を活かし、徳島ならではの「新しい次元の行財政運営」に挑戦することとする。

3 改革により目指す姿

「我が国をリードする政策発信拠点」

改革の基本理念に基づき、「新しい発想」で「新しい次元の行政運営」に挑戦し続けることによって、「とくしまの未来」を支える確かな行財政基盤を構築し、そのうえで、常に新しい「徳島ならではの行財政改革モデル」（徳島スタイル）を発信し続け、「日本の確かな羅針盤」として「我が国をリードする政策発信拠点」となることを目指す。

（財政構造）

「財政中期展望」によれば、今後、平成23年度から平成25年度までの間に、さらに「130億円」の収支改善に取り組むことが必要であり、まずはこの「厳しい状況」をあらゆる手立てで回避する必要がある。

一方、極めて厳しい経済・雇用情勢が続くなか、「百年に一度の経済危機」からの早期脱却に向けた「経済・雇用対策」や徳島の強みを生かす「新成長戦略」の実施は不可欠であり、また「東海・東南海・南海『三連動』地震」への抜本対策をはじめとする「安全・安心対策」の実施は、まさに喫緊の課題である。

このため、県民のニーズを適切に把握し、施策の進むべき方向性を的確に見定めることにより、県民にとって真に必要なサービスを確認しつつ、「経済・雇用対策」や「新成長戦略」といった将来の県勢発展の礎となる分野や「安全・安心」につながる施策を重点的に展開することとする。

あわせて、「新たな行政手法の展開」にも積極的に挑戦することにより、中長期的な視点のもと「収支不足額の解消」や「財政調整的基金の充実」といった目標を達成しつつ、毎年度、着実な財政状況の改善を図り、必要な政策を重点的に展開できる「財政力」を有する「未来志向の財政構造」を実現する。

（人員・組織体制）

「とくしまの未来」を支えていくためには、「一般行政部門職員3,000人体制」に向けた、着実な改革の推進が必要であるのはもちろん、併せて、来るべき「本格的な地方分権型社会」の到来、あるいは「経済・雇用対策」、「安全・安心対策」など、直面する諸課題に的確に対応していくことができる、確かな組織・人員体制の維持・構築に、しっかりと取り組むことが極めて重要である。

このため、将来的な執行体制を視野にいれた目指すべき職員年齢構成の確立など、中長期的な視点のもと、職員・組織体制の管理を行い、併せて、新たな能力開発や人材の登用、職場環境の改善などに取り組み、これからの県民サービスを支え、**我が国をリードする新しい政策を創造・推進することができる確かな組織力の確保**に取り組むこととする。

また、出先機関概念の完全払拭・「全機関の頭脳拠点化」にも新たに挑戦することとし、県の全ての機関について、高度な専門性を有する、人材・知識の集積した「**知の拠点**」・「**頭脳拠点**」として改革し、組織執行体制の強化を図るとともに、併せて、それぞれの相乗効果により、県全体の潜在力を最大限に発揮し、「**県民の夢や希望の実現**」に向けて取り組むことができる、**活力みなぎる体制の構築**を図ることとする。

4 改革に向けて

(1) 3つの視点

全体を通じ、改革に取り組むにあたっては、次の3つの視点のもと取り組むこととする。

◆「既成概念からの超越に挑戦」

これからの「とくしまの未来」に相応しい「新たな次元の行財政運営」に向けて、これまで当たり前とされてきた、あらゆる「既成概念の超越」に挑戦することとする。

これまで「当たり前」とされていたことであっても、常に、新しい発想をもって見つめ直し、その既成概念の壁を打ち破ることによって、初めて「新たな次元の行財政運営」への挑戦が生まれてくる。

真に必要な政策実現・課題解決のためであれば、徳島が、新しいジャパンスタンダードを生み出していくんだという強い意志と確かな行動力をもって、改革に挑戦していかなければならない。

◆「スピード感をもって未来を先取」

改革を進めるにあたっては、今の時代を捉えるだけでなく、「未来を先取るスピード」をもって、取り組むこととする。

現在、本県を取り巻く環境は、かつてないほどのスピードで、大きく変化し続けている。このような歴史的な転換期において、「東海・東南海・南海『三連動』地震」への万全の備え、あるいは「百年に一度の経済危機」からの早期脱却といった、喫緊の重要課題に対応し、なおかつ「可能性に満ちあふれるとくしまの未来」を創っていくためには、今、目の前にある情報や課題を、スピード感をもって捉えるのはもちろん、来るべき時代をしっかりと見据え、スピードをもって未来を先取る改革に挑戦していかなければならない。

◆「県民の皆様とともに創造」

あらゆる取組みを進めるにあたって、徹底した「県民目線」に立ち、「県民の皆様とともに創造」を念頭に、新たな挑戦を行うこととする。

来るべき「本格的な地方分権型社会」は「地域のことは地域が決める時代」であり、県政の主役は地域住民である「県民」である。新しい時代の行財政運営においては、県民に、主体的・積極的に県政に参加していただき、県民とともに県政を運営していくことが不可欠である。

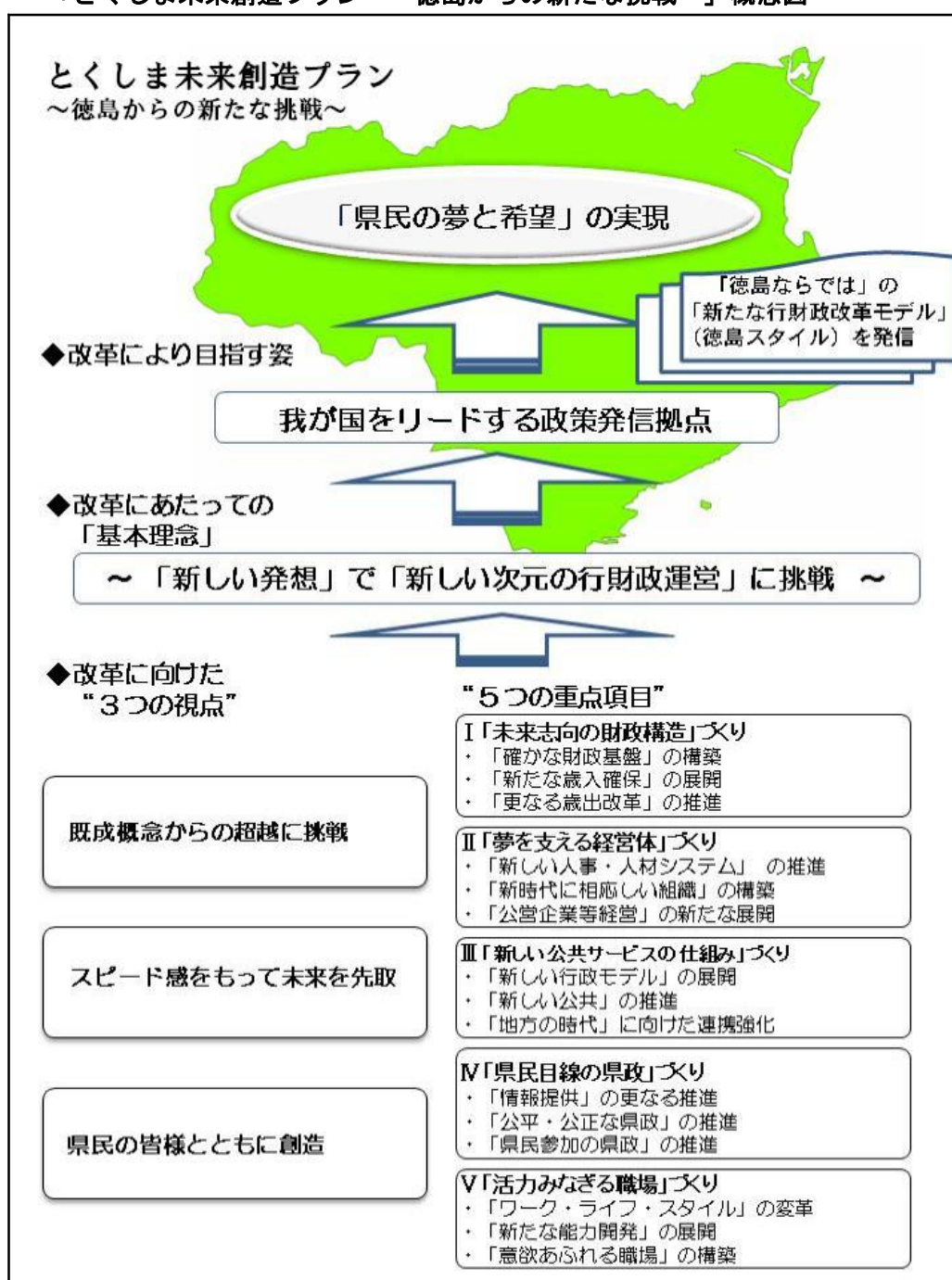
このため、政策の立案から実行まであらゆる段階で、これまで以上の「県民意見の反映」と「県民参加」を推進することにより、「県民の皆様とともに」様々な課題の解決に挑戦し、「可能性に満ちあふれるとくしまの未来」の創造に挑戦していかなければならない。

(2) 5つの重点項目

また、このプランにおいて掲げる目的の達成、目指すべき姿の実現に向けて、次の「5つの重点項目」に沿って、個別の具体的な改革に取り組むこととする。

- 重点項目Ⅰ 「未来志向の財政構造」づくり
- 重点項目Ⅱ 「夢を支える経営体」づくり
- 重点項目Ⅲ 「新しい公共サービスの仕組み」づくり
- 重点項目Ⅳ 「県民目線の県政」づくり
- 重点項目Ⅴ 「活力みなぎる職場」づくり

「とくしま未来創造プラン ～徳島からの新たな挑戦～」概念図



第三章 改革に向けた「5つの重点項目」

重点項目Ⅰ 「未来志向の財政構造」づくり

中長期的な視点のもと、着実な財政状況の改善を図りつつ、県民のニーズを的確に把握し、必要な政策を重点的に展開できる「財政力」を有する「未来志向の財政構造」の実現に挑戦する。

(1) 「確かな財政基盤」の構築

「財政構造改革基本方針」に基づき、「財政調整的基金の充実」や「財政状況の積極的な開示」など、財政健全化に向け取り組む。

<主な取組目標>

- ① 「財政構造改革基本方針」の策定・推進 ㉓～
- ② 「財政調整的基金」の充実
 - ・ 財政調整的基金残高 ㉑ 80億円 → ㉔ 321億円
- ③ 「財政健全化度」の証明 「財政状況」の積極的な開示
 - ・ 格付け機関による格付け「全国上位クラス」の堅持 ㉓～

(2) 「新たな歳入確保」の展開

スポンサー型や協賛型といった「新たな手法による歳入確保」を展開するなど、歳入確保対策を推進する。

<主な取組目標>

- ① 「既存ストック」の更なる活用
 - ・ 未利用財産の計画的な売却 ㉓～㉔ 45件（収入見込額約7億円）
 - ・ 貸付等、新たな有効活用の推進
- ② 「貴重な自主財源」 県税収入の確保
 - ・ 全国上位クラスの徴収率の確保 ㉓～㉔ 全国10位以内
 - ・ 「歳出の中から歳入を生み出す取組み」の推進
- ③ 「新たな手法による歳入確保」の展開
 - ・ 広告料収入㉑～㉒約1.3億円（累計）→ ㉓～㉔約2.6億円（累計）
 - ・ ネーミング・ライセンス施設の拡大 ㉒8施設 → ㉔10施設

(3) 「更なる歳出改革」の推進

総人件費や公債費といった義務的経費の抑制や聖域なき徹底した事務事業の見直しにより、収支不足額の解消に向け取り組む。

<主な取組目標>

- ① 義務的経費 「総人件費」の抑制
 - ・ 特別職の報酬・手当の減額
 - ・ 職員数の削減等による一般職の人件費の抑制
- ② 義務的経費 「県債発行」「公債費」の抑制
 - ・ 公債費（一般会計へ入、臨時財政対策債除く） ㉑ 806億円 → ㉔ 600億円台
- ③ 義務的経費 「社会保障関係費」の抑制
 - ・ 給付の現状分析及び適正な給付のあり方検討
 - ・ 国への提言、健康・長寿施策の推進

重点項目Ⅱ 「夢を支える経営体」づくり

これからの県民サービスを支える確かな組織力と、新たな可能性を発信し続ける創造力を兼ね備え、相乗効果により、それぞれの持つ潜在力の最大化を実現する、県民の「夢を支える経営体」を目指し、新しい職員・組織体制の構築に挑戦する。

(1) 「新しい人事・人材システム」の推進

「定員管理の適正化」や「本県ゆかりの人材」の発掘など、組織の力を最大限に発揮できる「新しい人事・人材システム」の構築・推進に取り組む。

<主な取組目標>

- ① 「3,000人体制」に向けたバランスのとれた「定員管理」の実施
・計画的な職員採用による職員全体に占める36歳以下の若年層割合の向上
- ② 定年延長を見据えた新たな人事・給与管理システムの構築
・新たな人事・給与管理システムの構築 ⑳～
- ③ 「人材活用」の新たな展開 「本県ゆかりの人材」の発掘
・若手の県人によるプロジェクトの支援 ㉓～㉖ 10事業

(2) 「新時代に相応しい組織」の構築

「出先機関概念の完全払拭」など、「本格的な地方分権型社会」の到来をはじめとする来るべき時代に対応した、新しい組織体制を構築する。

<主な取組目標>

- ① 全機関の「頭脳拠点化」 「出先機関概念」の完全払拭
・出先機関を頭脳拠点化（出先機関をゼロへ） ㉒30機関→㉖0機関
- ② 未来の「徳島発展の礎」を築く組織体制づくり
・「新経済ウター(仮称)」と一体となった「中央テラス(仮称)」の整備 ㉗開校
・農林水産総合技術支援センターの再編・新拠点整備 ㉘
- ③ 「三連動地震」への万全の備え・体制の強化
・「徳島県防災・危機管理センター(仮称)」の設置 ㉙
- ④ 「世界へ発信」 「グローバル戦略」の強力展開
・「国際交流戦略センター(仮称)」の設置・推進 ㉚

(3) 「公営企業等経営」の新たな展開

「総合メディカルゾーン」を中枢とした地域医療連携ネットワークの構築など、より高度で効果的な「公営企業等経営」を展開する。

<主な取組目標>

- ① 「病院局」の新たな事業展開
・総合メディカルゾーンを中枢とした地域医療連携ネットワークの構築 ㉛導入
- ② 「企業局」の新たな事業展開
・新たな発電技術に関する調査・研究
・再生可能エネルギーに関する学習の場の提供 ㉜～
- ③ 「外郭団体」の更なる健全化
・組織の見直し(㉑比較) ㉝役員数△13% 職員数△5%
・県関与の見直し(㉑比較) ㉞補助金△40% 委託金△20%
・公益法人制度改革への対応 ㉑ー → ㉟21団体

重点項目Ⅲ 「新しい公共サービスの仕組み」づくり

これまでの「既成概念を超越」した新しい取り組みや、新たな「協働・連携」を創造し、我が国をリードする「新しい公共サービスの仕組み」づくりに挑戦する。

(1) 「新しい行政モデル」の展開

「とくしま“トクトク”事業」をはじめとする、「徳島ならではの」の新たな行政手法の更なる創造・展開を図る。

<主な取組目標>

- ① 「新しい行政手法」のさらなる展開
 - ・「とくしま“トクトク”事業」年間実施事業数 ②142事業 → ②6284事業
 - ・「実証実験・モデル事業」年間実施事業数 ②14事業 → ②6100事業
 - ・「歳出の中から歳入を生み出す取組み」の推進
- ② 「徳島ならではの」の「新たな事業評価システム」の確立
 - ・県政運営評価戦略会議の設置 ②3 創設
- ③ 「社会資本の新たな有効活用」の展開
 - ・高架下等利用計画の策定・実施 ②6 5箇所

(2) 「新しい公共」の推進

県民、NPO等との「協働・連携」の更なる展開と新たな挑戦により、「新しい公共」を推進する。

<主な取組目標>

- ① 「シナジー効果の発揮」 「NPOビレッジ」の設置
 - ・「NPOビレッジ」の設置 ②0箇所 → ②63箇所
- ② 県民とともに進める「地域づくり」
 - ・農山漁村(ふるさと)協働パートナーの協定数(累計) ②8協定 → ②620協定
 - ・県民参加による植樹などの森づくり件数(累計) ②17件 → ②60件
 - ・官民協働型維持管理の参加団体数 ②13団体 → ②30団体
- ③ 「産学官連携」の新たな展開
 - ・「農工連携スタディーズ」の設置 ②4

(3) 「地方の時代」に向けた連携強化

本格的な地方分権型社会の到来を先取りし、国や他の自治体等との連携強化と新しいスタイルの創出に取り組む。

<主な取組目標>

- ① 「関西広域連合」による「平成の新しい国づくり」
 - ・徳島発の広域プロジェクト数(累計) ②3 → ②69
- ② 「全国モデル」を徳島が発信! 「政策提言活動」の強力展開
 - ・国への政策提言数 ②64項目 → ②3~②5計300項目
- ③ 市町村、NPO等との連携による「集落再生」への挑戦
 - ・「とくしま集落再生プロジェクト」の検討・実施 ②3~

重点項目Ⅳ 「県民目線の県政」づくり

政策の立案から実行まであらゆる段階で、これまで以上の「県民意見の反映」と「県民参加」の新たな取組みを進め、「県民の皆様とともに」様々な課題の解決に挑戦する。

(1) 「情報提供」の更なる推進

「徹底した情報公開」の推進など、更にきめ細やかな県政情報の提供に取り組む。

<主な取組目標>

- ① 全国屈指！「徹底した情報公開」の推進
 - ・知事部局の情報公開度ランキング（全国） ㉔全国トップクラスの連続達成
 - ・「公表推進情報」の「県HP」上での公表件数 ㉑90件→㉒180件
- ② 積極的に発信！「きめ細やかな情報提供」
 - ・e-モーターマガジン「県HPが役に立っている」との回答割合 ㉑53.5%→㉒75%
 - ・メールマガジン登録者数 ㉑3,157 → ㉒5,000
 - ・県外本部発 メールマガジンの発信 ㉑～
- ③ 適正な情報管理の徹底 「情報セキュリティ」の確保
 - ・情報セキュリティポリシーの見直し・推進（毎年）

(2) 「公平・公正な県政」の推進

更なる入札・契約制度改革の推進など、県民の信頼に応えることができる公平・公正な県政の推進に取り組む。

<主な取組目標>

- ① 信頼される県政へ 「コンプライアンス」の徹底
 - ・制度運用等に関する重層的なチェック体制の構築・運用 ㉑～
- ② 更なる「厳格化」 契約制度改革の推進
 - ・競争性・透明性の向上（一般競争入札の原則化等） ㉑実施
- ③ 「透明性」の向上 「県退職者等」の能力活用
 - ・「とくしま“人財”バンク」の見直し ㉑～

(3) 「県民参加の県政」の推進

これまで以上の、県政への「県民の意見の反映」と「県民参加」を図る新たな取組みを推進する。

<主な取組目標>

- ① 「提言実現システム」の構築 県民意見を反映した施策展開
 - ・「とくしま 目安箱」の設置・運用 ㉑～ 提言件数 年間1,000件
 - ・「提言実現システム」の創造 ㉑
- ② 進化する「ワンストップサービス」 県庁コールセンター
 - ・FAQの充実 月間平均アクセス回数 ㉑ー → ㉒2万5千件
 - ・コールセンターでの対応完了率 ㉑ー → ㉒60%
- ③ 「地域に開かれ」・「地域に支えられる」学校づくり
 - ・「コミュニティ・スクール」モデル校設置数（累計） ㉑11校→㉒14校
 - ・学校評価システムの充実・改善 学校関係者評価の実施率 ㉑100%

重点項目Ⅴ 「活力みなぎる職場」づくり

本県が有する職員・組織の力を最大限に発揮し、一丸となって諸課題に立ち向かうことができる「活力みなぎる職場」づくりに挑戦する。

(1) 「ワーク・ライフ・スタイル」の変革

職員が県民サービスに専念でき、かつ自身のスキルアップ等にも積極的に取り組むことができる「ワーク・ライフ・スタイル」の変革を推進する。

<主な取組目標>

- ① 「意欲と能力の向上」 「ワークスタイル」の変革
 - ・「徳島ならではの」ワークスタイルの変革
 - ・職員の自己啓発研修等の充実
- ② 「能力発揮の基礎」 職員健康管理の推進
 - ・健康診断における有所見者等の事後指導の相談人員数 ㉒326人→㉓600人
 - ・メンタルヘルス研修受講者数 ㉒287人→㉓430人
- ③ 「仕事と生活の調和」 「ワーク・ライフ・バランス」の推進
 - ・県男性職員の育児参加のための休暇取得率 ㉒31.1%→㉓90%

(2) 「新たな能力開発」の展開

「関西広域連合による広域職員研修」の実施などにより、本県職員の更なる能力開発を推進する。

<主な取組目標>

- ① 新たな「人材育成」の展開 「職員研修」の充実強化
 - ・「関西広域連合」による広域職員研修の実施等 ㉒～
- ② 危機事象発生地域の積極支援による「危機対応力」の強化
 - ・被災地等支援職員派遣システムの構築 ㉒～
- ③ 我が国をリード「ICTシステム開発」と「業務最適化」
 - ・県開発システムの他自治体等での採用件数（累計） ㉒29件 → ㉓100件
 - ・最適化対象業務数 ㉒303業務 → ㉓400業務（累計）

(3) 「意欲あふれる職場」の構築

「業務・職場改善取組」の更なる推進などにより、職員のモチベーションの更なる向上に取り組む。

<主な取組目標>

- ① 「ボトムアップ」の徹底 「業務・職場改善取組」の推進
 - ・「ひとり1改善運動」の推進による業務改善数（累計） ㉒～㉓10,000件以上
- ② 成果に応じた「人事評価制度」の定着・見直し
 - ・時代に即した目標管理システムの見直し
- ③ 新たな「庁内公募制度」の推進
 - ・一般業務コースの登用率 ㉒42.9% → ㉓80%

第四章 プランの改革工程表

1 改革項目体系表

重点項目	改革項目	
I 「未来志向の財政構造」づくり	(1) 「確かな財政基盤」の構築	1 財政構造改革基本方針の策定、推進
		2 財政調整的基金の充実
		3 地方税財政制度等の国に対する主張及び提言
		4 財政状況の積極的な開示
	(2) 「新たな歳入確保」の展開	5 「ふるさと納税」による徳島の魅力創造
		6 未利用財産の更なる有効活用
		7 県税収入の確保
		8 新たな手法による広告事業の展開
		9 未収金対策の推進
		10 受益者負担の適正化
	(3) 「更なる歳出改革」の推進	11 総人件費の抑制
		12 県債発行、公債費の抑制
		13 特別会計の健全化
		14 公共事業の効率化、重点化
		15 内部管理経費の見直し
		16 公用車等の効率的な使用・管理
		17 社会保障関係費の増大抑制
II 「夢を支える経営体」づくり	(1) 「新しい人事・人材システム」の推進	1 3,000人体制に向けたバランスのとれた定員管理の実施
		2 定年延長を見据えた新たな人事・給与管理システムの構築
		3 徳島にゆかりのある「人材の発掘」
		4 職員の能力の最大活用
		5 多様な人材の活用
		6 女性職員の登用
	(2) 「新時代に相応しい組織」の構築	7 出先機関概念の完全払拭（出先機関をゼロへ）
		8 真の地方分権型社会をリードする組織体制の構築
		9 効率的な「組織マネジメント体制」の構築
		10 未来の徳島発展の礎を築く組織体制づくり
		11 危機管理体制の充実強化
		12 グローバル化に対応した組織体制の整備
		13 発達障害者の総合的支援体制の整備
		14 全国モデルとなる特別支援学校づくりの推進
		15 活力と魅力ある学校づくりの推進
		16 警察組織体制の見直し

重点項目	改革項目	
	(3)「公営企業等経営」の新たな展開	17 病院事業の経営健全化 18 効率的で質の高い医療供給体制の整備 19 企業局経営計画の推進 20 企業局ならではの時代に対応した地域貢献の推進 21 外郭団体等の問題解決プランの推進 22 公益法人制度改革の推進
Ⅲ「新しい公共サービスの仕組み」づくり	(1)「新しい行政モデル」の展開	1 新しい行政手法のさらなる展開 2 より効果的な新規事業の創出 3 「徳島ならではの」「新たな事業評価システム」の確立 4 全庁連携によるシナジー効果を発揮した施策展開 5 既存ストックを活用した新たな地域支援 6 見える「知の拠点」活動の展開 7 社会資本の新たな有効活用 8 社会資本の効率的運用、長寿命化 9 県有施設の耐震化、リニューアルの推進 10 県有施設の省エネルギー化の推進 11 「社会保障と税に関わる番号制度」の活用に係る検討体制の構築 12 スピード感ある条例の制定及び改廃
	(2)「新しい公共」の推進	13 NPO等の育成支援・自立支援 14 県民、NPO等との協働事業の推進 15 NPOビレッジの設置 16 ボランティア、アドプトプログラムの推進 17 地域における自主防災体制の構築 18 県民との協働による地域の保全・活性化 19 新しい産学官連携の展開 20 地域活動における民間企業等との連携 21 地域をリードする担い手づくり 22 民間資金等を活用したPFIの推進 23 指定管理者制度の推進
	(3)「地方の時代」に向けた連携強化	24 「関西広域連合」による「平成の新しい国づくり」 25 国との連携、分担 26 他都道府県との連携 27 国に対する政策提言活動の強力展開 28 市町村との連携による「とくしま集落再生プロジェクト」の推進 29 基礎自治体の充実強化 30 地域との連携による地域の課題解決

重点項目	改革項目	
Ⅳ「県民目線の県政」づくり	(1)「情報提供」の更なる推進	1 「徹底した情報公開」の推進
		2 県政情報のきめ細やかな提供
		3 情報セキュリティの確保
		4 警察行政の透明性の確保
	(2)「公平・公正な県政」の推進	5 コンプライアンスの徹底
		6 入札制度改革の推進
		7 契約制度改革の推進
		8 監査機能の充実強化
		9 県退職者等の能力活用
	(3)「県民参加の県政」の推進	10 県民意見を反映した施策の展開
		11 県庁コールセンターの運営
		12 地域に開かれた学校づくりの推進
		13 行政手続制度の迅速・透明化の推進
Ⅴ「活力みなぎる職場」づくり	(1)「ワーク・ライフスタイル」の変革	1 職員のワークスタイルの変革
		2 職員能力を活用した地域への貢献
		3 職員健康管理の推進
		4 ワーク・ライフ・バランスの推進
		5 超過勤務の縮減
		6 ライフプランの推進
		7 文書作成・管理の効率化
		8 環境マネジメントシステムの推進
	(2)「新たな能力開発」の展開	9 職員研修の充実
		10 広域的な視野を持つ職員の形成
		11 被災地等支援職員派遣システムの構築
		12 「地方の時代」の新たな人事交流の促進
		13 ICTを活用した業務・システム最適化の推進
		14 オープンソースソフトウェアを活用したシステム開発の推進
		15 学校情報化の推進
	(3)「意欲あふれる職場」の構築	16 「職員提案」による「業務・職場改善取組」の推進
		17 成果に応じた人事評価制度の定着・見直し
		18 給与制度の見直し
		19 新たな庁内公募制度の推進
		20 新次元の「行財政改革」に挑戦するための職員の意識改革

2 改革工程表

I 「未来志向の財政構造」づくり

(1) 「確かな財政基盤」の構築

I - 1	財政構造改革基本方針の策定、推進	所管部局	企画総務部		
取組内容	依然として厳しい財政状況を踏まえ、歳入・歳出両面にわたる「一段と踏み込んだ対策」を実施し、「持続力のある財政構造」の確立を図るため、「財政構造改革基本方針」に基づき、財政健全化に向けた取組を推進します。				
取 組 目 標					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政構造改革基本方針の策定・推進 ㉓～ <li style="padding-left: 20px;">収支不足額の解消 ㉓～㉔ 130億円 <li style="padding-left: 20px;">公債費の縮減 ㉔までに 600億円台 <li style="padding-left: 20px;">財政調整的基金残高の充実 ㉔末までに 321億円 					
実施概要		23	24	25	26
・ 財政構造改革基本方針の推進		策定・推進			→
改革により 目指す姿	将来にわたり安定的かつ的確な「行政サービス」を提供するための強固な財政基盤を構築します。				
22年度までの 主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「財政構造改革基本方針（H20～22）」に基づき、義務的経費にまで踏み込んだ「聖域を設けない」徹底した歳出の見直しや「とくしま“トクトク”事業」の積極的展開など、財政構造改革の取組みを着実に推進 ・ 「とくしま未来創造プラン推進委員会」に「財政構造改革小委員会」を設置し(平成21年8月)、「今後の財政構造改革の方向性等」について提言をいただいた(平成22年2月)。 ・ 「財政構造改革基本方針（H20～22）」による取組成果 <ul style="list-style-type: none"> ① 収支不足の早期改善 <ul style="list-style-type: none"> ・ 目標の605億円を上回る「625億円」の収支不足を解消 ・ H22末の財政調整基金残高は「105億円」を確保 ② 公債費の抑制 <ul style="list-style-type: none"> ○ 公債費の縮減 <ul style="list-style-type: none"> ・ H21に減少へ。H18以来、4年ぶりの「800億円台」へ 公債費 ㉑918億円→㉒910億円→㉓898億円 ○ 県債残高の減少 <ul style="list-style-type: none"> ・ H18末をピークに減少へ。 ・ 臨時財政対策債を除く「実質的県債残高」は大幅に減少 実質的県債残高 ㉑7,731億円→㉒7,391億円→㉓6,992億円 				

I - 2	財政調整的基金の充実	所管部局	企画総務部		
取組内容	地方財政を取り巻く環境の急激な変化にも対応できるよう、安定的な財政運営の基盤である「財政調整的基金」を充実します。				
取 組 目 標					
・財政調整的基金残高 ㉑ 80億円 → ㉒ 321億円					
実施概要		23	24	25	26
・財政調整的基金残高の充実		充実			
改革により 目指す姿	地方交付税、税収等の急激な歳入の落ち込みや、災害等の突発的な支出に柔軟に対応するとともに、「経済・雇用対策」や「安全・安心対策」など、重要施策を重点的に展開できる「安定的な財政運営」を実現します。				
22年度までの 主な進捗状況等	<p>・「財政構造改革基本方針（H20～22年度）」の取組みにより、平成22年度末の財政調整的基金残高は、121億円を確保</p> <p>※財政調整的基金とは、財政調整基金と減債基金を合わせたものであり、</p> <p>（ ・財政調整基金 ㉑ 73億円 → ㉒ 150億円 ・減債基金 ㉑ 7億円 → ㉒ 171億円 ） を目指す</p>				

I - 3	地方税財政制度等の国に対する主張及び提言	所管部局	企画総務部		
取組内容	「持続可能な財政構造」を確立するためには、一般財源収入の根幹である地方税と地方交付税の充実が必要であることから、「地方税財政制度の充実」に向け、全国知事会などとも連携し、国に対し積極的に提言を行います。				
取 組 目 標					
・地方税財政制度の国に対する主張及び提言 ㉓～					
実施概要		23	24	25	26
・地方税財政制度の国に対する主張及び提言		推進			
改革により 目指す姿	適切な「地方税」、「地方交付税」の充実により、「持続可能な財政構造」の実現を目指します。				
22年度までの 主な進捗状況等	・6県知事会議等において政策提言・要望活動を行い、「ふるさと納税制度」「本四道路通行料金の値下げ」等が実現（平成19年度～平成22年度）				

I - 4	財政状況の積極的な開示	所管部局	企画総務部		
取組内容	<p>財政構造改革の推進は、県民サービスへの影響を伴うものであることから、財政の状況や改革の取組内容、予算について、県民の認識・理解を得た上で進める必要があるため、ホームページなど様々な手法を活用し、積極的かつ分かりやすい公表に努めます。</p>				
取 組 目 標					
<ul style="list-style-type: none"> ・県ホームページによる、財政状況、財政構造改革の取組内容、予算の公表 ㊦～ ・格付け機関による格付け「全国上位クラス」の堅持 ㊦～ 					
実 施 概 要		23	24	25	26
<ul style="list-style-type: none"> ・県ホームページによる財政状況等の公表 ・あらゆる機会を捉えた財政状況の説明 ・財政構造改革の推進による財政の健全化 		推進			
					→
					→
改 革 に よ り 目 指 す 姿	<p>本県の財政状況等を公表することにより、財政構造改革の取組みについて、県民の理解を得るとともに、財政運営の透明性を高めます。</p>				
22年度までの 主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・全国に先駆け「新公会計制度」に基づく決算の導入、公表 ・格付投資情報センター（R&I）から格付けを取得 AA（ダブルA）（H20年度～） ・徳島県IR（投資家説明会）の開催（H20年度～） 				

(2)「新たな歳入確保」の展開

I - 5	「ふるさと納税」による徳島の魅力創造	所管部局	企画総務部		
取組内容	<p>「徳島が大好き」「徳島の力になりたい」という県外在住の方々の想いを、「ふるさと納税」を通して具体化し、「ふるさと徳島」が有する魅力をより一層高めるため、全庁を挙げて「ふるさと納税」のPR活動に取り組み、この寄附金を活用した事業に、さらなる工夫を凝らし、積極的に展開します。</p>				
取 組 目 標					
<ul style="list-style-type: none"> ・より一層工夫を凝らした「ふるさと納税」のPR活動の実施 ㉓～㉖ ・「ふるさと納税」による寄附金を活用した「ふるさと“OURとくしま応援事業”」の新規事業創出 ㉔～㉕ ・前年度実績以上を確保 ㉓ 					
実 施 概 要		23	24	25	26
<ul style="list-style-type: none"> ・若手の県人に対する、きめ細かな情報提供など「ふるさと納税」のPR活動の実施 		推進			→
<ul style="list-style-type: none"> ・「ふるさと“OURとくしま応援事業”」の積極的な展開 		推進			→
改革により目指す姿	<p>「ふるさと納税制度」の積極的な活用により、県外在住者の「徳島への想い」を施策に反映させ、「豊かな自然」や「文化・スポーツ」「個性的な産業」「次代を担う人材」「地域の活性化」「災害予防と安心」など「ふるさと徳島」が有する様々な魅力を、より一層高めます。</p>				
22年度までの主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふるさと納税」実績 ㉐～㉒ 3年間累計 612件 8,537万円 ・制度導入から一定の期間が経過し、今後より新鮮な取組みが求められる 				

I - 6	未利用財産の更なる有効活用	所管部局	企画総務部、企業局、病院局、教育委員会、警察本部、関係各部署		
取組内容	将来とも利活用計画のない土地等の県有財産については、積極的に売却処分を行うとともに、貸付による地域活動の支援など、新たな有効活用に取り組みます。				
取 組 目 標					
<ul style="list-style-type: none"> ・未利用財産の売却目標（平成23～25年度）の策定・推進 ㉓～ 目標 ㉓～㉕ 45件（収入見込額約7億円） ・貸付等、新たな有効活用の推進 					
実 施 概 要		23	24	25	26
<ul style="list-style-type: none"> ・未利用財産処分の推進 ・貸付等、新たな有効活用の推進 		目標策定	推進		新たな目標の策定
		推進			→
改革により目指す姿		未利用財産の計画的な売却等に取り組み、歳入確保による県財政の健全化はもちろん、地域活動の支援等、県有財産の更なる有効活用策を展開します。			
22年度までの主な進捗状況等		<ul style="list-style-type: none"> ・未利用財産データベースの運用開始（H16年5月） ・新たな処分手法の導入（最低売却価格公表、インターネット売却等） ・平成20～22年度売却目標の策定（平成20年3月） →売却実績 ㉑～㉒ 59件（約36億4百万円） ・地価が長期にわたり下落傾向にあり、引き合いも減少する中、貸付等新たな有効活用が必要 			

I - 7	県税収入の確保	所管部局	企画総務部、関係各局		
取組内容	<p>収入未済額の割合の高い個人県民税について、収入確保対策を講じるなど、税負担の公平と県税収入の確保に努めるとともに、課税自主権の活用についても検討を行います。</p> <p>一方、企業誘致等、県税収入の増加につながる取組みを推進します。</p>				
取 組 目 標					
<ul style="list-style-type: none"> ・全国上位クラスの徴収率の確保 ㉓～㉔ 全国10位以内 ・「歳出の中から歳入を生み出す取組み」の推進 					
実 施 概 要		23	24	25	26
<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村との共同徴収等の実施・充実（市町村短期派遣制度・個人住民税の徴収引継制度） ・徳島滞納整理機構の活用 ・個人住民税の特別徴収制度の普及・拡大 ・市町村税務職員の県税局等への短期受入 ・課税自主権（新税の創設等）の活用検討 ・「歳出の中から歳入を生み出す取組み」の推進 					→
					→
					→
					→
					→
					→
改革により目指す姿	<p>高い徴収率を維持することにより、県民の税負担の公平感と自主納税意識の向上を図るとともに、県税収入の確保に資する取組みを推進し、分権型社会確立のための自主財源を確保します。</p>				
22年度までの主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島滞納整理機構の設置・運営（平成18年4月～） ・自動車税のコンビ二収納運用開始（平成21年度～） ・個人県民税の収入未済額が増加しているため、あらゆる市町村への支援策を最大限活用し、収入未済額の縮減を図ることが課題 				

I - 8	新たな手法による広告事業の展開	所管部局	企画総務部、関係各部局		
取組内容	従来の手法に加え、「スポンサー型」や「協賛型」など、知恵と工夫を凝らした「新たな手法」を導入することにより、広告料収入をさらに拡大します。				
取 組 目 標					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告料収入 ⑨～⑳約1.3億円(累計) → ㉓～㉕ 約2.6億円(累計) ・ ネーミング・ライセンス施設の拡大 ㉒8施設 → ㉔ 10施設 					
実 施 概 要		23	24	25	26
<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告事業の推進 ・ ネーミング・ライセンス導入施設の拡大 		推進			
改革により 目指す姿	<p>広告事業の拡大により、県収入の増加による県財政への貢献に加え、県内経済の活性化に寄与し、県民サービスの向上につながります。</p>				
22年度までの 主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページへのバナー広告、公用車の車体・ホイール広告、庁舎・公の施設を利用した広告、チラシ等への広告掲載等を導入（平成18年度） ・ 「広報誌」や「渦の道」など新たな広告媒体を提供し、広告事業を推進（平成19年度～） ・ 「自動車税納税通知書」や「とくしまの教育（教育広報誌）」等への広告掲載を導入（平成20年度～） ・ 「職員給与メール」、「職員とくしま（職員向け機関誌）」への広告掲載を導入（平成21年度～） ・ 「県庁エレベーター」、「県立総合大学校講座一覧表」への広告掲載を導入（平成22年度～） ・ ネーミング・ライセンス制度の導入 ㉒8施設（累計） <ul style="list-style-type: none"> （平成19年度）鳴門総合運動公園、南部健康運動公園野球場、 （平成20年度）徳島小松島港和田島緑地 （平成21年度）郷土文化会館 （平成22年度）男女共同参画交流センター「フレアとくしま」（⑲更新）、徳島県青少年センター、新町川河川管理通路（遊歩道）、蔵本公園 ・ 広告料収入 ⑬～㉒ 約2億円 ・ 更なる広告事業の展開には、新たな広告媒体・広告手法の開発が必要 				

I - 9	未収金対策の推進	所管部局	出納局、病院局、教育委員会、関係各局		
取組内容		県有施設使用料や貸付金など各種施策で生じている未収金について、債権確保に向けた取組を推進するとともに、滞納防止に向けた取組強化を行います。			
取 組 目 標					
<ul style="list-style-type: none"> ・未収金削減に向けた具体策の推進 ・未収金総額の削減 					
実 施 概 要		23	24	25	26
<ul style="list-style-type: none"> ・未収金対策連絡会議、研修会の開催 ・専門家（弁護士、債権回収会社）を活用した徴収の促進 ・回収不能債権の不納欠損処分（債権放棄） 		推進			
		推進			→
		検討・推進	推進		→
					→
改革により目指す姿	債権種別ごとの具体策を推進し、債権の発生から消滅まで適正に管理することにより、未収金を削減し、県民負担の公平性・公正性を確保するとともに、歳入確保に貢献します。				
22年度までの主な進捗状況等	<p>(未収金全般)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未収金対策連絡会議の設置、研修会及び事例研究会の開催、「債権管理Q&A」の作成（平成17年度～） ・「徳島県債権管理基本方針」の策定（平成20年11月） ・未収金削減に向けた債権種別ごとの具体策の策定（平成21年2月） ・徳島県未収金対策委員会の開催（平成21年10月、22年9月） ・未収金となった理由の多くが、貸付先企業の業績不振や倒産、債務者の生活困窮であり、長引く景気低迷の影響もあり、回収が難しい債権が多い ・「未収金発生の未然防止」及び「未収金発生時の早期対応」が重要 ・「悪質滞納者への適切な対応」が必要 <p>(中小企業高度化資金貸付金関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間委託による中小企業高度化資金貸付金（延滞債権）に係る債権管理回収の実施（平成20年7月～） ・中小企業高度化資金貸付金（延滞債権）に係る法的措置の実施（平成21年度～） ・近年、連帯保証人の相続による債務者増加により、回収が一層厳しくなる傾向にある <p>(県営住宅関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間委託による県営住宅滞納家賃の徴収（平成18年11月～） ・県営住宅明渡し等訴訟の提起（平成19年度～） ・県営住宅滞納家賃の夜間督促の強化（平成20年度～） ・滞納家賃対策の強化により、更なる家賃徴収率の向上及び、収入未済額の減少を図る必要がある <p>(県立病院関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立病院未収金に係る法的措置の実施（平成19年度～） <p>(奨学金貸付金関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「徳島県奨学金貸付金返還指導マニュアル」の作成（平成23年2月改訂） ・「奨学金未収金対策チーム」を設置し、督促業務を充実（平成22年5月～） ・徳島県奨学金未収金削減強化月間（平成22年8月） ・繰上償還で得するキャンペーンの実施（平成22年8月～） ・広報による滞納の未然防止の啓発 ・「奨学金システム」機能改修による債権管理の適正化（平成23年3月） 				

I - 10	受益者負担の適正化	所管部局	企画総務部、企業局、病院局、教育委員会、警察本部、関係各部局		
取組内容	県民負担の公平性や類似施設との均衡等の観点から、サービス水準に応じた「受益者負担の適正化」に取り組みます。				
取 組 目 標					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用料・手数料等の総点検・見直し ㊸～ ・ 前年度実績以上の増収効果の確保 ㊸～ 					
実 施 概 要		23	24	25	26
・ 使用料・手数料等の総点検・見直し					→
改革により 目指す姿	特定の行政サービスを利用して利益を受ける方と利用しない方との間の公平性を確保するとともに、歳入増加による県民サービスの向上を図ります。				
22年度までの 主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歳入対策企画員室の設置（平成20年度～） ・ 使用料・手数料等の状況把握及び課題の抽出・見直し（平成19年度～） →増収効果 ㊸62百万円 ㊸42百万円 				

(3)「更なる歳出改革」の推進

I - 11	総人件費の抑制	所管部局	企画総務部、企業局、病院局、教育委員会、警察本部		
取組内容		厳しい財政状況から脱するため、義務的経費にまで踏み込んだ見直しが必要であり、職員数の削減をはじめとする総人件費の抑制に取り組みます。			
取 組 目 標					
<ul style="list-style-type: none"> ・特別職の報酬・手当の減額 ・職員数の削減等による一般職の人件費の抑制 					
実施概要		23	24	25	26
<ul style="list-style-type: none"> ・職員数の削減等による人件費の抑制 		推進			→
改革により目指す姿	「職員数の削減」、「職員給与の臨時的削減」等の実施により総人件費を抑制し、県民サービスの低下を防ぐとともに、「持続的な財政構造の実現」に寄与します。				
22年度までの主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・特別職の報酬の減額（平成19年度～）知事△25% 他 ・職員給与の臨時的削減（平成19年度～） ～全国最下位クラスのラスパイレス指数(92.9)～ <ul style="list-style-type: none"> ①給料月額 △10～△7%（H23.4.1～△5～1%） ②管理職手当 △15% ・一般行政部門職員数の削減目標を大幅に上回り達成 ⑩4月3,561人→⑪5月3,235人（△326人） ・一方で、知事部局職員全体に占める36歳以下の若年層割合が半減 ⑩39.7%→⑪20.8% ・百年に一度の経済危機や東日本大震災による経済雇用情勢の悪化 ・年齢構成や経済雇用情勢にも配慮したバランスのとれた定員管理の必要性 ・着実な取組みにより、「持続可能な財政構造の実現」に向け、一定の道筋を見いだせたものの、依然として厳しい財政状況を改善するため、引き続き「総人件費の抑制」が必要 				

I - 12	県債発行、公債費の抑制	所管部局	企画総務部
取組内容	投資的経費の重点化により、県債新規発行の抑制を図るとともに、「財政の弾力性」を確保し、「財政健全化への道筋」を確かなものとするため、義務的経費である「公債費」のさらなる縮減に努めます。		
取 組 目 標			
・公債費（一般会計ベース、臨時財政対策債除く） ㉑ 806億円 → ㉒ 600億円台 ・格付け機関による格付け「全国上位クラス」の堅持 ㉓～			
実 施 概 要	23	24	25
・県債発行、公債費の抑制	抑制		
改革により 目指す姿	「財政の弾力性」が向上することにより、公債費以外の各種事業に充当できる財源の充実が図られます。		
22年度までの 主な進捗状況等	・県債残高 18年度末をピークに減少へ。 実質的な地方交付税である「臨時財政対策債」の大幅な増により、21年度末から再び、増加に転じているが、「臨時財政対策債」を除く県債残高については、引き続き減少傾向を維持している。 (8, 256) (6, 992) ㉑9, 613億円 ㉒9, 427億円 注) () 内は、「臨時財政対策債」を除いた額 ・公債費 20年度をピークに、減少へ ㉓当初918億円 ㉔当初898億円		

I - 1 3	特別会計の健全化	所管部局	農林水産部、県土整備部		
取組内容	<p>県有林県行造林特別会計及び港湾等整備事業特別会計、流域下水道事業特別会計について、コストの縮減・収入の確保・事業実施手法の見直しを実施するなど、一層の効率的な経営を進め、会計の健全化を図ります。</p>				
取 組 目 標					
<p>(県有林県行造林特別会計)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・搬出間伐等による財産収入の確保 ㉓～㉔ 約1.3億円 <p>(港湾等整備事業特別会計)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収支改善の推進 ㉓～㉔ ・資本費平準化債の活用等による一般会計繰出金の圧縮 ㉓～㉔ 約40億円 ・コンテナ貨物取扱量 ㉒ 10,913TEU → ㉔ 15,000TEU ・徳島空港臨空用地の売却・貸付 ㉒ 1区画売却 → ㉔ 全区画を売却・貸付 <p>(流域下水道事業特別会計)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県及び関連市町における費用負担原則に基づいた中長期経営計画の推進 ・資本費平準化債の活用による一般会計繰出金の圧縮 ㉓～㉔ 約5.6億円 ・指定管理者制度の導入 ㉕ 					
実 施 概 要		23	24	25	26
<p>(県有林県行造林特別会計)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効率化の推進(素材生産事業の事務委任) ・間伐及び主伐による収入の確保 <p>(港湾等整備事業特別会計)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業規模、手法の見直し、建設コストの縮減等による事業費の縮減 ・収支改善の推進 (施設の利用促進、未利用地の売却、未収金の圧縮 土地利用計画の変更等) <p>(流域下水道事業特別会計)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中長期経営計画の推進 ・指定管理者制度等の活用による効率的な維持管理体制の検討・構築 		推進			→
		推進			→
		推進			→
		推進			→
		検討		構築	→
改革により目指す姿	<p>安定した財政基盤を確保し、計画的な事業実施により、県民生活と県内経済を支える特別会計を目指します。</p>				
22年度までの主な進捗状況等	<p>(県有林県行造林特別会計)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・搬出間伐の推進による財産収入の確保 ㉑～㉒ 約1.2億円 (㉑46,050千円 ㉒22,904千円 ㉑ 8,353千円、㉒43,325千円) ・施業の執行について一部競争入札を実施(平成20年度～) ・景気の動向による木材価格の変動で、財産収入が目標を下回らないよう、常に木材市況を把握した事業実施が必要 <p>(港湾等整備事業特別会計)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資本費平準化債の活用等による一般会計繰出金の圧縮 ㉑～㉒ 約54億円 ・経営収支改善対策の強化により、より一層の持続可能な財政運営基盤への転換が必要 <p>(流域下水道事業特別会計)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理費負担基準に係る関連市町の合意(平成20年度) ・県及び関連市町の合意に基づいた中長期経営計画の策定(平成20年度) ・資本費平準化債の活用による一般会計繰出金の圧縮 ㉑～㉒ 約5.1億円 ・持続可能な財政運営を図るには、市町における下水道の面整備や接続率の向上が必要なため、接続向上に向けた普及啓発等が重要 				

I - 14	公共事業の効率化、重点化	所管部局	企画総務部、農林水産部、 県土整備部、関係各部局		
取組内容	良質な社会資本の整備を着実に進めていくため、県内企業の活用に努めるとともに、総合評価落札方式の拡充により、コストと品質の両面を重視したコスト効率の改善に取り組みます。また、公共事業関連予算における県単独事業での実施予定箇所について、積極的に補助事業を獲得するなど、限られた財源の有効活用と重点化を図ります。				
取 組 目 標					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県発注公共事業における県内企業への発注率 ⑳～ 90%以上（金額ベース） ・ 県内企業への優先発注の推進 <ul style="list-style-type: none"> 県内産資材の使用を「優先使用」から「原則使用」に強化 設計段階から県内企業への発注の思想を導入 ・ 総合評価落札方式の推進 <ul style="list-style-type: none"> 総合評価落札方式の拡充により、コストと品質の両面に優れた公共工事を推進 ・ 事後評価の導入による事業重点化 ㉑ 本格実施 ・ 投資的経費の平準化・重点化の推進 <ul style="list-style-type: none"> （見直し基準）・ 公共事業評価により継続事業の見直しを速やかに行い、事業効果が早期に発現可能な新規事業等に有効活用 					
実 施 概 要		23	24	25	26
・ 県発注公共工事における県内企業への優先発注		推進			
・ 事後評価の導入による事業重点化の実施		試行		本格実施	
・ 投資的経費の徹底した平準化と重点化の推進		推進			
改 革 に よ り 目 指 す 姿	県公共事業コストの効率化、重点化が行われることにより、コストと品質に優れた良質な社会資本の整備が図られます。また、県内企業の活用強化により、県内経済の活性化が図られます。				
22年度までの 主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「県公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」の策定（平成13年度） ・ 公共事業重点化検討委員会の改組など重点化評価手法の見直し（平成17年度） ・ 重点化評価に新たな評価指標を追加（平成19・20年度） ・ 効率性の高い事業箇所にシフトできるよう、重点化評価の「評価項目」を見直し（平成21年度） ・ 公共事業における徹底した重点化を図ったことにより、一般財源の縮減（24億円）を図った（平成21年度） ・ 「県公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」に基づく、総合コスト縮減率（⑭比較）：⑳実績：14.8% ・ 公共事業予算の抑制を踏まえ、事業の選択と集中や、投資効率向上の更なる追求が必要 				

I - 15	内部管理経費の見直し	所管部局	企画総務部、関係各部署		
取組内容	委託料、役務費等の経費について、契約方法の改善や競争入札、業務仕様書の見直しをさらに推進します。また、情報通信技術の活用等による節減や、旅費の効果的・効率的な執行など、徹底した縮減に努めます。				
取 組 目 標					
・内部管理経費の徹底した節減 ㉓～					
実 施 概 要		23	24	25	26
・内部管理経費の徹底した節減					→
改革により 目指す姿	内部管理経費の徹底した節減により、効率的な行政運営を実現し、財源の確保を図ります。				
22年度までの 主な進捗状況等	・経常的内部管理経費の一部（10%）執行留保（平成21・22年度）				

I - 16	公用車等の効率的な使用・管理	所管部局	企画総務部、関係各部署		
取組内容	公用車等の調達について、新たな手法の検討を行うとともに、各所属で保有している公用車の集中管理を進め、効率的な使用・管理による総台数の削減や経費の節減を行います。				
取 組 目 標					
・効率的な調達、運用による公用車数の削減 ㉓～㉔ Δ5%					
実 施 概 要		23	24	25	26
・新たな調達手法の検討					→
・集中管理による公用車の総台数削減		方針策定	実施		→
改革により 目指す姿	公用車等の使用・管理経費を削減し、県財政の健全化に寄与します。				
22年度までの 主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・総合県民局の一部集中管理（平成17年度～） ・公用車の削減（平成23年3月末） <li style="padding-left: 20px;">→㉓～㉔累計 177台削減（Δ17%） 				

I - 17	社会保障関係費の増大抑制	所管部局	企画総務課 関係各部局		
取組内容	扶助費をはじめとする社会保障関係費について、給付の状況を分析し、抑制の可能性を検討するとともに、国に対し必要な予算の確保や制度改正について提言を行い、財政負担の増大抑制を図ります。				
取 組 目 標					
・増大傾向にある給付の現状分析及び適正な給付のあり方検討 ㊸～					
実 施 概 要		23	24	25	26
<ul style="list-style-type: none"> ・給付状況の分析・検討 ・国への提言 ・健康・長寿施策の推進 		推進			
					→
					→
改革により 目指す姿	すべての県民に公正で公平な制度の運用に努めることにより、より制度の信頼感を高めるとともに、社会保障関係費の適正化を図ることにより、本県財政の安定化と誰もが安心して暮らせる社会づくりを推進します。				
22年度までの 主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・国に対し制度要望を実施 ・「徳島県介護給付適正化計画」の策定（平成20年3月） ・生活保護について、平成20年度より就労支援相談員を配置 ・扶助費はここ数年、3～5%の伸びで推移しており、財政中期展望では、今後も毎年4%台で伸びていくと推計（国の社会保障費も24年度は前年度比1.2兆円拡大の見込み） 				

Ⅱ 「夢を支える経営体」づくり
 (1) 「新しい人事・人材システム」の推進

Ⅱ - 1	3,000人体制に向けたバランスのとれた定員管理の実施	所管部局	企画総務部、企業局、病院局、教育委員会、警察本部		
取組内容	一般行政部門職員3,000人体制を目指した着実な取り組みを行うほか、新たな行政需要に的確に対応できる組織力を維持し、県民サービスの維持・向上を図るとともに、県内経済・雇用情勢にも配慮した、計画的な職員採用を行い、年齢構成の是正などバランスのとれた定員管理を行います。				
取 組 目 標					
<ul style="list-style-type: none"> ・一般行政部門職員3,000人体制に向けた着実な取組みの推進 ・計画的な職員採用による職員全体に占める36歳以下の若年層割合の向上 					
実 施 概 要		23	24	25	26
<ul style="list-style-type: none"> ・県全体職員数の削減 ・36歳以下の若年層割合の向上 					→
改革により目指す姿	一般行政部門職員3,000人体制に向けて、年齢構成にも配慮した職員体制整備を行い、諸課題の解決と県勢の発展を支える確かな組織力を確保します。				
22年度までの主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・平成10年4月1日現在の「一般行政部門職員数3,868人」を、8年間で「200人削減」の目標を掲げ取り組み、平成18年4月1日時点で目標を達成（231人削減）（リフレッシュとくしまプラン） ・平成17年4月1日現在の「一般行政部門職員数3,703人」を、平成22年4月1日までの5年間で「200人以上削減」の目標を掲げ取り組み、平成22年4月1日までの5年間で目標の2倍となる411人を削減（リフレッシュとくしまプラン～更なる集中改革～） ・平成19年4月1日現在の「一般行政部門職員数3,561人」を平成23年4月1日までの4年間で「200人以上削減」目標を掲げ取り組み、2年前倒して目標を達成したことから、新たに目標を上積みし、さらに取り組みを加速させた結果、平成23年5月1日までの4年間で326人を削減（とくしま未来創造プラン） ・これまでの取り組みの結果、一般行政部門職員数は、平成10年4月1日から平成23年5月1日までの13年間で、職員数約△16%（⑩3,868人→㊸3,235人）削減 ・一方で、知事部局職員全体に占める36歳以下の若年層割合が半減 ⑩39.7%→㊸20.8% ・百年に一度の経済危機や東日本大震災による経済雇用情勢の悪化 ・年齢構成や経済雇用情勢にも配慮したバランスのとれた定員管理の必要性 				

Ⅱ - 2	定年延長を見据えた新たな人事・給与管理システムの構築	所管部局	企画総務部		
取組内容	定年延長後の組織人員体制を見据え、これまでの退職補充を前提とした定員管理や年次・年功的な昇任管理、給与管理といった人事管理や人材育成の在り方全般を見直し、年齢にとられない新たな人事・給与管理システムの構築を図ります。				
取 組 目 標					
<ul style="list-style-type: none"> ・定年延長を見据えた新たな人事・給与管理システムの構築 ㊸～ ・改革の基本理念を体現できる人材の育成、能力開発に向けた指針の策定 ㊸ 					
実 施 概 要		23	24	25	26
<ul style="list-style-type: none"> ・新たな人事・給与管理システムの構築 ・人材育成、能力開発に向けた指針の策定 		検討		構築	→
		検討		策定	→
改革により 目指す姿	<p>少子高齢化社会の現状を踏まえ、年齢にかかわらず、県職員として働く意欲と能力がある者の能力を最大限活用するとともに、組織力の維持・向上を図ります。</p>				
22年度までの 主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年10月 徳島県人事委員会勧告 「本県においても定年延長を中心とする高齢期の雇用問題は、高齢層職員だけの問題でなく、採用、育成、昇任管理等の人事管理全般にも関連してくることから、国や他の都道府県の動向を注視しながら、適切に対応していく必要がある。」 ・既存の再任用制度は、公的年金の支給開始年齢の引き上げに伴い、雇用と年金の連携を図るために設けられた制度であるが、本県においては、厳しい財政状況と年齢構成の是正を図る観点から、平成22年度から新規の再任用を見合わせている ・平成25年度からの公的年金の支給開始年齢の引き上げに合わせ、雇用と年金の接続を図り、65歳までの職員の能力活用を図ることが必要 				

Ⅱ - 3	徳島にゆかりのある「人材の発掘」	所管部局	企画総務部		
取組内容	徳島にゆかりのある「外部人材の発掘」や「ネットワークづくり」など、県外の人材と本県との「連携・交流」のさらなる活性化を図り、若手の県人による「本県情報の発信」など、本県の「将来発展への礎」となる施策を積極的に展開します。				
取 組 目 標					
<ul style="list-style-type: none"> ・若手の県人の出会いの場の創出 ⑳ 0事業 → ㉓～㉖ 10事業 ・県人の双方向情報交換システムの構築 ㉒ 構築 ・若手の県人によるプロジェクトへの支援 ㉒ 0事業 → ㉓～㉖ 10事業 					
実 施 概 要		23	24	25	26
<ul style="list-style-type: none"> ・若手の県人の出会いの場の創出 ・県人の双方向情報交換システムの構築 ・若手の県人によるプロジェクトへの支援 		推進			
		推進			→
		推進			→
		推進			→
改革により 目指す姿	「人材の発掘」により県内外の施策の充実を図り、観光振興や企業誘致の促進はもとより、新たな発想による「徳島発の施策」の実現や、日本を担う人材の輩出、本県の「ブランド発信力」の強化など、本県発展への礎を築きます。				
22年度までの 主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県人会活動との連携 ・徳島にゆかりのある「若い世代」に適應した「徳島県」とのかかわりの拡充が課題 				

Ⅱ - 4	職員の能力の最大活用	所管部局	企画総務部
取組内容	従来の職種・職域にとらわれない人員配置を行い、技能労務職員も含めた職員の持つ能力の最大限の活用と職場の活性化を図ります。		
取 組 目 標			
・職種・職域にとらわれない人員配置の拡大 ㊸～			
実施概要	23	24	25
・職種・職域にとらわれない人員配置の推進	推進		
改革により 目指す姿	「一般行政部門職員3,000人体制」に向けて、技能労務職員も含めた従来の職種・職域にとらわれない人員配置を行うことで、組織執行能力・県民サービスの維持・向上を図ります。		
22年度までの 主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・職制における事務・技術の区分を撤廃し、農業職や土木職の技術職員を商工労働部門や福祉部門に新たに配置するなど、「事務・技術」の垣根を越えた、職員の流動化を実施 ・農業職、土木職等技術職員を、全体の企画立案や政策調査等の部門に配置 ・林業職等の技術職員を環境部門に配置 ・保健師等の技術職員を児童相談所などの福祉部門に配置 ・研究職の技術職員を行政部門に配置 ・正課長クラスにおける事務職員・技術職員の交流 ・技術職員の副課長ポストへの登用 ・技能労務職員の行政職への転職促進 <ul style="list-style-type: none"> ・急激な職員削減を進めることにより、従来の職種・職域に基づいた人員配置に限界が生じており、本格的な職員の流動化が必要 ・県民ニーズの多様化に伴い、高度な専門性を備えた職員を育成する必要性 		

Ⅱ - 5	多様な人材の活用	所管部局	企画総務部、 県民環境部		
取組内容	<p>県庁内では得難い高度の専門性を備えた人材の活用や、期限が限定される専門的な行政ニーズへ対応するため、「任期付職員採用制度」及び「任期付研究員採用制度」の活用・拡充を行います。また、あわせて県審議会等への若年者委員の登用を積極的に行います。</p>				
取 組 目 標					
<p>・任期付採用制度の活用・拡充 ㊦～ ・県審議会等における若年者委員（40歳未満）の割合 ㊦4.3% → ㊦8.6%</p>					
実 施 概 要		23	24	25	26
<p>・任期付採用制度の活用・拡充 ・県審議会等における若年者委員の登用</p>					
改革により 目指す姿	<p>専門性を備えた人材を即戦力として任用することにより、期限が限定される専門的な行政ニーズに対応するほか、当該任期付職員等を通じて、一般職員の能力向上、組織の活性化を図ります。また、県審議会等への若年者委員の登用を推進することにより、県の施策・方針決定の場への若年者の参画を推進します。</p>				
22年度までの 主な進捗状況等	<p>・南海地震対策の防災対策を推進するため、任期付採用制度を活用し、自衛隊OB職員を採用し関係部局に配置（平成16年度～） ・全庁的な統計情報の利活用体制を整備するため、統計分析に係る専門的知識や経験を有する「任期付職員」を採用し関係部局に配置（平成22年度） ・LED製品開発にかかる試験研究・各種技術支援業等に従事する「任期付研究員」を採用し関係部局に配置（平成22年度）</p> <p>・県民ニーズの多様化に伴い、高度化・複雑化する行政課題に的確に対応するため、高度な専門的知識・経験を有した人材の必要性 ・任期付職員及び研究員が担うべき職域の積極的な掘り起こしが必要 ・審議会等の委員に占める50歳以上の割合が8割を超え（81.7%）、県の施策・方針決定における議論の硬直化、世代的な偏りを招くおそれ</p>				

Ⅱ - 6	女性職員の登用	所管部局	企画総務部、 県民環境部		
取組内容	<p>県庁職場における男女共同参画を促進するため、女性職員の一層の能力活用を目指した「徳島県女性職員の登用等に関する計画」に基づき、多様な職務経験の付与など職域の拡大、研修機会の充実などの能力の開発、係長以上のライン職への登用など、意欲と能力のある女性職員の育成・登用を行います。また、あわせて県審議会等への女性委員の登用を引き続き積極的に行います。</p>				
取 組 目 標					
<ul style="list-style-type: none"> ・女性役付職員数 ⑦300人 ・県審議会等における女性委員の割合 ③～ 50% 					
実 施 概 要		23	24	25	26
<ul style="list-style-type: none"> ・女性職員の育成・登用 					→
改革により 目指す姿	<p>課長補佐、係長といった「ライン職」への女性職員の積極的な登用を促進し、様々な経験を付与することで、意欲と能力を備えた女性職員が、将来の管理職として、活躍できる環境をつくります。また、県審議会等への女性委員の登用を推進することにより、県の施策・方針決定の場への女性の参画を推進します。</p>				
22年度までの 主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・収税業務、用地交渉業務等の折衝業務や政策の企画立案業務などに女性職員を配置 ・職員の意識啓発を図るための研修を実施 ・「徳島県女性職員の登用等に関する計画」を策定（平成16年4月策定） ・自己申告制度や庁内公募制の活用による積極的な配置の推進 ・文化庁、外務省、(財)自治体国際化協会などに6名（H23.4.1現在） ・自治大学校への派遣者2名のうち、1名を女性（⑮～） ・管理職への積極的な登用を実施 <ul style="list-style-type: none"> →係長以上の女性役付職員数 ⑳230人 ㉑262人 ・管理職員に占める女性職員の割合 ㉒全国平均6.0% ⇔ 徳島県4.5% ・管理職となり得る「50歳以上の年齢層」における女性職員の占める割合が低い（10.6%）ことが大きな要因であるが、将来の女性管理職を育成するため、「ライン職」への積極的な登用等、若手女性職員への様々な経験付与が必要 				

(2)「新時代に相応しい組織」の構築

Ⅱ - 7	出先機関概念の完全払拭（出先機関をゼロへ）	所管部局	企画総務部		
取組内容	「出先機関」を、高度な専門性を有し、人材、知識の集積した「知の拠点」「頭脳拠点」として、本庁組織に組み替え、一層機能強化を図ることにより、出先機関概念の払拭、並びに県民サービスの更なる向上を図ります。				
取 組 目 標					
・ 出先機関を頭脳拠点化（出先機関をゼロへ） ㊲ 30機関 → ㊲ 0機関					
実 施 概 要		23	24	25	26
・ 出先機関のあり方検討 ・ 出先機関を頭脳拠点化(出先機関をゼロへ)		検討	推進		
		22			0
改革により 目指す姿	出先機関概念の払拭はもとより、それぞれの機関が、その能力を最大限発揮させ、より高度で専門的な技術を提供することにより、県民サービスの向上を図ります。				
22年度までの 主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出先機関改革 H15（82機関） → H22（30機関）（△52機関） H17～18 県民局の設置（本庁組織へ） H20 東部各局の設置（本庁組織へ） H23 本部の設置（本庁組織へ） ・ 一般行政部門職員3,000人体制に向け、職員の総戦力化が課題 				

Ⅱ - 8	真の地方分権型社会をリードする組織体制の構築	所管部局	企画総務部		
取組内容	三連動地震に対する「9県知事会議」をはじめ、「関西広域連合」、「全国知事会」、「四国知事会」、「中四国サミット」など、今後、ますます加速するであろう「地方の時代」に、よりスピード感を持って対応するためには、「責任と権限」が明確で、かつ「機動的」な新たな「部の設置」が必要とされており、本県が、真の地方分権型社会をリードするための組織体制の構築を行います。				
取 組 目 標					
・ 地方分権の新たな潮流に対応した組織体制の構築 新たな「部の設置」 ㊲					
実 施 概 要		23	24	25	26
・ 新たな「部の設置」		検 討	設 置	推 進	
改革により 目指す姿	地方分権の新たな潮流に対応した組織体制の構築により、国や他の地方公共団体と強力かつ迅速に連携する中で、時代を先取りした政策創造し、本県が、国並びに広域連合レベル等の施策のメリットを享受するのみならず、自ら日本の再生をリードしていきます。				
22年度までの 主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 23年5月、徳島発の施策を「国や広域連合の施策」として実現させるため、中央省庁等に対する拠点として「東京本部」、関西広域連合に対する拠点として「大阪本部」へ再編 ・ 三連動地震に対する「9県知事会議」をはじめ、「関西広域連合」等、府県を超えた活動が活発になる中、よりスピード感をもった対応が課題 				

II-9	効果的な「組織マネジメント体制」の構築	所管部局	企画総務部		
取組内容	職員数の更なる削減を進める中、複雑・多様化する県民ニーズに迅速かつ的確に対応していくため、組織や業務執行体制の検証・見直しを進め、一層効果的な「組織マネジメント体制」の構築を目指します。				
取 組 目 標					
・組織・業務執行体制の検証・見直し ㊸～					
実 施 概 要		19	20	21	22
・組織・業務執行体制の検証・見直し		検証・見直し			→
改革により 目指す姿	組織や業務執行体制の検証・見直しを進め、一層効果的な「組織マネジメント体制」の構築により、職員一人ひとりの能力が最大限発揮できる、活力ある働きがいのある組織づくりを行います。				
22年度までの 主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・職制の見直し（H21～H22） ・スタッフ的管理職の廃止 ・事務・技術の撤廃 ・副部長、副課長、主任主事等の設置 ・担当課長の設置（県民局、東部各局） <ul style="list-style-type: none"> ・一般行政部門職員3,000人体制に向け、さらに効果的な「組織マネジメント体制」の構築が課題 				

Ⅱ - 10	未来の徳島発展の礎を築く組織体制づくり	所管部局	企画総務部
取組内容	<p>地方分権新時代の進展により、新たに生じる行政課題に迅速かつ的確に対応するとともに、地域で責任ある行政を実現していくため、より簡素で効率的な組織体制を目指すとともに、県自らが積極的に組織体制そのものを改編・整備し、その機能を一層強化していきます。</p> <p>特に、施設の集約化や一体的整備による新たな施設の整備を進め、シナジー効果（相乗効果）を発揮させるとともに、組織の機能強化と効率化を図ります。</p>		
取 組 目 標			
・継続的な組織体制の改編・整備 ㊸～			
実 施 概 要	23	24	25
・組織体制の改編・整備	改編・整備		
<p><改編・整備例></p> <p>○第27回国民文化祭（おどる国文祭5周年記念事業）実施組織の整備</p> <p>○「中小企業の総合的な応援拠点」の構築・経済団体による「新経済センター(仮称)」と一体となった「中央テクノスクール(仮称)」の整備</p> <p>○テクノスクール（中央、南部、西部）の3校体制への再編</p> <p>○「農林水産業の技術革新・担い手育成の新拠点整備」 ・農林水産総合技術支援センターの再編・新拠点整備</p>	設置	拡充	
	整備	部分供用	開校
	整備	整備	再編
	整備		開所・推進
改革により目指す姿	<p>組織体制の見直しや職員の適正配置を進め、本県の抱える喫緊の課題に迅速かつ的確に対応するとともに、将来を展望した、新たな成長を創造するための組織体制を構築します。</p>		
22年度までの主な進捗状況等	<p>・本庁舎 H21局制導入 など</p> <p>・出先機関改革 H15（82機関）→ H22（30機関）（△52機関） H17～18 県民局の設置（本庁組織へ） H20 東部各局の設置（本庁組織へ） H23 本部の設置（本庁組織へ）</p> <p>・一般行政部門職員3,000人体制に向け、より簡素で効率的な組織体制の構築と一層の機能強化が課題</p>		

Ⅱ - 1 1	危機管理体制の充実強化	所管部局	危機管理部	
取組内容	「千年に一度」の大規模な自然災害にも的確かつ迅速に対応するための体制整備を推進します。			
取 組 目 標				
<ul style="list-style-type: none"> ・「徳島県防災・危機管理センター（仮称）」の設置 ㊤設置 ・災害時情報共有システムの整備 ㊤運用 				
実 施 概 要	2 3	2 4	2 5	2 6
<ul style="list-style-type: none"> ・県災害対策本部機能の充実・強化を図る「徳島県防災・危機管理センター（仮称）」の設置 ・災害時における情報共有システムの整備 ・災害時における通信システムの検討・整備の推進 ・東日本大震災を踏まえた被害想定の見直し ・「地震津波減災対策検討委員会」の設置 ・「震災対策推進条例（仮称）」の制定 ・「徳島県危機管理総合調整会議（仮称）」の設置 	検討		設置	
	試運用	運用		
	検討	基本設計	実施設計	推進
	検討・見直し			
	設置・検討			
	検討	制定		
		設置・推進		
改 革 に よ り 目 指 す 姿	「千年に一度」の大規模な自然災害などの危機事象発生時において、関係機関と連携し円滑に対応する体制が整備されます。			
2 2 年度までの 主 な 進 捗 状 況 等	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時情報共有システムの開発 ㊤開発 ・㊤に「徳島県業務継続計画」を策定したが、県庁舎の災害対策本部としての活動スペースの確保や必要な資機材の整備等、防災拠点機能の充実が課題となっている 			

Ⅱ-12	グローバル化に対応した組織体制の整備	所管部局	商工労働部		
取組内容	地域及び海外からの多様なニーズに対応するための国際的ワンストップ情報発信拠点を創設し、県民・行政が一体となった事業を推進します。				
取 組 目 標					
<p>・「国際交流戦略センター（仮称）」の設置・推進 ㉔</p> <p>従来の「親善・交流」や「国際協力」に加え、湖南省とのチャーター便の利用拡大を活かした「外国人観光客」の誘致や、県上海事務所等と連携・協力のもと、「本県産品の輸出促進」など、「経済のグローバル化」に的確に対応するとともに、「県内の在住外国人」や「外国人観光客」などに対して、多言語により、より充実した「情報の提供」、「異文化理解の推進」を図る。</p> <p>情報の受発信 （外国人への観光・宿泊情報等提供、多言語によるコールセンター機能 等）</p> <p>国際交流の支援 （ドイツ・ニーダーザクセン州、中国湖南省等との国際交流事業における民間支援 市町村等の国際交流事業支援 等）</p> <p>人材の発掘・活用 （国際的知見・語学力のある人材（例：団塊の世代）の発掘、語学講座・講習会の開催等）</p> <p>観光・産業への支援 （宿泊施設や民間企業と人材のマッチング、県内企業の海外販路開拓支援、新商品の開発支援 等）</p> <p>多文化共生の推進 （県内在住外国人に対する生活支援、専門分野に対応する通訳支援・災害ボランティアの推進、国際文化交流イベントの開催 等）</p>					
実 施 概 要		23	24	25	26
・「国際交流戦略センター（仮称）」の設置・推進		構想策定	設置・推進		
改革により 目指す姿	これまでの「県内在住外国人との共生」や「来県する外国人観光客の拡大」、本県の自然や歴史・文化など「徳島ならではの魅力」の発信・交流に加え、成長著しい中国等をターゲットに「本県企業の経済活動の国際化」を支えます。				
22年度までの 主な進捗状況等	<p>・上海事務所の設置 ㉔ 平成22年11月に上海事務所を設置し、順次、支援機能の拡充強化に努めてきた</p> <p>・「中国湖南省との友好交流に関する意向書」の締結 ㉔ 意向書締結後、経済、教育など様々な分野での交流を進めてきた。しかしながら、「東日本大震災」及び「福島第一原発事故」の影響が順調に増加してきた「訪日観光」に大きな影を落とし、両県省間を結ぶ「定期チャーター便」の就航が延期されている</p>				

Ⅱ - 13	発達障害者の総合的支援体制の整備	所管部局	保健福祉部、教育委員会		
取組内容	徳島赤十字病院跡地を活用し、発達障害者支援センター、みなと高等学園、徳島赤十字ひのみね総合療育センター、徳島赤十字乳児院を集約し、福祉、教育、医療、就労の各分野で連携して支援を行う「全国に先駆けた」総合的な支援体制（発達障害者総合支援ゾーン）を構築します。				
取 組 目 標					
・発達障害者の総合的支援体制の整備（「発達障害者総合支援ゾーン」の開設） ㊷					
実 施 概 要		23	24	25	26
・「発達障害者総合支援ゾーン」の開設 （「ハナミズキ・プロジェクト」の推進）		整備	開設	推進	推進
改 革 に よ り 目 指 す 姿	発達障害者（児）とその家族が抱える「不安の軽減」及び発達障害者の「自立と社会参加」の促進を図るための体制整備を行います。				
22年度までの 主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度から「あさひ学園」に「発達障害者支援センター」を設置 ・現在、「ハナミズキ・プロジェクト」に基づき、旧徳島赤十字病院跡地に、「発達障害者総合支援ゾーン」を整備中 →平成24年4月オープンを目指している 				

Ⅱ - 14	全国モデルとなる特別支援学校づくりの推進	所管部局	教育委員会		
取組内容	病弱等を伴う発達障害の生徒を対象として、社会的・職業的自立に向けた教育を行う「みなと高等学園」の開校や、併置によるメリットを最大限に生かす「盲学校・聾学校」の整備など、全国モデルとなる特別支援学校づくりを推進します。				
取 組 目 標					
<ul style="list-style-type: none"> ・みなと高等学園の開校 ㊸推進 → ㊸開校 ・盲学校・聾学校の整備 ㊸推進 → ㊸共用校舎等完成 					
実 施 概 要		23	24	25	26
・みなと高等学園の開校		推進	開校		
・盲学校・聾学校の整備		推進		校舎完成	
改 革 に よ り 目 指 す 姿	みなと高等学園を拠点として、県内の小・中学校、高等学校に在籍する発達障害等の児童生徒に対する、幼小中高一貫のトータルサポートが実施され、また、盲学校・聾学校においては、重度・重複化の進む視覚障害、聴覚障害の生徒に対する教育の質の向上が図られます。				
22年度までの 主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> （みなと高等学園の開校） ・校舎棟、体育館棟の新築工事に着手（H23年1月） ・生徒募集選抜要項の策定、就業体験先の開拓など、ソフト面の整備を推進 ・開校に向けて、広く周知するための取組みを進める必要がある （盲学校・聾学校の整備） ・新築校舎棟の基本・実施設計に着手（H21年4月） ・同校の交流活動を推進するなど、併置後の教育の充実に向けて取り組む必要がある 				

Ⅱ - 15	活力と魅力ある学校づくりの推進	所管部局	教育委員会		
取組内容	地域の知恵を活かしながら全県的な高校再編を進めるとともに、生徒一人ひとりの能力・適性などを生かし、学校独自の魅力・個性を引き出す教育活動を行うことにより活力と魅力ある学校づくりを推進します。				
取 組 目 標					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高校再編の推進による新高校の開校等 ㉒ー → ㉒開校2地域、分校化1地域、㉒開校1地域 ・ 生徒の多様なニーズや社会の変化に対応した公立高校の学科再編等 ㉒ー → ㉒10校 ・ 中等教育の多様化の推進と6年間の計画的・継続的な教育を展開する中高一貫教育の推進 ・ 農業教育活性化プラン、商業教育活性化プランの推進 ・ 特色ある学校づくりを進めるためのオンリーワンハイスクール「元気とくしまプロジェクト」実施校（累計） ㉒7校 → ㉒35校 					
実 施 概 要		23	24	25	26
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高校再編の推進 ・ 公立高校の学科再編等 ・ 中高一貫教育の推進 ・ 農業教育活性化プラン及び、商業教育活性化プランの推進 ・ オンリーワンハイスクール「元気とくしまプロジェクト」実施校 		推進	2校開校 1校分校化		1校開校
			10校		→
		推進			→
		推進			→
		14校	21校	28校	35校
改革により 目指す姿	一人ひとりの個性や能力を伸ばし、社会の変化に適切に対応できる知・徳・体の調和のとれた人間を育成するため、教育内容の充実や学科再編など、時代に即した教育環境を整備します。				
22年度までの 主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「高校再編方針」の策定（平成18年3月） ・ 高校再編の計画策定 5地域（～平成22年度） ・ 「高校再編方針」に掲げる再編整備期（平成23～30年度）に、県下7地域の再編整備を段階的に進める必要がある ・ 県立川島高校に併設型中高一貫教育を導入（平成18年4月） ・ 県立富岡東高校に併設型中高一貫教育を導入（平成22年4月） ・ 生徒一人ひとりの個性を伸ばし、将来の進路実現に向けた、6年間の計画的・持続的な教育活動をしっかりと展開する必要がある ・ 徳島科学技術高校の開校（平成21年4月） ・ 県下で唯一の水産教育校であるとともに、工業教育の中心校として、科学技術の高度化、複合化に対応した専門教育を展開する必要がある ・ 「農業教育活性化プラン」、「商業教育活性化プラン」の策定（平成23年3月） ・ 第6次産業化、ICTの急速な進展、進路の多様化等に対応した教育を展開していく必要がある 				

Ⅱ - 16	警察組織体制の見直し	所管部局	警察本部
取組内容	犯罪の多様化、広域化など厳しさを増す治安情勢に的確に対応し、警察力を最大限に発揮できるよう、組織体制の見直しを行います。		
取 組 目 標			
・組織体制の見直し			
実 施 概 要	23	24	25
○組織体制の見直し ・組織改編 ・交通機動隊の移転 ・運転免許センターの移転 ・その他警察施設の再編・整備	推進		
			移転
			移転
	推進		
改革により 目指す姿	限られた人的資源の一層の有効活用と警察力を最大限に発揮できる組織作りを行うことで、「安全・安心とくしま」の実現を目指します。		
22年度までの 主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・少年課、組織犯罪対策課を新設（平成17年度） ・交番・駐在所の見直し（平成16年度～18年度） ・刑事企画指導室を新設（平成20年度） ・通信指令課、留置管理室を新設（平成21年度） ・今後、警察署の再編・整備を推進する 		

(3)「公営企業等経営」の新たな展開

Ⅱ - 17	病院事業の経営健全化	所管部局	病院局		
取組内容	徳島県病院事業経営健全化計画を着実に推進するとともに、自立かつ効率的な病院経営の基盤を確立します。				
取 組 目 標					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 医業収益対人件費比率 ㊸実績 58.6% → ㊸目標57.0% (㊸全国都道府県立病院 平均値60.3%) ・ 次期方針及び計画の策定 ㊸ 					
実 施 概 要		23	24	25	26
<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2次経営健全化計画の推進 ・ 次期方針及び計画の策定・推進 ・ 医業収益対人件費比率 		推進			
				策定	推進
		58.9%	58.2%	57.0%	
改革により 目指す姿	医療の質・透明性・効率性の確保に向けた取り組みを推進することにより、「県民に支えられた病院として、県民医療の最後の砦となる」との、病院事業基本理念するため、「徳島県病院事業第2次経営健全化計画」に位置づけた諸施策を着実に展開し、経営健全化を推進します。				
22年度までの 主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公営企業法の全部適用の実施（病院事業管理者の設置）（平成17年4月） ・ 純損益の黒字化（平成18年度～22年度） ・ 医業収益対人件費比率 ㊸59.2% ㊸58.4% ㊸58.6% ・ 徳島県病院事業第2次経営健全化計画の策定（平成20年度） ・ 今後、「中央病院」や「三好病院高層棟」の改築による減価償却費が大幅に増加 				

Ⅱ - 18	効率的で質の高い医療供給体制の整備	所管部局	病院局	
取組内容	<p>県民に良質な医療を効率的に提供するため、電子カルテシステムを活用した県立病院間での医療情報共有化を図ります。</p> <p>また、第三者による客観的な評価を得て機能向上を図るため、(財)日本医療機能評価機構による病院機能評価を受審します。</p>			
取 組 目 標				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立病院間での共通電子カルテシステムによる医療情報共有化 ㉓運用開始 ㉔本格運用 ・ 総合メディカルゾーンを中枢とした地域医療連携ネットワークの構築 ㉕導入 ・ (財)日本医療機能評価機構の病院機能評価受審による病院機能の改善・向上(認定・更新) 				
実施概要	23	24	25	26
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立病院間での共通電子カルテシステムによる医療情報共有化 ・ 総合メディカルゾーンを中枢とした地域医療連携ネットワークの構築 ・ 病院機能評価の受審による病院機能の改善・向上(県立3病院) 	運用開始 (中央-海部)	新病院への移設 共通システム本格運用	共有化の拡充検討	
	検討	導入準備	導入	
		海部病院 受審・更新認定		中央病院 受審・更新認定
改革により目指す姿	<p>電子カルテシステムを活用した医療情報の共有化や、県立病院・徳島大学病院と地域の医療機関との間の地域連携クリティカルパスの推進等により、県民が等しく良質な医療サービスを受けられる環境をつくります。</p>			
22年度までの主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3病院で使用する薬品・診療材料・医療機器の共同購入実施(平成17年度) 診療材料共同購入品目数 ㉔60品目 ・ 新中央病院開院時における「IT基本計画」策定(平成20年度) ・ 三好病院において電子カルテシステムを導入(平成20年度) ・ 電子カルテシステムの運用 中央病院(平成18年度) 三好病院(平成21年度) 海部病院(平成16年度) ・ 病院機能評価の受審 中央病院 更新認定(平成22年6月) 三好病院 更新認定(平成23年3月) 海部病院 認定(平成20年1月) ・ 徳島県立海部病院における「分べん再開」㉔～ ・ 四国中央部の医療の拠点病院を目指し三好病院高層棟改築に着手 ㉔～ ・ 今後、県立3病院間や他の医療機関との医療情報の共有化や連携強化を図ることが必要 			

Ⅱ -19	企業局経営計画の推進	所管部局	企業局		
取組内容	<p>企業局の「経営課題」に対応し、計画的かつ効率的な経営を進めるとともに、社会情勢の変化に機敏に対応できる事業運営を図るため、平成20年度に策定した「企業局経営計画」を着実に推進するとともに、平成26年度からの実施に向けた新たな経営計画を策定します。</p>				
取 組 目 標					
<ul style="list-style-type: none"> ・企業局経営計画の推進 ㊸～ ・新たな企業局経営計画の策定・推進 ㊸～ 					
実 施 概 要		23	24	25	26
<ul style="list-style-type: none"> ・企業局経営計画の推進 ・新たな企業局経営計画の策定・推進 ・経常収支比率の100%以上維持 ・有利子債務構成比率の低減 ・未利用資源等の有効活用 		推進			
			検討	策定	推進
		推進			→
		推進			→
		推進			→
		推進			→
改革により 目指す姿	<p>「企業の経済性の発揮」と「公共の福祉増進」という地方公営企業の「経営の基本原則」に基づき、災害対応や施設・設備の適正管理を行い、県民生活や産業活動に不可欠な電気、工業用水などを安定的に供給しています。</p>				
22年度までの 主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・「徳島県企業局経営計画（H21～H25）」の策定（平成21年3月） ・「電気事業長期工事計画（H22）」の策定、「工業用水道事業長期工事計画（H21）」の策定、「駐車場事業長期工事計画（H21）」の策定 ・経常収支比率 ㊸ 114.0% ・有利子債務比率 ㊸ 9.2% → ㊸ 6.4% ・吉野川北岸工業用水道泥土有効利用率 ㊸ 100% 				

Ⅱ-20	企業局ならではの時代に対応した地域貢献の推進	所管部局	企業局	
取組内容	平成23年国会における再生可能エネルギー特別措置法の成立などを踏まえ、これまで進めてきた風力や太陽光など自然エネルギーによる発電に関する実証実験、ノウハウの蓄積を基に、新法を受けての対応策の研究、再生可能エネルギーに関する学習の場の提供のほか、技術的な助言、さらには水源かん養のための諸活動の支援など、一般行政部門との連携の中で、地域・社会への貢献を進めていきます。			
取 組 目 標				
<ul style="list-style-type: none"> ・新たな発電技術に関する調査・研究 ・「学習ひろば」など再生可能エネルギーに関する学習の場の提供 ㉓～ ・県営発電所のダム水源地域における公有林化・間伐等支援制度の検討・創設・推進 ㉓～ 				
実 施 概 要	23	24	25	26
<ul style="list-style-type: none"> ・新たな発電技術に関する調査・研究 ・再生可能エネルギーに関する学習の場の提供 ・県営発電所のダム水源地域における公有林化・間伐等支援制度の検討・創設・推進 	推進			→
	推進			→
	検討	創設・推進		→
改革により目指す姿	<p>県民全体に環境保全意識がひろがり、水源かん養のための取組が盛んになっています。また、公営企業ならではの調査・研究が学習の場にも活かされ、多くの県民が再生可能エネルギーについて「実感・理解」しています。</p>			
22年度までの主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・川口ダム見学会の実施 ㉒ 8回 ・発電施設を中心に学習機会を提供しているが、地理的な問題により参加者が多くない現状に対し、再生可能エネルギーへの関心が高まる中、徳島市内で「学習ひろば」を開催するなど、啓発活動の充実を図っている 			

Ⅱ - 21	外郭団体等の問題解決プランの推進	所管部局	企画総務部、関係各部局		
取組内容	「外郭団体見直し等の基本方針」に基づき各団体毎に策定した「経営改善計画（問題解決プラン）」の進行管理を行い、補助金等の財政支出の削減など県関与の見直しや、公益法人制度改革への対応に取り組みます。				
取 組 目 標					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 外郭団体の組織見直し（㊦比較） ㊧役員数△13%、職員数△5% ・ 県関与の見直し（㊦比較） ㊧補助金△40%、委託金△20% ・ 公益法人制度改革への対応 ㊦一 → ㊧21団体 ・ 第3期「問題解決プラン」の策定 ㊧ 					
実 施 概 要		23	24	25	26
<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体毎の「問題解決プラン」の推進 ・ 県関与の見直し ・ 第3期「問題解決プラン」の策定 		推進			
		推進	→		
			検討	策定・推進	→
改革により 目指す姿	各団体で、あらゆる創意工夫を凝らすことにより、更にスリムで効率的な組織、経営体制を構築するとともに、公益法人制度改革への対応を完了し、更に高い公益性と自立した運営のもと、県民サービスの向上に取り組みます。				
22年度までの 主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外郭団体見直し等の基本方針の策定（平成16年6月） ・ 外郭団体見直し等の基本方針の改定（平成21年11月） ・ 各団体毎に策定した「改善計画」の進行管理を行うなど、外郭団体の見直しの取り組みを推進（平成16年度～） ・ 団体毎の新たな経営改善計画（問題解決プラン）を策定（平成22年度） ・ 外郭団体の組織見直し（㊦比較） ㊧役員数△14%、職員数△37% ・ 県関与の見直し（㊦比較） ㊧補助金△41%、委託金△53% <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">※緊急経済雇用対策を除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2期「問題解決プラン」の推進に向け、更なる団体の経営健全化や自立の促進を行い、県民サービスの向上に繋げることが必要 				

Ⅱ - 22	公益法人制度改革の推進	所管部局	企画総務部、関係各部局		
取組内容	「民による公益の増進」を推進するため、特例民法法人等の特性を活かした法人形態の選択を支援し、適切な助言・情報提供を行います。				
取 組 目 標					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例民法法人等に対する個別相談の実施率 ㉔ 90% → ㉕ 100% ・ 特例民法法人の公益法人制度改革への支援完了 ㉕ 					
実 施 概 要		23	24	25	26
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例民法法人等への個別相談の実施 		推進			→
改革により 目指す姿	特例民法法人等が特性を活かした法人形態を選択することにより、民による公益の増進が実現します。				
22年度までの 主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公益法人制度改革関連三法の施行（平成20年12月） ・ 特例民法法人等に対する個別相談の実施（平成21年度） → 実施率 ㉑～㉒ 90% ・ 特例民法法人が、早期に移行するための意思決定ができるよう 適切な助言・情報提供が必要 				

Ⅲ 「新しい公共サービスの仕組み」づくり

(1) 「新しい行政モデル」の展開

Ⅲ - 1	新しい行政手法のさらなる展開	所管部局	企画総務部、関係各部局		
取組内容	<p>施策の推進には予算を伴うという「固定概念」から脱却し、重点施策を着実に推進するため、21世紀型の行政手法である「とくしま“トクトク”事業」を強力に展開します。また、新たな事業モデルを全国に先駆けて発信するため、実施主体の意欲が高く、直ちに効果が現れる「実証実験」や「モデル事業」を積極的に展開します。</p> <p>さらには、「歳出の中から歳入を生み出す取組み」として、「経済波及効果」の観点これまで以上に重視し、事業効果が「地域の活性化」や「雇用の創出」、さらには「歳入の増加」へとつながる施策を積極的に展開します。</p>				
取 組 目 標					
<ul style="list-style-type: none"> ・「とくしま“トクトク”事業」年間実施事業数 ㉑ 142事業 → ㉒ 284事業（倍増） ・「実証実験」及び「モデル事業」年間実施事業数 ㉑ 14事業 → ㉒ 100事業（7倍増） ・「歳出の中から歳入を生み出す取組み」の推進 					
実 施 概 要		23	24	25	26
<ul style="list-style-type: none"> ・「とくしま“トクトク”事業」の推進 ・「実証実験」及び「モデル事業」の推進 ・「歳出の中から歳入を生み出す取組み」の推進 		推進			
改革により 目指す姿		<p>新たな行政手法を展開することにより、県民サービスの向上と様々な行政課題の解決を図ります。</p>			
22年度までの 主な進捗状況等		<p>(とくしま“トクトク”事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度から本格導入 新規43、継続32（計75事業） ・「とくしま“トクトク”事業」を3本柱に拡充（平成20年度） <ul style="list-style-type: none"> ㉑ 120事業（ゼロ予算事業（81事業）、県民との協働推進事業（21事業）、県民スポンサー事業（18事業）） ㉒ 142事業（ゼロ予算事業（92事業）、県民との協働推進事業（29事業）、県民スポンサー事業（21事業）） ㉓ 235事業（ゼロ予算事業（155事業）、県民との協働推進事業（56事業）、県民スポンサー事業（24事業）） <p>(実証実験・モデル事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度から導入 実証実験（19事業）、モデル事業（32事業） 			

Ⅲ - 2	より効果的な新規事業の創出	所管部局	企画総務部、関係各局		
取組内容	限られた財源の中、より効果的な新規事業を創出するため、政策立案段階において、担当課と政策・財政部門の職員が、有効性や必要性の観点から政策協議を行い、その結果が、次年度の予算編成へ的確に反映される仕組みを構築します。				
取 組 目 標					
・新規事業の政策立案と予算編成への連携手法の見直し ㉓～					
実 施 概 要		23	24	25	26
・新規事業の政策立案と予算編成への連携手法の見直し		見直し			→
改革により 目指す姿	新規事業の政策立案について、県民への透明性を高めるとともに、より効果的な新規事業が的確に予算へ反映される仕組みを構築することにより、我が国をリードする政策創造集団となることを目指します。				
22年度までの 主な進捗状況等	・「新規事業シート」について、記載項目の合理化など「様式」の見直しを実施（平成21年度）				

Ⅲ - 3	「徳島ならではの」の「新たな事業評価システム」の確立	所管部局	監察局、 関係各局、		
取組内容	これまで行動計画の策定・推進から評価まで担っていた総合計画審議会の機能を切り分け、県政運営を評価する新たな第三者機関を創設し、新たな事業評価システムを構築します。				
取 組 目 標					
・新たな第三者機関の創設 ㉓					
実 施 概 要		23	24	25	26
・新たな第三者機関 「県政運営評価戦略会議」の創設		設置・運営			→
改革により 目指す姿	県政に対する県民からのチェック機能の強化を図り、県政運営において、県民意見を積極的に反映した施策推進に努めます。				
22年度までの 主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・政策評価の実施（平成14年度～） ・継続事業の財源ベースでの見直し（平成16年度～） ・一層の選択と集中の視点をもった改善・見直しを実施（平成19年度～） ・継続事業評価に外部評価を導入（平成20年度～） ・政策評価による改善見直し事業の割合 ㉔78% ㉔80% ・総合計画審議会が行動計画の策定・推進から評価まで担っていた 				

Ⅲ - 4	全庁連携によるシナジー効果を発揮した施策展開	所管部局	企画総務部、関係各部局		
取組内容	時代に即した課題解決にスピーディかつ重点的に対応するため、全庁連携による事業・施策の展開を積極的に展開します。				
取 組 目 標					
・企画員室制度等を活用した部局横断型施策の推進 ㊸～㊺新規展開（累計） 10施策					
実 施 概 要		23	24	25	26
・部局横断型施策の推進		推進			
改革により 目指す姿	全庁をあげた連携施策の展開により、シナジー効果の発揮も含め、施策効果の最大化を図り、直面する様々な課題を迅速に解決することにより、我が国をリードする課題解決モデルを生み出していきます。				
22年度までの 主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・企画員室設置数 <ul style="list-style-type: none"> ㊸ 20企画員室（歳入対策企画員室、新環境戦略企画員室等） ・戦略的調整会議協議項目数 <ul style="list-style-type: none"> ㊸ 11項目（とくしま・中国グローバル戦略の推進、徳島阿波おどり空港を活用した本県の魅力発信等） 				

Ⅲ - 5	既存ストックを活用した新たな地域支援	所管部局	企画総務部、関係各部局		
取組内容	庁舎の有効活用を図り、地域の社会貢献活動や経済活動に資するため、「県有施設空きスペース」の貸し付けを行います。				
取 組 目 標					
・県有施設空きスペース有効活用事業の創設 ㊸ 創設・運用					
実 施 概 要		23	24	25	26
・県有施設空きスペース有効活用事業		創設	運用		
改革により 目指す姿	県有施設の空きスペースを、NPO法人等の「新しい公共」の担い手に貸し付けることで、「県民との協働事業」と「既存ストックの更なる有効活用」を推進し、「新たな地域支援」を実現します。				
22年度までの 主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・行政財産の貸付け等が可能となるよう「徳島県公有財産取扱規則」を改正 ・空き庁舎等の調査実施、行政財産貸付基準の策定（平成20年度） ・行政財産貸付基準の運用（平成21年度～） ・今後の貸付可能な空きスペースの把握が課題 				

Ⅲ - 6	見える「知の拠点」活動の展開	所管部局	商工労働部、農林水産部		
取組内容	本県産業振興における「知の拠点」として、研究内容の充実と研究の効率化・スピード化を促進し、研究成果の迅速な普及、教育水準のレベルアップなどに積極的に取り組むとともに、連携による新たな活動により、事業者や県民から、より見える活動を展開します。				
組 織 名	取 組 目 標				
工業技術支援本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業ニーズに応じた研究や技術支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> 技術支援による新商品等開発数 ㉓～㉖ 30件(累計) 企業との共同研究数 ㉓～㉖ 30件(累計) 特許出願数 ㉓～㉖ 8件(累計) ・ 連携による新たな活動の展開 <ul style="list-style-type: none"> 工業技術センターと計量検定所の連携による事業展開 ㉓～ 検討・実施 関西広域連合における公設試験研究機関連携の推進 ㉓～ 検討・実施 				
農林水産技術支援統括本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ P F I による拠点施設への再編統合 ・ 共同研究の推進、特許・品種登録等の出願 <ul style="list-style-type: none"> 共同研究数 ㉓～㉖ 41件(累計) 特許・品種等出願数 ㉓～㉖ 8件(累計) 「徳島発・次世代技術の創造」 ㉓～㉖ 15件(累計) 				
実 施 概 要		23	24	25	26
<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究、技術支援、特許・品種登録等の推進 ・ 連携による新たな活動の展開 ・ P F I による拠点施設への再編統合 		推進			
		検討・実施			
			整備完了	再編統合	
改革により目指す姿	産業振興における「知の拠点」機能を高め、県内企業の技術力向上と県内産業のさらなる飛躍・発展において、事業者や県民から、さらに期待される組織となります。				
22年度までの主な進捗状況等	(工業技術支援本部) <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業との共同研究数：29件 (㉑～㉒累計) ・ 特許出願数： 8件 (㉑～㉒累計) 目標を上回る共同研究の件数を実施したが、中堅企業が多く、より幅広い県内中小企業と実施できるよう、技術相談や訪問技術指導の充実を図る (農林水産技術支援統括本部) <ul style="list-style-type: none"> ・ P F I による拠点施設への統合 <ul style="list-style-type: none"> 農林水産総合技術支援センター整備運営事業契約に基づき整備着手(H22) ・ 共同研究数実績 : 36件 (㉑～㉒累計) ・ 特許・品種等出願数実績 : 8件 (㉑～㉒累計) 				

Ⅲ - 7	社会資本の新たな有効活用	所管部局	県土整備部		
取組内容	<p>これまでに展開してきた21世紀型の社会資本の整備・活用のノウハウをさらに進化させ、道路・河川・港湾などの公共土木施設や既存の民間施設等に新たな活用方法を提案し、これまでであった機能だけでなく、付加価値を加えた利用形態を推進します。</p>				
取 組 目 標					
<p>(道路施設・道路空間等の有効活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> 高架下等道路空間や道路予定地を有効活用 高架下等利用計画策定・実施 ㉒ 一箇所 → ㉔ 5箇所 サイクリングコースの設定 Tラインのルート設定 ㉔ ルート設定 道の駅を起点とした周遊コースの設定 ㉔ 4箇所 既存の民間施設等を活用した「道の駅」の整備 産直市等と連携した「道の駅」の整備 ㉔ 4箇所 <p>(東環状大橋(仮称))</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな観光資源として東環状大橋(仮称)の活用 東環状大橋(仮称)を中心とした周遊コース案内板等の整備 ㉔ 完成 <p>(徳島小松島港万代中央地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> 徳島小松島港万代中央地区における既存倉庫群を活用した「憩いの場」や「にぎわい空間」の創出 ㉓ 実証実験参加者の決定 ㉔ 推進 <p>(水辺空間の有効活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ひょうたん島周辺の既存観光資源を中心とした水上ネットワークの構築や回廊整備など水辺空間の有効活用 ㉔ 水上ネットワークの構築、「ひょうたん島回廊」(未整備区間)の整備着手 					
実 施 概 要		23	24	25	26
<ul style="list-style-type: none"> 高架下等利用計画策定・実施 Tラインのルート設定 「道の駅」を起点とした周遊コースの設定 産直市等と連携した「道の駅」の整備 東環状大橋(仮称)の周遊コース案内板等の整備 港にぎわい空間実証実験事業の実施 「ひょうたん島」周辺水上ネットワークの構築、回廊の整備 		検討	1箇所	累計3箇所	累計5箇所
		検討	設定	推進	
		検討	設定		
		計画・推進	推進		
		整備	完成		
		参加者決定	推進		
		実証実験開始			構築
改革により目指す姿	<p>道路・河川・港湾などの公共土木施設や既存の民間施設等において、規制緩和の観点も含めて、新たな付加価値を加え、県民の利便性の向上やにぎわいの創出などを図るとともに、新たな歳入の確保にも繋げていきます。</p>				
22年度までの主な進捗状況等	<p>(道路施設・道路空間等の有効活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> 高架下等有効活用できるモデル箇所の選定(平成22年度) <p>(東環状大橋(仮称))</p> <ul style="list-style-type: none"> 橋りょうの整備にあわせて、周遊コース案内板等の整備計画を策定(平成22年度) <p>(徳島小松島港万代中央地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> 港にぎわい空間創出実証実験事業により、倉庫3棟の実験候補者を選定(平成22年度) 公共事業予算の抑制を踏まえ、既存の社会資本ストックを活かした新たなにぎわいや、まちづくり手法の拡充が必要 				

Ⅲ - 8	社会資本の効率的運用・長寿命化	所管部局	農林水産部、県土整備部、関係各部局			
取組内容	施設、道路等の適切な管理・補修等を行うことにより、県の有する社会資本の効率的運用及び長寿命化を図ります。					
取 組 目 標						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 橋りょうの長寿命化修繕計画の推進 (㊶ 10割策定済み) ・ 公園施設の長寿命化計画の策定 ㊶ 2割 → ㊸ 10割 ・ 河川管理施設の長寿命化計画の策定 ㊶ 2割 → ㊹ 10割 ・ 港湾施設の長寿命化計画の策定 ㊶ 2割 → ㊺ 10割 ・ 県営住宅施設の長寿命化計画の推進 (㊶ 10割策定済み) ・ 漁港の機能保全計画の策定 ㊶ 4割 → ㊻ 10割 						
実 施 概 要		23	24	25	26	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 橋りょうの長寿命化修繕計画の推進 ・ 公園施設の長寿命化計画の策定 ・ 排水機場等の長寿命化計画の策定 ・ 港湾施設の長寿命化計画の策定 ・ 県営住宅施設の長寿命化計画の推進 ・ 漁港の機能保全計画の策定 		推進				
		策定・推進			→	
		策定・推進				→
		策定・推進				→
		策定・推進				→
		推進				→
		策定・推進				→
						→
改革により 目指す姿	長寿命化計画に基づく公共施設の適切な維持管理により、経済性を考慮しつつ、必要な機能を維持し、県民の安全・安心を確保します。					
22年度までの 主な進捗状況等	<p>(土木施設の長寿命化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成20年度1月補正予算において「緊急維持補修推進枠」を創設(橋りょうの長寿命化) ・ 15m以上の全ての橋梁(10割)について、長寿命化修繕計画を策定(平成19年度～平成21年度) <p>(公園施設の長寿命化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市公園8施設の建物・遊具などの約300の点検箇所について、現地確認・調査を全て完了(平成20年度～平成21年度) ・ 都市公園2施設について、長寿命化計画を策定 ㊶ 25% <p>(河川管理施設の長寿命化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 排水機場等の長寿命化計画の策定 ㊶ 5施設(累計) <p>(港湾施設の長寿命化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾構造物の20%について、長寿命化計画を策定(平成20～22年度) <p>(県営住宅の長寿命化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後5年間に耐震化工事など事業執行予定箇所について、10年間の維持管理計画を策定(平成21年度) <p>(漁港の機能保全)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁港の機能保全計画の策定 ㊶ 5漁港(累計) <p>・ 限られた維持補修予算を踏まえた戦略的な維持管理や、災害予防を重視した維持管理への転換が必要</p>					

Ⅲ - 9	県有施設の耐震化、リニューアルの推進	所管部局	危機管理部、関係各部局		
取組内容	災害発生時には防災施設等ともなる県有施設について、耐震化及びリニューアルを推進します。				
取 組 目 標					
<ul style="list-style-type: none"> ・県立高等学校の耐震化率 ㉒73% → ㉓90% (18校で耐震改修完了) ・県立学校の「防災クラブ」の設置数 ㉑ - → ㉓20校以上 ・防災拠点施設等の耐震化率 ㉑64.3% → ㉓90% 					
実 施 概 要		23	24	25	26
<ul style="list-style-type: none"> ・県立高等学校への大規模耐震改修の導入 ・県立学校の防災教育の充実 ・防災拠点施設等の耐震化促進 		推進			
		5校	10校	15校	20校以上
		推進			
改 革 に よ り 目 指 す 姿	「防災拠点」「広域拠点避難所」となる県有施設の耐震化の推進と県立学校における防災教育の更なる充実を図ることにより、県民の安全・安心を守ります。				
22年度までの 主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・県立高等学校の耐震化率 ㉑42% (4校で耐震改修完了) → ㉒73% (14校で耐震改修完了) → 平成22年度末の全国平均は78%であり、急ピッチで取り組んでいるものの、なおわずかに届いていない ・防災拠点施設等の耐震化率 ㉑50.5% → ㉒72.2% → 消防庁調査 (県と市町村の防災拠点施設の耐震化率) で、本県は㉑は40.5%で、全国47位 (最下位) であったことを受け、県防災拠点施設の耐震化率100%に向け取り組んでいる 				

Ⅲ - 10	県有施設の省エネルギー化の推進	所管部局	企画総務部、関係各部局		
取組内容	県が率先して省エネの徹底を図るため、本庁庁舎の水銀ランプ及び白熱電球部分について、LED照明の積極的な導入を推進するほか、再生可能エネルギー設備の導入についても、積極的に展開します。				
取 組 目 標					
<ul style="list-style-type: none"> ・本庁庁舎の水銀ランプ及び白熱電球部分に対するLED照明の導入 ㉒55%→㉓100% ・再生可能エネルギー設備導入の推進 					
実 施 概 要		23	24	25	26
<ul style="list-style-type: none"> ・本庁庁舎の白熱部分に対するLED照明の導入推進 ・再生可能エネルギー設備導入の推進 		55%	70%	85%	100%
		推進			
改 革 に よ り 目 指 す 姿	LED照明の普及を進め、使用電力量の削減を実現することにより、維持管理コストの削減とCO2排出量の削減に寄与します。 また、あわせて再生可能エネルギーの普及を率先して推進します。				
22年度までの 主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・本庁庁舎の水銀ランプ及び白熱電球部分に対するLED照明の導入比率 ㉒42% ・とくしま新成長戦略 (グリーンニューディール) 推進事業による太陽光発電設備設置施設数 7施設 (平成22年度末現在) ・LED照明の導入に併せ、既存の白熱電球等の在庫管理を考慮した更新が必要 				

Ⅲ- 11	「社会保障と税に関わる番号制度」の活用に係る検討体制の構築	所管部局	企画総務部、県民環境部、保健福祉部、関係各局		
取組内容	番号制度の利用開始（H27.1～）に、県において番号制度が円滑に導入・活用されることを目的に、庁内の関係各局が「何を」・「いつ」・「どのように」なすべきかを具体的に把握するためのプロジェクトチームを立ち上げ、検討を進めます。				
取 組 目 標					
「社会保障と税・番号制度」活用プロジェクトチームの設置、検討 ㊸					
実 施 概 要		23	24	25	26
・プロジェクトチームの設置、検討 ・導入準備・活用（各局局）		設置	導入準備		
改 革 に よ り 目 指 す 姿	国と並行して番号制度導入・活用に関する検討を行うことで、庁内の準備態勢を整え、円滑な制度導入及び活用を目指します。				
22年度までの 主な進捗状況等	（主に国の動き） ・平成23年度税制改正大綱（平成22年12月16日） ・社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針策定（平成23年1月31日） ・社会保障・税番号要綱策定（平成23年4月28日） ・社会保障・税番号大綱策定（平成23年6月30日）				

Ⅲ- 12	スピード感ある条例の制定及び改廃	所管部局	企画総務部、関係各局		
取組内容	本格的な地方分権型社会への転換に適切に対応するため、スピード感ある条例の制定及び改廃を行います。そのため、平成23年に制定された地方分権に係る1次一括法及び2次一括法を始めとする法改正等に着実に対応するとともに、現行条例の運用状況を点検し、所要の整備を図ります。				
取 組 目 標					
・本格的な地方分権型社会に対応したスピード感ある条例の制定及び改廃					
実 施 概 要		23	24	25	26
・1次一括法及び2次一括法への着実な対応 ・本県ならではの条例の制定及び改廃 ・現行条例の点検整備		推進			
改 革 に よ り 目 指 す 姿	時代のニーズを適切に捉え、条例の整備に努め、本格的な地方分権型社会において、本県が有する課題を解決します。				
22年度までの 主な進捗状況等	・スピード感をもって政策的な課題に対応するため、徳島県地球温暖化対策推進条例、徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例、徳島県がん対策推進条例等の本県ならではの条例の制定及び改正を行うほか洗出調査に係る要廃止条例3本及び要改正条例15本を含め、法改正及び制度改正に着実に対応した。(㊸～㊺) ・条例の年間改廃制定数 ㊸71 ㊹80 ㊺67 ㊻56 ・国の法令による義務付け・枠付けの見直しに伴い、今後より一層、本県の諸課題に適切に対応するための条例の整備を図ることが必要				

(2)「新しい公共」の推進

Ⅲ - 13	NPO等の育成支援・自立支援	所管部局	県民環境部、関係各局		
取組内容	NPOやボランティア団体の活動拠点となる「とくしま県民活動プラザ」サテライト・オフィスの運営など、社会貢献活動団体等の育成支援を行うとともに、事業活動を通じて社会的課題の解決を図る事業型NPO等の育成など、NPO等の自立を図ります。				
取 組 目 標					
<ul style="list-style-type: none"> ・ NPO法人数 ㊦273団体 → ㊦310団体 ・ 新しい支援制度（つなぎ融資への利子補給制度）の創設 ㊦ ・ 「ゆめバンクとくしま」における寄附受け入れ窓口の創設 ㊦ 					
実 施 概 要		23	24	25	26
<ul style="list-style-type: none"> ・ NPO法人の育成 ・ 「とくしまNPOシンクタンク」の運営 ・ 「とくしま県民活動プラザ」サテライト・オフィスの運営 ・ 新しい支援制度（つなぎ融資への利子補給制度）の創設 ・ 「ゆめバンクとくしま」における寄附受け入れ窓口の創設 		推進			
		運営			
		運営			
		創設			
		創設			
改革により 目指す姿	「とくしま県民活動プラザ」による支援の充実・強化により、NPO法人等の自立が促進され、県民の社会貢献活動への参加が大いに活性化しています。				
22年度までの 主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・ とくしま県民活動プラザの設置（平成14年度～） ・ NPO法人数 273団体（平成22年度） ・ とくしまNPOシンクタンクの創設（平成19年度） ・ 「とくしま県民活動プラザ」サテライト・オフィスの設置（平成20年度：南部圏域、平成21年度：西部圏域） ・ 「新しい公共」の実現のため、その担い手であるNPO等に対する、より一層の支援が求められてる 				

Ⅲ - 14	県民、NPO等との協働事業の推進	所管部局	企画総務部、県民環境部		
取組内容	官民協働による取り組みを推進するため、県民、NPO、ボランティアなど社会貢献活動団体等との協働事業の拡大を進めます。				
取 組 目 標					
・県民、NPO等の協働事業数 ㊳ 65事業 → ㊴ 80事業 ・とくしま“トクトク”事業数(年間) ㊵ 142事業 → ㊶ 284事業					
実 施 概 要		23	24	25	26
・県民、NPO等の連携、協働事業の推進 ・とくしま“トクトク”事業の推進		推進			→
		推進			→
改革により 目指す姿	様々な分野において、行政とNPO・地域住民との連携・協働を図り、地域の実情とニーズに即した施策を展開します。				
22年度までの 主な進捗状況等	(県民・NPO等の協働事業) ・協働推進モデル創出事業の実施(平成17年度～) ・「行政とNPOのための協働推進ガイドブック」の作成(平成20年度) →県民、NPO等の協働事業数 ㊳65事業 (とくしま“トクトク”事業) ・「ゼロ予算事業」に加えて、「県民との協働推進事業」、「県民スポンサー事業」を創設(平成20年度) 創意工夫の3本柱へ ㊹75事業→㊳235事業 ～約3倍～ ・行政サービス向上のため、行政とNPO・地域住民との、より一層の協働が求められている				

Ⅲ - 15	NPOビレッジの設置	所管部局	企画総務部、県民環境部、関係各局		
取組内容	「県有施設空きスペース」を利用し、社会貢献活動団体(以下「団体」という。)に対し、事務所スペースとして貸付を行うなど、団体の活動拠点となるNPOビレッジの整備を推進します。				
取 組 目 標					
・NPOビレッジの設置 ㊳0箇所 → ㊴3箇所					
実 施 概 要		23	24	25	26
・NPOビレッジの設置・推進		検討	設置	推進	→
改革により 目指す姿	活動拠点を確保することにより、各団体の活動基盤の強化や活動の活性化を図るとともに、様々な分野の団体が同じ場所に拠点を構えることにより、団体間における交流の活発化等の相乗効果を発揮させます。				
22年度までの 主な進捗状況等	・とくしま県民活動プラザの設置(平成14年度～) ・NPO法人数 273団体(平成22年度末) ・「とくしま県民活動プラザ」サテライト・オフィスの設置 (平成20年度：南部圏域、平成21年度：西部圏域) ・「新しい公共」の実現のため、NPO等の活動基盤の強化策が望まれている				

Ⅲ - 16	ボランティア、アドプトプログラムの推進	所管部局	県民環境部、県土整備部		
取組内容	住民団体や企業等との協働によるアドプトプログラムの取組を推進し、区域の拡大を図るとともに、その参加団体の拡大を推進します。				
取 組 目 標					
<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア・アドプト登録人口 <ul style="list-style-type: none"> ㊦ 143,179人 → ㊦ 150,000人 ・アドプトプログラム参加団体数 <ul style="list-style-type: none"> ㊦ 860団体 → ㊦ 920団体 					
実 施 概 要		23	24	25	26
<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア・アドプト登録人口の拡大 ・アドプトプログラム参加団体の拡大 		推進			→
		推進			→
改 革 に よ り 目 指 す 姿	アドプトプログラムの取組等を推進することにより、「新しい公共」への参加者数が増加し、県民主役の地域づくりが進んでいます。				
22年度までの 主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア・アドプト登録人口 ㊦143,179人 ・アドプトプログラム参加団体数 ㊦860団体 ・本県が全国に先駆けて取り組んだ「アドプトプログラム」の、更なる事業展開が望まれる 				

Ⅲ - 17	地域における自主防災体制の構築	所管部局	危機管理部	
取組内容	県、市町村、地域住民それぞれの役割に応じ、自助・共助による地域防災力の向上を図るとともに、地域防災の担い手となる人材の育成を推進します。			
取 組 目 標				
<ul style="list-style-type: none"> ・防災センター利用者数（移動防災センター含む累計）㉑193,269人→㉒430,000人 ・移動防災センター開催回数㉓～㉔年100回開催 ・「防災教育推進パートナー」の登録（累計）㉕52人→㉖300人 ・自主防災組織率㉗83.7%→㉘100% ・地域防災推進員養成研修会修了者数（累計）㉙157人→㉚300人 ・災害ボランティア講習会参加者数（累計）㉛2,641人→㉜5,000人 				
実 施 概 要	23	24	25	
<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話を活用した安否確認サービス「すだちくんメール」の提供 ・防災センターの機能充実、地震体験車を活用した移動防災センターの開催 ・「とくしま防災人材センター」の設置 ・学校における防災教育への総合的支援 ・自主防災組織の結成促進と活動活性化への支援 ・災害ボランティアの活動環境の整備促進 ・消防団の充実強化、少年少女消防クラブの活性化 	運用			
	推進			
	推進	設置・推進		
	推進			
	推進			
	推進			
	推進			
	推進			
改革により 目指す姿	三連動地震（東海・東南海・南海地震）発生時に備え、地域住民の「自助・共助」による「地域防災力」の向上を図ることにより、被害を減少することができます。			
22年度までの 主な進捗状況等	【取組目標実績】 <ul style="list-style-type: none"> ・寄り合い防災講座実施回数 ㉑154回 → ㉒242回 ・防災センター利用者数 ㉓103,346人→㉔232,450人 ・自主防災組織率 ㉕65.25% → ㉖87.0%（速報値） ・㉗時点の自主防災組織率は、全国23位（全国平均69.9%）であったが、㉘は全国14位であり、更なる取組みが必要 			

Ⅲ - 18	県民との協働による地域の保全・活性化	所管部局	農林水産部、県土整備部		
取組内容	県民との協働による地域の保全・活性化や公共施設の維持管理を推進し、「新しい公共」による地域づくりを進めます。				
取 組 目 標					
<ul style="list-style-type: none"> ・農山漁村(ふるさと)協働パートナーの協定数(累計) ㊦ 8協定 → ㊦ 20協定 ・県民参加による植樹などの森づくり件数(累計) ㊦ 17件 → ㊦ 60件 ・官民協働型維持管理の参加団体数 ㊦ 13団体 → ㊦ 30団体 					
実 施 概 要		23	24	25	26
<ul style="list-style-type: none"> ・農山漁村(ふるさと)協働パートナーの活動支援 ・県民参加による植樹などの森づくりの拡大 ・官民協働型維持管理の推進 		支援			
		推進			→
		推進			→
					→
改革により 目指す姿	「新しい公共」による地域づくりを推進し、県民総ぐるみで地域の保全・活性化に取り組む体制を構築します。				
22年度までの 主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・とくしま農山漁村(ふるさと)応援し隊事業の実施(平成22年度～) →農山漁村(ふるさと)協働パートナーの協定数 ㊦ 8協定 ・県民参加の森づくり件数(累計) ㊦ 2件→㊦ 3件→㊦ 5件→㊦ 12件→㊦ 17件 →農山漁村の保全活動を推進するため、さらに事業趣旨の周知や指導者の育成等に努めることが必要 ・住民団体や企業等との協働による公共施設の維持管理を推進。 ㊦ 1団体 → ㊦ 13団体 <道路3, 河川10> →官民協働型「維持管理システム」実証実験事業や川で生き生き健康モデル事業を実施(平成22年度～) →「新しい公共」の推進が提唱される中、公共土木施設の維持管理において、住民や企業の地域活動を組み合わせた維持管理手法の確立が必要 				

Ⅲ - 19	新しい産学官連携の展開	所管部局	企画総務部、商工労働部 農林水産部、病院局、関係各部局		
取組内容	大学、民間における人的・知的資源を県の政策立案に活かし、地域貢献を行っていくためのシステムづくりを積極的に推進します。また、本県の特長・ポテンシャルを活かした産業の集積や農商工連携による新たな産業の創出など地域経済の活性化や雇用の創出を図るため、産学官の連携強化に取り組んでいきます。				
取 組 目 標					
<ul style="list-style-type: none"> ・インターンシップ（県関係機関）の受入人数（⑬からの累計） ⑳455人 → ㉑700人 ・「農商工連携学部」（仮称）の創設の推進 ・産学官による共同研究等の推進（商工労働部） <ul style="list-style-type: none"> 国等の競争的研究開発資金の新規事業採択件数 ㉒～㉓ 8件（累計） 産学官連携による新技術・新商品等の創出数 ㉒～㉓ 30件（累計） 産業界とテクノスクールの連携による職業訓練の充実強化 <ul style="list-style-type: none"> 養成訓練生の就職率 ㉑73% → ㉒85% 在職者訓練の受講者数（延べ人数） ㉑409人 → ㉒650人 （農林水産部） <ul style="list-style-type: none"> 国等の競争的研究開発資金の新規事業採択件数 ㉒～㉓ 24件（累計） 産学官連携による木材利用創造センターの設置 ㉑ 徳島大学工学部に「農工連携スタディーズ」（専門課程）の設置 <ul style="list-style-type: none"> ㉒準備 ㉑設置・推進（年間講義数30回） 徳島ビジネスチャレンジメッセ等新農業ビジネス出展数 ㉒～㉓ 40出展（累計） ・徳島大学病院と県立中央病院の連携による総合メディカルゾーンの整備 「周産期・小児」・「救命救急」・「がん」医療及び医療情報・教育の拠点化 新中央病院と徳島大学病院間の連絡橋設置 ㉑ 					
実施概要		23	24	25	26
<ul style="list-style-type: none"> ・人材の交流・相互連携 ・「農商工連携学部」（仮称）の創設を推進 ・産学官による共同研究等の推進 ・総合メディカルゾーンの整備 		推進			→
		推進			→
		推進			→
		推進			→
改革により目指す姿		産学官の多様な担い手の積極的な連携を通じて、地域経済の活性化や雇用の創出、安全・安心の実現、地域資源の有効利用を図ります。また、実践力のある人材が育成・輩出されることにより、本県の産業が発展し、新たな投資や雇用が持続的に行われることを目指します。			
22年度までの主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・総合メディカルゾーンの整備（県立中央病院・徳島大学病院） <ul style="list-style-type: none"> →「総合メディカルゾーン検討協議会」の開催（平成19年度、20年度） →地域医療再生等に関する合意書締結（平成21年度） →「がん対策センター」の共同設置（平成22年度） ・徳島大学との間で農工連携を推進するための協定を締結（平成21年度） <ul style="list-style-type: none"> →「農工連携スタディーズ」を創設し、県職員が講義を受け持つ ・産学官による共同研究等の推進（商工労働部） <ul style="list-style-type: none"> →国等の競争的研究開発資金の新規事業採択件数：9件（⑬～㉑累計） →科学技術振興機構の競争的研究資金の採択件数：8件（⑬～㉑累計） →テクノスクールの養成訓練生の就職率をさらに向上させるために産業界や時代のニーズに合った技術者を育成する必要がある （農林水産部） <ul style="list-style-type: none"> →国等の競争的研究開発資金の新規事業採択件数：19件（⑬～㉑累計） ・農工連携推進人材育成事業の実施（平成22年度） 				

Ⅲ - 20	地域活動における民間企業等との連携	所管部局	保健福祉部、商工労働部、農林水産部、関係各局		
取組内容	民間との協働を推進し、地域資源の有効活用と住民活動の活性化により政策課題を解決していくため、民間企業等との様々な取組を実施していきます。				
取 組 目 標					
<ul style="list-style-type: none"> ・「Go! Go! くっつき隊応援し隊」協賛店舗数（広域連携含む） ② 25,423事業所 → ② 28,000事業所 ・企業防災「事業継続計画」作成事業所数 ② 20事業所 → ② 60事業所 ・カーボン・オフセットに基づく森づくりに係る企業・団体等との連携 協力企業・団体数（通算）② 57企業・団体 → ② 100企業・団体 ・「出逢いきらめきセンター」 男女の出逢いの場等への参加（累計） ② 3,240人 → ② 15,000人 					
実 施 概 要		23	24	25	26
・民間企業との業務連携の推進		推進			→
改革により 目指す姿	民間による地域の活動との協働により、よりきめ細やかな課題解決が図られ、地域の活性化が進んでいます。				
22年度までの 主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業との業務提携（日本政策投資銀行、徳島大学、NPO法人事業継続推進機構、(株)パソナキャリア、(株)ローソン） ・地域の企業や事業所の応援による子育て支援の取組について、四国及び関西地域との広域連携を推進し、協賛店舗の更なる増を図る（②～） → 「Go! Go! くっつき隊応援し隊」協賛店舗数 ② 552事業所（県内（平成23年3月末現在）） ② 25,423事業所（広域連携含む（平成23年3月末現在）） ・子育てや男女の出逢いの場づくりの支援に係る民間企業との連携 → 男女の出逢いの場等への参加（累計） ② 3,240人 ・企業防災「事業継続計画」作成事業所数 ② 20事業所 三連動地震の危機が高まる中、県内中小企業における「事業継続計画」の導入を促進し防災力強化に努める。 ・カーボン・オフセットに基づく森づくりに係る協力企業・団体数（通算） ① 15企業・団体 → ② 57企業・団体 				

Ⅲ - 21	地域をリードする担い手づくり	所管部局	企画総務部、商工労働部、関係各部局		
取組内容	地域の課題解決や活性化につながる取り組みを促進するため、NPOやボランティア活動、コミュニティビジネスの創出など、地域づくりを牽引する「地域の担い手」となる人材の育成を行います。				
取 組 目 標					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立総合大学校の充実・強化 主催講座受講生 ② 53,895人/年→ ②⑥ 58,000人/年 とくしま学博士認定者数 ② 22人→ ②⑥ 60人 ・ 「あったかビジネス」の事業計画等の支援件数 ① 57件→②③00件（累計） 					
実 施 概 要		23	24	25	26
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立総合大学校の機能を強化 （県民ニーズに基づいた新たな講座の増） （デジタルコンテンツの充実）など ・ 「とくしま学博士」の認定・活動支援 ・ 「あったかビジネス」の創業支援 		推進			→
		推進			→
改革により 目指す姿	地域にリーダーとなる人材が数多く輩出され、それぞれの地域での課題解決や活性化が進んでいます。また、起業意識の喚起、創業に関する情報提供、起業家を支援するための施設の提供等により、独自の技術や経験等を活かして、県内で新たに創業する人が増えています。				
22年度までの 主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立総合大学校の開校（平成20年6月） ・ 県立総合大学校「あなたが学びの主役事業」の実施（平成22年度） ・ 県内創業者に対し、各種支援を行う制度を創設（平成19年度） → 「あったかビジネス事業計画」の認定実績（累計）②59件 				

Ⅲ - 22	民間資金等を活用したPFIの推進	所管部局	県民環境部、農林水産部 県土整備部		
取組内容	民間の資金や経営ノウハウ、専門的な知識・技術等の積極的な活用を行っていくため、PFIの導入に向けた取組を推進します。				
取 組 目 標					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年センターの運営 ・ 農林水産総合技術支援センターの整備・運営 ㉓整備 ㉔整備完了 ㉕～運営 ・ 県営住宅集約化事業 ㉓計画策定 ㉔業者選定 ㉕整備着手 					
実 施 概 要		23	24	25	26
<ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年センターの運営 		運営			→
		整備	整備完了	運営	→
<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産総合技術支援センターの整備 		計画策定	業者選定	整備着手	整備
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 県営住宅集約化事業 			
改革により 目指す姿	各種施設の整備・運営において、民間活力を導入することにより、県民のニーズやライフスタイルの多様化に対応した利用者サービスの向上と事業コストの削減を図ります。				
22年度までの 主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 初のPFI事業「とくぎんトモニプラザ」リニューアル(㉓) ・ 第2段として「農林水産総合技術支援センター」に着手(㉔) ・ 第3段として「県営住宅集約化事業」を推進 <p>(青少年センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「徳島県青少年センター整備運営事業実施方針」の策定(平成18年度) ・ PFI事業者を選定(平成19年度) ・ 基本設計・実施設計(平成20年度) ・ 整備着手(平成21年度) ・ 維持管理・運営を開始(平成22年度) ・ 今後、利用者ニーズの把握・分析により、利便性やサービスの向上を図り、施設の利用促進に努める <p>(農林水産総合技術支援センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PFI導入可能性調査の実施(平成18・19年度) ・ 再編整備実施プラン策定事業を実施(平成20年度) ・ 農林水産総合技術支援センター整備運営事業実施方針の策定及び公表等(平成21年度) ・ PFI事業者を選定、設計着手(平成22年度) <p>(県営住宅集約化事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県営住宅耐震性確保策等検討委員会実施(平成21年度) ・ 県営住宅集約化事業PFI導入可能性調査の実施(平成21年度) ・ 県営住宅の集約化建替事業(案)に「事業実施時に政策的な内容として盛り込むべき項目」を公表(平成21年度) ・ 県営住宅の集約化を図るにあたり、効率的な事業手法の導入が必要 				

Ⅲ - 23	指定管理者制度の推進	所管部局	企画総務部、関係各部局		
取組内容	民間ノウハウを活用し、効率的で質の高い行政サービスを提供するため、公の施設への指定管理者制度を推進し、施設の管理経費を縮減します。				
取 組 目 標					
<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度導入による経費削減額 (②比較) ③～⑥ 約5億円(累計) ・新規導入施設の拡大 					
実 施 概 要		23	24	25	26
<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度の推進 		推進			→
改革により 目指す姿	指定管理者制度の推進により、民間の能力や専門的なノウハウを活用することで、施設の管理経費を縮減させるとともに、利用者の利便性や県民サービスを向上させます。				
22年度までの 主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度の導入(平成18年4月) ・指定管理導入施設の拡大(平成19年度～) ③37施設 ④40施設 ⑤42施設 ・指定期間の満了に伴う新たな指定管理者の選定を実施(平成20～22年度) ⑥更新施設 26施設 ⑦更新施設 1施設 ⑧更新施設 11施設 <p>【指定管理者導入効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度導入による経費節減額 (⑦比較) ⑧～⑩約29億円(累計) ・制度導入による県民サービスの向上 施設の開園時間の延長やインターネットによる予約サービスの導入など ・公の施設運営の民間等への開放 31団体中12団体(平成23年4月現在) <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者導入施設については、引き続き利用者の利便性や県民サービスの向上が求められる 				

(3)「地方の時代」に向けた連携強化

Ⅲ - 24	「関西広域連合」による「平成の新しい国づくり」	所管部局	企画総務部、 関係各部署		
取組内容	<p>全国初の府県域を越える広域連合である「関西広域連合」において、府県域を越えた広域課題や、国の出先機関の移管などに取り組み、関西から「地方分権型社会」の実現を図ります。</p> <p>また、本県の「四国と近畿との結節点」という強みを、これまで以上に活かすとともに、その成果を四国に広めるなど、積極的に役割を果たしていきます。</p>				
取 組 目 標					
<ul style="list-style-type: none"> ・徳島発の広域プロジェクト数（累計） ㊦ 3 → ㊦ 9 ・「関西広域防災計画」の策定、関西広域応援訓練の実施など ・「関西観光・文化振興計画」の策定、広域観光ルートの設定など ・「関西産業ビジョン」の策定、合同プロモーション、ビジネスマッチングの実施など ・「関西広域救急医療連携計画」の策定、広域的なドクターヘリの配置・運航など ・「関西広域環境保全計画」の策定、温室効果ガス削減のための広域取組など ・「広域職員研修計画」の策定、広域職員研修の実施 ・国の出先機関の関西広域連合への移管 					
実 施 概 要		23	24	25	26
<ul style="list-style-type: none"> ・徳島発の広域プロジェクトの実施 ・各実施事務の着実な推進 		→			9
		推進			→
改革により 目指す姿	<p>府県域を越える広域的な課題に取り組み、本県を含む関西地域の活性化を図ります。</p> <p>併せて、将来的には、設立当初から処理している広域事務の拡充を目指すなど、新たな機能の強化により、我が国の「平成の新しい国づくり」をリードします。</p>				
22年度までの 主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島、滋賀、京都、大阪、兵庫、和歌山、鳥取の2府5県により、地方自治法に基づく特別地方公共団体「関西広域連合」（平成22年12月1日付け総務大臣許可）が設立、7つの事務局のうち広域医療局を徳島県が担当。 ・関西広域連合に「国出先機関対策委員会」を設け、国の出先機関の「丸ごと移管」に向けた検討を開始（平成23年1月） ・「国の出先機関改革」については、政府の「アクション・プラン推進委員会」が、広域的实施体制の課題について検討しているが、工程に遅れがみられる 				

Ⅲ - 25	国との連携、分担	所管部局	企画総務部、関係各部局		
取組内容	<p>国と連携し各種事業を推進するとともに、「真の地方分権社会」の実現に向け、国と地方の役割分担の一層の明確化や、国から地方への「権限」及び「財源」の移譲、地方にとって真に自由度の高い一括交付金制度の構築、国の出先機関改革への対応による二重行政の解消など、自治体の自主性・自立性を高めるための取組みを行います。</p>				
取 組 目 標					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方分権改革の推進に向けた提言・要望の実施 ㉓～㉔ ・ 国から地方への「権限」及び「財源」の移譲 ㉓～㉔ 					
実 施 概 要		23	24	25	26
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方分権改革の推進に向けた提言 ・ 国から地方への権限移譲 					→
<p>改革により目指す姿</p>		<p>国と地方の役割分担を明確化し、「地域のことは地域で決める」ことができる「真の分権型社会」の実現をめざします。</p>			
<p>22年度までの主な進捗状況等</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令による義務づけ・枠付けの見直しを推進するため、全国45都府県と連携し、構造改革特区提案を実施（平成22年11月） ・ 政府の国の出先機関原則廃止に向けた「アクション・プラン」に基づき、ハローワークについて、段階的移管を求める提案を実施（平成23年3月） ・ 地域主権の突破口を開くことを目指し、全国初の都道府県レベルでの広域行政モデルとなる「関西広域連合」が設立（平成22年12月） ・ 国の出先機関改革へ対応するため、四国知事会の下に「四国4県広域連携部長会議」を設け、検討を開始する（平成22年7月）とともに、関西広域連合による検討を実施（平成23年1月） ・ 「国の出先機関改革」については、政府の「アクション・プラン推進委員会」が、広域的实施体制の課題について検討しているが、工程に遅れがみられる 			

Ⅲ - 26	他都道府県との連携	所管部局	企画総務部、関係各部署		
取組内容	他府県との連携強化を進め、災害時の応援体制整備、国際観光の推進、環境問題への対応など広域的に取り組むべき課題について総合力を高め、地域の自立的な発展に繋がります。また、他都道府県と連携し、国に対する政策提言活動等を積極的に行うとともに、広域自治体のあり方についてさらに検討を進めます。				
取 組 目 標					
<ul style="list-style-type: none"> ・他の都道府県との共同研究、共同事業の実施 ㉓～㉖ ・トップによる政策提言活動の推進 ㉓～ 					
実 施 概 要		23	24	25	26
<ul style="list-style-type: none"> ・共同研究、共同事業の検討・実施 ・トップによる政策連携(各ブロック知事会など) ・広域自治体のあり方の検討 					→
改革により目指す姿	広域的に取り組むべき課題について、他の都道府県と連携して取り組み、解決していくことにより、地域の自立的な発展を目指します。				
22年度までの主な進捗状況等	<p>(他都道府県との連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定(平成19年7月) <p>(四国他県との連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危機事象発生時における四国4県広域応援に関する基本協定(平成19年2月) ・四国の広域的課題の解決に向け『『四国はひとつ』4県連携施策』を推進 ・口蹄疫発生時における四国4県相互防疫協力体制の構築(平成22年5月) ・「四国八十八箇所霊場と遍路道」を世界遺産暫定一覧表記載資産候補に提出(平成18年11月) ・四国遍路文化の世界遺産登録に向けて、四国が一体となって取り組むため、産学官民による『『四国八十八箇所霊場と遍路道』世界遺産登録推進協議会』を設立(平成22年3月) <p>(他県との連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危機事象発生時における徳島県・鳥取県相互応援協定(平成20年9月) ・6県知事会議等において政策提言・要望活動を行い、「本四道路通行料金の値下げ」、「ふるさと納税制度」等が実現(平成19年度～平成22年度) <ul style="list-style-type: none"> ・「3連動地震への対応」など、今後、様々な行政課題に応じた都道府県間の連携が求められている 				

Ⅲ - 27	国に対する政策提言活動の強力展開	所管部局	企画総務部
取組内容	「知恵は地方にこそあり！」との気概を強く持ち、国に対する「徳島発の政策提言」を強力に展開して参ります。		
取 組 目 標			
・国への政策提言数 ⑳64項目 → ㉓～㉕計300項目			
実施概要	23	24	25 26
・徳島発の提言を日本の標準「ジャパンスタンダード」とするための国への提言	推進		→
改革により目指す姿	「徳島の実情」や「地方ならではの知恵や発想」を盛り込んだ提言が、国の制度や施策の随所に反映され、地方が主役を担う新たな国づくりを推進します。		
22年度までの主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・提言は平成8年度から実施 ・「地方ならではの」発想が国の新たな制度や施策に反映されるよう、政府予算編成等に合わせた効果的な提言活動の実施（国への政策提言数） ⑱ 年間1回、28項目 → ⑲～㉒ 合計27回、256項目 ・「防災・減災対策」など、喫緊の課題に対応するため、これまで以上にスピード感をもって、提言を行うことが必要 		

Ⅲ - 28	市町村との連携による「とくしま集落再生プロジェクト」の推進	所管部局	県民環境部、関係各部局
取組内容	過疎地域の急速な高齢化が進行する中、厳しい状況にある、いわゆる限界集落の潜在力を引き出し、新しい視点から集落再生に向けた具体策を検討推進します。		
取 組 目 標			
・「とくしま集落再生プロジェクト」の推進			
実施概要	23	24	25 26
・「とくしま集落再生プロジェクト検討委員会」における集落再生策の策定⑳ ・推進㉑～	策定・推進		→
改革により目指す姿	「とくしま集落再生プロジェクト」を推進することにより、市町村において集落再生に向けた意欲的な取り組みが実施されています。		
22年度までの主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・「過疎地域自立促進特別措置法」の改正延長（H22. 3） ・「過疎地域自立促進方針」策定（H22. 8） ・「県過疎地域自立促進計画」策定（H22. 10） 		

Ⅲ - 29	基礎自治体の充実強化	所管部局	県民環境部		
取組内容	<p>各市町村の実情に応じ県から市町村への権限移譲を進めるとともに、県から市町村への関与を見直すなど、市町村の充実強化を図ります。</p> <p>また、「県・市町村及び関係団体」からなる「連絡調整会議」を設置するなど、連絡調整を密にするよう努めます。</p>				
取 組 目 標					
<ul style="list-style-type: none"> ・権限移譲推進要綱（平成23年3月策定）に基づく市町村への権限移譲 <ul style="list-style-type: none"> ②69事務 → ②90事務 ・市町村との連絡調整の会議（随時開催） 					
実 施 概 要		23	24	25	26
<ul style="list-style-type: none"> ・市町村への権限移譲 		推進			→
改革により 目指す姿	<p>市町村への権限移譲が図られることにより、市町村における、住民の利便性や事務処理時間の短縮等による住民サービスの向上、地域における自己完結型行政の展開、地域の多様なニーズへの迅速かつきめ細やかな対応、市町村の施策・計画に合わせた独自のまちづくりが実現しています。</p>				
22年度までの 主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・権限移譲推進要綱（平成18年3月策定）に基づく権限移譲の推進 ・要綱を改正し、推進期間を5年間延長するとともに、新たに35の移譲候補事務を追加（平成22年度） ・市町村への移譲対象69事務について、地方自治法第252条の17の2第2項に基づく協議成立 ・知事・市町村長会議、県内4地域における知事・市町村長地域懇話会、副市町村長・総務課長会議等の開催 <p>【取組目標実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権限移譲推進要綱（平成18年3月策定）に基づく市町村への権限移譲 <ul style="list-style-type: none"> ⑩31事務 → ②69事務 				

Ⅲ - 30	地域との連携による地域の課題解決	所管部局	総合県民局、関係各部局		
取組内容	南部・西部圏域に「地域協働センター」を設置するなど、市町や民間等と総合県民局が連携・協働して課題解決に取り組み、新たな地域振興を展開します。				
取 組 目 標					
<p>(南部圏域)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定課題に関するプロジェクトチーム設置数 ㉒21件(累計) → ㉓41件(累計) ・体験型教育旅行の受入数 ㉒約4,826泊(累計) → ㉓約12,000泊(累計) <p>(西部圏域)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定課題に関するプロジェクトチーム設置数 ㉒10件(累計) → ㉓18件(累計) ・体験型教育旅行の受入数 ㉒約6,080泊(累計) → ㉓約17,700泊(累計) 					
実 施 概 要		23	24	25	26
・市町村、民間等との連携・協働の推進		推進			→
改革により 目指す姿	地域住民(団体)との協働による地域づくりをコンセプトとし、市町や民間等と総合県民局が、互いに理解し合い、役割と責任を分担しながら積極的に連携・協働し、活力ある地域づくりに取り組みます。				
22年度までの 主な進捗状況等	<p>(南部圏域)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南部地域協働センタープロジェクトチーム設置数 ㉒21件(累計) →地域住民(団体)の人材を十分に活用し、管内市町とともに、地域課題の研究・解決に向けた取組みを推進していくことが必要 ・CATVサービス提供市町数 ㉑5市町 ・「南阿波よくばり体験推進協議会」による修学旅行受入開始(平成18年度) ㉑約165泊 → ㉒約4,826泊(累計) →民泊先の数等、圏域内の修学旅行客受入能力の拡充が課題 <p>(西部圏域)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移住・交流推進連絡会(西部圏域)の設置(平成20年度) →移住希望者に対する相談体制の充実が必要 ・特定課題に関するプロジェクトチーム設置数 ㉒10件(累計) →地域住民(団体)の人材を十分に活用し、管内市町とともに、地域課題の研究・解決に向けた取組みを推進していくことが必要 ・CATVサービス提供市町数 ㉒4市町 ・「そのの郷山里物語協議会」による修学旅行受入開始(平成20年度) ㉑約970泊 ㉒約3,840泊 ㉓約6,080泊(累計) →更なる情報発信による大都市圏からの集客が必要 				

IV 「県民目線の県政」づくり

(1)「情報提供」の更なる推進

IV - 1	「徹底した情報公開」の推進	所管部局	企画総務部		
取組内容	公文書公開制度については個人情報の保護に配慮しつつ、原則公開の立場に立ち、制度の適正な運用に努めます。県の出資法人や指定管理者についても、情報公開の取組みについて、助言・指導を行います。さらに、「情報提供施策の推進に関する要綱」に基づき、県が保有する情報を積極的に提供します。				
取 組 目 標					
<ul style="list-style-type: none"> ・知事部局の情報公開度ランキング（全国） ㊟全国トップクラスの連続達成 ・「情報提供施策の推進に関する要綱」に基づく「公表推進情報」の「県ホームページ」上での公表件数 ㊟ 90件 → ㊟ 180件 					
実 施 概 要		23	24	25	26
<ul style="list-style-type: none"> ・県が保有する情報の積極的な提供 ・出資法人、指定管理者における情報公開の推進 		推進			
		推進			
改革により目指す姿	県民の皆様に対する情報の公表や提供施策を推進し、より充実した情報公開制度とすることにより、「開かれた県政」の基礎を築きます。				
22年度までの主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的な情報公開に努めた結果、知事部局の情報公開度ランキングが全国1位となり、目標を4年連続して達成（平成19～22年度） 				

IV - 2	県政情報のきめ細やかな提供	所管部局	企画総務部		
取組内容	全庁的なパブリシティ活動の充実を図るとともに、ケーブルテレビやインターネットを通じた新たなツールを活用し、県政情報を積極的かつきめ細やかに提供することで、県民との双方向の情報発信に努めます。				
取 組 目 標					
<ul style="list-style-type: none"> ・e-モニターアンケートにおいて「県のHPが役に立っている」と回答した割合 ㊟ 53.5% → ㊟ 75% ・メールマガジン登録者数 ㊟ 3,157 → ㊟ 5,000 ・県外本部発 メールマガジンの発信 ㊟～ 					
実 施 概 要		23	24	25	26
<ul style="list-style-type: none"> ・パブリシティマニュアルの運用・徹底 ・ホームページの機能充実 ・メールマガジンの配信 		実施			
		充実			
		実施			
改革により目指す姿	あらゆる手法を活用し、県民への情報提供の充実が図られることにより、県民の皆様による県政に対する理解が深まるとともに、参画意欲が向上します。				
22年度までの主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・メールマガジン登録者数 ㊟2,175 ㊟2,500 ㊟3,157 ・県ホームページのリニューアル →システム構築（平成20年度）、公開（平成21年10月～） ・「県のホームページが役に立つ」との回答割合の向上に向け、より一層魅力的なホームページの作成が課題 				

IV - 3	情報セキュリティの確保	所管部局	企画総務部		
取組内容	外部からの不正なアクセスや、職員による情報資産の不適切な管理・持ち出し等による情報の漏洩を防ぐため全庁的に統一された情報セキュリティ対策を講じることにより、情報セキュリティを確保します。				
取 組 目 標					
・情報セキュリティポリシーの見直し及び推進（毎年）					
実 施 概 要		23	24	25	26
<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティポリシーの改定・推進 ・内部監査の実施 ・情報セキュリティ研修の実施 		改定・推進			
		実施			
		実施			
改革により目指す姿	情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティが確保され、県が保有する各種情報は適切に管理されています。				
22年度までの主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティポリシーにおける基本方針、対策基準の策定（平成14年度）、全面改正（平成19年5月） ・徳島県ICT推進本部情報セキュリティ委員会の設置（平成18年度） ・外部記録媒体取扱要領の施行、eラーニングによる情報セキュリティ研修の実施、内部監査の実施及びリアルタイム・クラウドの推進（平成19年度～） ・情報セキュリティインシデント（重大な事故につながる可能性のあった事態）の件数 5件（⑱～㉔） 				

IV - 4	警察行政の透明性の確保	所管部局	警察本部		
取組内容	情報公開制度の適正な運用を図るとともに、ホームページ等を活用した県民への積極的な情報提供に努めます。また、県民からの苦情・要望や各種相談に迅速・適切に対応し、県民の声を警察行政に反映させます。				
取 組 目 標					
・徳島県警察運営重点の策定（毎年）					
実 施 概 要		23	24	25	26
<ul style="list-style-type: none"> ・「安全・安心とくしま」実現に向けた徳島県警察の施策指針・方針である徳島県警察運営重点の策定・推進 ・情報公開、情報提供、適切な苦情処理を推進する制度の運用 		毎年策定			
改革により目指す姿	ホームページを活用したきめ細かな情報発信や広報等各種媒体の有効活用により積極的に情報提供し、情報公開制度の適正な運用、県民からの苦情・要望や各種相談に迅速・適切に対応することで、警察行政への県民の理解と一層の協力を得られるようにします。				
22年度までの主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・警察改革の推進状況を取りまとめ、公安委員会に報告（平成19年8月） ・県警ホームページでの訓令、通達等の公表 ・徳島県警察運営重点の策定及び県警ホームページでの公表（毎年） ・10年間の警察改革への取組状況を公安委員会に報告（平成22年10月） ・県版警察白書「阿波の治安」を県警ホームページで公表（平成23年3月） ・県警察が所管する許認可等・不利益処分に関する審査基準等について、ホームページでの公表に向け作業中 				

(2)「公平・公正な県政」の推進

Ⅳ - 5	コンプライアンスの徹底	所管部局	企画総務部、監察局、関係各部局		
取組内容	すべての県庁職員が、法令を遵守するのはもちろん、「県民全体の奉仕者」としての「自覚と誇り」を持ち、社会の規範やルール、マナーを遵守するよう、コンプライアンスの徹底を押し進めます。				
取 組 目 標					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度運用等に関する重層的なチェック体制の構築・運用 ㊸～ ・ 職員提案によるボトムアップ型の取組推進 					
実 施 概 要		23	24	25	26
<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度運用等に関する重層的なチェック体制の構築・運用 		構築・運用	運用		
		推進			
<ul style="list-style-type: none"> ・ ボトムアップ型の取組推進 		運用			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 不当要求行為等対策・働きかけ対策の運用 		運用			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公益通報制度の運用 					
改革により目指す姿	県庁全体が、県民の皆様からの信頼に応え、県民の皆様の「夢」や「希望」の実現に向け、全力で取り組む組織となります。				
22年度までの主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「業務に関する要望等に対する職員の対応要綱」施行（平成16年4月） ・ 「職員の通報等に関する要綱」施行（平成18年4月） ・ 不当要求行為等対策の体制整備 <ul style="list-style-type: none"> →コンプライアンス統括本部の設置（平成20年9月） →コンプライアンス基本方針の策定（平成20年11月） →監察局の設置（平成20年12月） ・ 定期・随時監察の実施（平成20年度・平成21年度・平成22年度） ・ 公益通報件数 171件（平成20～22年度） ・ 不当要求行為等対策研修受講者数 3,750名（平成18～22年度） ・ コンプライアンスハンドブックの作成（平成22年5月） ・ コンプライアンス推進取組（1所属1取組）の実施（平成22年度） ・ 職員によるコンプライアンス研修用ビデオの作成（平成22年度） <p>・ 不祥事の根絶に向け、全職員の隅々まで「コンプライアンス」が浸透・徹底されるよう、創意・工夫を凝らした不断の取組みが必要</p>				

IV - 6	入札制度改革の推進	所管部局	企画総務部、農林水産部、 県土整備部、関係各部局		
取組内容	公共事業等の入札において、より公正な競争を促進するため、透明性・公正性及び競争性の高い入札制度改革を推進します。				
取 組 目 標					
・入札制度改革の推進 総合評価落札方式の充実 ダンピング防止対策の強化 等					
実 施 概 要		23	24	25	26
・入札制度改革の推進 ・入札監視委員会の充実・強化 ・電子入札の実施		推進			
		実施			→
		実施			→
					→
改 革 に よ り 目 指 す 姿	透明・公正な入札制度のもとで、事業者の適正な競争が行われることにより、技術と経営に優れた建設企業の育成が図られます。				
22年度までの 主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事関係への電子入札の導入 試行（平成16年度～）、完全実施（平成19年度～） ・公共事業における一般競争入札対象の拡大 ⑩2億円以上 → ⑪7千万円超 → ⑫1千万円以上 ・透明性・公正性及び競争性の高い入札制度の構築に向け、不断の見直しを行っていく必要がある 				

IV - 7	契約制度改革の推進	所管部局	企画総務部、農林水産部、 県土整備部、関係各部局		
取組内容	契約業者の選定過程における競争原理の導入をさらに進めることにより、透明性・公平性・競争性の高い契約制度の実現を図ります。				
取 組 目 標					
・競争性・透明性の向上 ⑬見直し実施					
実 施 概 要		23	24	25	26
・一般競争入札の原則化 ・契約・購入手続の透明化（チェック体制の確立） ・購入手続の定期的・継続的なモニタリング		見直し実施	推進		
					→
					→
					→
改 革 に よ り 目 指 す 姿	契約手続の一層の健全化を推進することにより、透明性・公平性の高い契約制度を確立するとともに、業者間の自由な競争を促進することによる、県の事業コストの効率化を図ります。				
22年度までの 主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・随意契約ガイドライン作成（平成17年度） ・契約状況調査の実施（平成19・20年度） ・物品購入改善マニュアル作成、物品購入手続きの見直し（平成20年度） ・物品の購入に係る入札の拡大（平成21年度） →入札基準額を「160万円以上」から「30万円以上」に引き下げ 				

IV - 8	監査機能の充実強化	所管部局	企画総務部、監査事務局、関係各部署		
取組内容	監査機能を強化することにより、監査の実効性を高めてまいります。				
取 組 目 標					
・ 監査機能の充実強化					
実 施 概 要		23	24	25	26
・ 監査体制の充実強化		推進			
改 革 に よ り 目 指 す 姿	県自らチェック機能を高めていくことで、県行政に対する県民の信頼を確保します。				
22年度までの 主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査委員定数の2名増員（条例改正）（平成19年3月） ・ 外部の専門知識を有する監査委員を1名増員（平成20年4月） 				

IV - 9	県退職者等の能力活用	所管部局	企画総務部		
取組内容	県退職者等の持つ知識、経験、能力等を地域に還元し、地域人材の有効活用を図るため、平成20年12月に設置した「とくしま“人財”バンク」について、再就職における県関与のあり方を見直し、制度運用のより一層の透明化を図ります。				
取 組 目 標					
・「とくしま“人財”バンク」の見直し ④～					
実 施 概 要		23	24	25	26
・ 人材情報の提供方法の透明化・県関与のあり方を見直し		検討	運用		
改 革 に よ り 目 指 す 姿	県退職者等の再就職におけるより一層の透明化を図りつつ、県退職者がその有する能力を地域で活用できるよう、取り組みます。				
22年度までの 主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・ とくしま“人財”バンクの設置（平成20年12月） ・ バンクの運用状況について「とくしま未来創造プラン推進委員会」に報告（平成21年7月、平成22年7月、平成23年9月） ・ 正課長級以上の再就職状況（氏名、再就職先等）について県HP等で公表（平成18年～） ・ 外郭団体等に再就職した県退職者の退職金を全廃（平成21年10月） 				

(3)「県民参加の県政」の推進

IV - 10	県民意見を反映した施策の展開	所管部局	企画総務部、県民環境部、 監察局、総合県民局、 関係各部局、		
取組内容	県民の提言を政策として実現させる新たなシステムの構築など、県民意見の積極的な事業・施策等への反映に取り組むとともに、フォローアップの強化を図り、その反映状況を分かりやすい形で公表し、県民との双方向による県づくりを推進します。				
取 組 目 標					
<ul style="list-style-type: none"> ・「とくしま 目安箱」の設置・運用 提言件数 年間1,000件 ・「提言実現システム」の創造 ㉔ ・県民と知事との双方向による新たな対話事業の推進 宝の島・徳島「わくわくトーク」の開催 ㉓ ㉔～ 毎年10回以上開催 「知事と一緒にふれあいバス」の実施 ㉓ ・パブリックコメント実施件数 ㉓～㉔累計100件 ・オープンとくしまe-モニターアンケートの実施件数 ㉓～㉔ 年10件以上 					
実 施 概 要		23	24	25	26
<ul style="list-style-type: none"> ・「とくしま 目安箱」の設置・運用 ・「提言実現システム」の創造 ・「地域課題解決型」知事対話の実施 ・移動知事室の実施 ・パブリックコメント制度の推進 ・e-モニターアンケート制度の推進 		設置・運用			
		検討			創造
		実施			
		実施			
		推進			
		推進			
改革により 目指す姿	県民との意思疎通を図りながら、県民と一緒に県政をつくり、県民目線に立った「県民主役」の県政を推進します。				
22年度までの 主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・移動知事室の実施 →南部総合県民局（平成17年度～）、西部総合県民局（平成18年度～） ・知事対話の開催 ㉑13回 ㉒12回 ・パブリックコメント実施件数 ㉑17件 ・オープンとくしまe-モニターアンケートの実施件数 ㉑12件 ・「知事への提言」では、寄せられた意見等が、どのように県の施策等に反映されたのか不明確であった 				

IV - 11	県庁コールセンターの運営	所管部局	県民環境部		
取組内容	県民からの要望や問い合わせ等を一元的に受け、「ワンストップでの対応」や「たらい回しの抑制」を図るとともに、「対応の概要」を記録・蓄積します。またFAQによる県民への情報提供など県民サービスの向上を進めます。				
取 組 目 標					
<ul style="list-style-type: none"> ・FAQの充実 月間平均アクセス回数 ㉑ー → ㉒ 2万5千件 ・コールセンターでの対応完了率 ㉑ー → ㉒ 60% 					
実 施 概 要		23	24	25	26
<ul style="list-style-type: none"> ・県庁コールセンターの運営 		運用			→
改革により 目指す姿	FAQの充実等により、コールセンターでの対応完了率の向上を図ることにより、県民の皆様のお問い合わせに対する対応の迅速化と、県の業務の効率化が図られます。また、記録・蓄積された「対応の概要」を、職員が分析することにより、「県民目線の仕事」への意識改革を図ります。				
22年度までの 主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・県庁コールセンターの設置に向けた検討・準備（平成19年度～） ・県庁コールセンター「すだちくんコール」の運用を開始 （平成21年11月～試行運用開始、平成22年4月～本格運用開始） スタートから22年度末までの総受付数は20,341件（1日平均59.7件） （※平成21年11月2日～平成23年3月31日（運用日数）341日） ・概ね順調に運用しているが、コールセンターにおける対応完了率の更なる向上が望まれる 				

IV - 12	地域に開かれた学校づくりの推進	所管部局	教育委員会		
取組内容	「コミュニティ・スクール」モデル校の設置、学校関係者評価等を活用した地域連携による学校評価システムの充実、学校の特色を生かした地域貢献を支援するオンリーワンハイスクール「元気とくしまプロジェクト」の実施などに取り組んでいくことにより、地域とともに歩む、開かれた学校づくりを推進します。				
取 組 目 標					
<ul style="list-style-type: none"> ・「コミュニティ・スクール」モデル校の設置数（累計） ㊦11校 → ㊦14校 ・学校評価システムの充実・改善 学校関係者評価の実施率 ㊦67.8% → ㊦100% ・オンリーワンハイスクール「元気とくしまプロジェクト」実施校 ㊦7校 → ㊦35校 					
実 施 概 要		23	24	25	26
・「コミュニティ・スクール」モデル校の設置		12校	13校	14校	14校
・学校評価システムの充実・改善 学校関係者評価の実施率		80%	90%	100%	100%
・オンリーワンハイスクール 「元気とくしまプロジェクト」実施校		14校	21校	28校	35校
改革により 目指す姿	地域の住民とともに、地域の実情に応じた「地域に開かれ、地域に支えられる学校づくり」を、県内各地で進めます。				
22年度までの 主な進捗状況等	<p>(コミュニティ・スクール)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての県立学校に学校評議員を設置（平成18年度） ・美波町立伊座利小学校、由岐中学校伊座利分校をコミュニティ・スクールとして指定（平成19年度） ・美波町立阿部小学校、由岐中学校阿部分校及び東みよし町立加茂小学校をコミュニティ・スクール推進事業（文部科学省委託事業）の調査研究校として指定（平成20～21年度） ・牟岐町立牟岐小学校、河内小学校、牟岐中学校及びつるぎ町立半田中学校をコミュニティ・スクール推進事業（文部科学省委託事業）の調査研究校として指定（平成21～22年度） ・東みよし町立加茂小学校、つるぎ町立半田中学校をコミュニティ・スクールとして指定（平成22年度） ・那賀町立木沢小学校、つるぎ町立半田小学校をコミュニティ・スクール推進事業（文部科学省委託事業）の調査研究校として指定（平成22～23年度） ・「コミュニティ・スクール」モデル校の設置数（累計） ㊦11校 ・今後、本事業の仕組みを広め、さらに各学校の課題解決の方策として推進していくことが必要 (学校評価システムの充実・改善) ・学校評価システム研究事業（文部科学省委託事業）の実施 (平成18～21年度) ・学校関係者評価の実施率 ㊦67.8% (オンリーワンハイスクール) ・オンリーワンハイスクール「元気とくしまプロジェクト」実施校 ㊦7校 ・専門高校に比べて普通科の応募が少ない状況にある 				

Ⅳ-13	行政手続制度の迅速・透明化の推進	所管部局	企画総務部		
取組内容	<p>行政手続きの迅速・透明性を推進するため、最新の社会情勢や県民意見を取り入れた審査基準等を設定・公表することにより、県民の行政手続への不安払拭に取り組みます。</p> <p>また、不服申立制度の整備について、地域の自主性、実状などの観点から、「条例による選択制度」など、国に対し意見及び提案を行っていきます。</p>				
取 組 目 標					
<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続きにおける審査基準、標準処理期間、処分基準等を毎年見直しのうえ公表 ㉔～ ・規則等の制定におけるパブリックコメント制度の積極活用 ㉕～ ・不服申立制度の国に対する主張及び提言 ㉖～ 					
実 施 概 要		23	24	25	26
<ul style="list-style-type: none"> ・審査基準等の見直し及び公表 ・規則等の制定におけるパブリックコメント制度の積極活用 ・不服申立制度の国に対する主張及び提言 		推進			
		推進			
		提言			
改革により 目指す姿	<p>行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、規則や審査基準等の制定の際には県民意見を積極的に取り入れることにより、県民の目線に沿った「とくしまスタイル」の行政運営を目指します。</p>				
22年度までの 主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・規則等の制定におけるパブリックコメント制度の導入（平成18年度） ・「行政手続きマニュアル」を改訂し、職員の行政手続制度の周知を徹底（平成22年度） ・全国知事会議等において政策提言・要望活動を行い、「行政不服申立制度の改革方針」に対する都道府県の意見」において、地域の実情に沿った制度改革を提言（平成22年度） ・規則や審査基準等の制定におけるパブリックコメント制度の制定は、全国的にも先進的であるが、職員への十分な浸透が課題 ・現行の行政不服審査法による不服申立制度は、手続が複雑であり、時間を要することが全国的な課題 				

V 「活力みなぎる職場」づくり
 (1)「ワーク・ライフ・スタイル」の変革

V - 1	職員のワークスタイルの変革	所管部局	企画総務部、関係各部局		
取組内容	県庁全体における仕事のあり方や進め方を抜本的に見直し、徳島ならではの新たなワークスタイルの変革等を推進することにより、労働時間の短縮を図るとともに、職員が様々な自己啓発等の活動に取り組める環境づくりを推進します。				
取 組 目 標					
・「徳島ならではの」ワークスタイルの変革（㉓徳島県版サマータイム「あわ・なつ時間」の実施） ・職員の自己啓発研修等の充実					
実 施 概 要		23	24	25	26
・ワークスタイルの変革 ・自己啓発研修等の充実		推進			
		検討	推進		
改 革 に よ り 目 指 す 姿	ワークスタイルの変革等により、職員の家庭生活や地域活動、自己啓発の充実を促進することで、職員の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を図るとともに、職員の仕事に対する意欲や総合的な能力の向上を図ります。				
22年度までの 主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・男性の育児休業取得者数 10名（～㉒） ・超過勤務の削減率 ⑱～㉑ Δ1.6% ⑱～㉒ 7.9% ・自治体法務検定への助成（㉑～） ・放送大学受講への助成（⑭～） 				

V - 2	職員能力を活用した地域への貢献	所管部局	企画総務部		
取組内容	より専門性の高い職員を養成し、積極的に「まなびーあ人材バンク」への登録を促進するとともに、その知識や技術を活かして地域社会に貢献します。				
取 組 目 標					
・「まなびーあ人材バンク」への職員の登録促進 ・職員の能力を活かした高等教育機関等への講師等の派遣					
実 施 概 要		23	24	25	26
・「まなびーあ人材バンク」への職員の登録促進 ・高等教育機関等への職員の講師派遣		促進			
		推進			
改 革 に よ り 目 指 す 姿	より専門性の高い職員を養成し、その能力を高等教育機関等の講師等として活用するなど、職員のプロ意識を培うとともに、その能力に対する価値を歳入として確保するなど、能力の循環を図ります。				
22年度までの 主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・徳島県人材登録制度の創設（平成18年度） ・長期派遣研修制度の充実（庁内公募制度の推進、派遣先の多様化） ・専門能力向上研修制度の新設（平成18年度） ・「人材登録制度登録者」による講師等派遣人数 ⑲66人 → ㉒217人 ・「まなびーあ人材バンク」への職員登録者数 ⑱～㉒ 91人 ・新たな「官民協働の社会貢献システム」として「とくしま“人財”バンク」を設立（㉒） ・県民に親しまれ、気軽に参加いただける、県立総合大学校「まなびーあ徳島」の開校（㉒） 				

V - 3	職員健康管理の推進	所管部局	企画総務部	
取組内容	メンタルヘルス対策及び生活習慣病の予防など職員の健康管理対策を推進し、働きやすい職場環境づくりに取り組みます。			
取 組 目 標				
<ul style="list-style-type: none"> ・健康診断における有所見者等の事後指導の相談人員数 ㊦ 326人 → ㊦ 600人 ・新たな「健康管理システム」導入 ㊦ ・メンタルヘルス相談窓口の充実 ㊦ 13箇所 → ㊦ 17箇所 ・メンタルヘルス研修受講者数 ㊦ 287人 → ㊦ 430人 				
実 施 概 要	23	24	25	26
<ul style="list-style-type: none"> ・「徳島県職員心の健康づくり推進計画」の推進 ・「健康管理システム」、「試し出勤制度」、「職場復帰支援制度」の運用 ・健康管理関係セミナーの充実・強化 ・新たな「健康管理システム」の導入・運用 	推進			
	運用			
	充実・強化			
	検討	導入	運用	
改革により 目指す姿	メンタルヘルス対策をはじめとする職員の健康管理対策を推進し、職員一人ひとりの心身両面にわたって健康の保持増進を図ることにより、職員の能力が十分発揮される職場環境を確保し、円滑な行政運営を支えます。			
22年度までの 主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・「健康管理システム」、「試し出勤制度」の運用開始（平成18年度～） ・「メンタルヘルス担当内リーダーセミナー」の開催（平成20年度～） ・メンタルヘルス相談窓口の充実・強化 ㊦ 9箇所→㊦ 13箇所 カウンセラーの導入（平成21年度） ・「職場復帰支援制度」の運用開始（平成22年度～） ・メンタルヘルスによる長期病休者等の割合が増加傾向であるため、更に研修事業、相談事業、職場復帰支援事業を中心にメンタルヘルス対策に取り組んでいく ・有所見者の割合が依然として高い水準であるため、新たな生活習慣を改善する取組や更にきめ細かな保健指導を行っていく 			

V - 4	ワーク・ライフ・バランスの推進	所管部局	企画総務部、関係各部局		
取組内容	子育て支援の充実や休暇制度の取得促進など、職員一人ひとりが仕事と生活の調和を図ることのできる職場環境を整え、職員のモチベーション向上と能力発揮につなげるとともに「職員だれもが働きやすい職場づくり」を進めます。				
取 組 目 標					
・ 県職員の年次有給休暇の取得日数		㊦11. 3日 → ㊧12. 5日			
・ 県職員の配偶者の出産補助休暇の取得率		㊦81. 1% → ㊧90%			
・ 県男性職員の育児参加のための休暇取得率		㊦31. 1% → ㊧90%			
実 施 概 要		23	24	25	26
・ 勤務時間制度の弾力化検討		検討			
		推進			
・ 育児を行う職員への支援策の充実					
改革により 目指す姿	子育てと仕事の両立が図られ、職員が職場でも家庭でも「生き生き」と活動し、県民サービスの充実に向け、安心して個々の能力を最大限に発揮できる環境づくりを進めます。				
22年度までの 主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早出遅出勤務制度の創設 (17)、改正 (対象職員の拡大) (18) ・ 育児のための部分休業制度の対象範囲の拡大 (19) ・ 育児短時間勤務制度の創設 (20) ・ 職員の自己啓発等休業制度の創設 (20) ・ 年次有給休暇の取得日数 ㊦11. 5日 ㊧11. 3日 ㊨11. 3日 ・ 配偶者の出産補助休暇の取得率 ㊦68. 0% ㊧81. 1% ・ 「男性職員の育児参加のための休暇」の取得率 ㊦: 21%、㊧: 31% 				

V - 5	超過勤務の縮減	所管部局	企画総務部、関係各部局		
取組内容	職員の健康に大きな影響を及ぼすとともに、業務効率や職員の意欲の低下の要因となる超過勤務、特に、長時間超過勤務の縮減について、重点的な取組を進めます。				
取 組 目 標					
・ 超過勤務の縮減 (知事部局) 長時間超過勤務者の減少 (知事部局) (基準年度: 平成22年度 延べ462人) 基準年度から5割減					
実 施 概 要		23	24	25	26
・ 長時間超過勤務縮減策の検討・実施		推進			
・ ノー残業デイ、超勤縮減強化月間等の推進					
改革により 目指す姿	一部の職員に業務が偏るのではなく、職員全員が一丸となって業務に取り組むことにより、業務能率の一層の向上を目指します。				
22年度までの 主な進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ リフレッシュ・チェック (各部局別の超勤原因検証等) の実施 (17~) ・ 超過勤務縮減強化月間 (8月) の集中取組 (18~) (ノー残業デイ・ゼロの付く日の管理職員による施錠の徹底等) ・ ノー残業デイプラスワンデイ、ノー残業ウィークの創設 (20~) ・ 超過勤務の削減率 19~21 Δ1. 6% 19~22 7. 9% ・ 長時間超過勤務者数 18 355人 22 462人 				

V - 6	ライフプランの推進	所管部局	企画総務部		
取組内容	ライフプランセミナーの開催などにより職員の生活設計をサポートしていきます。				
取 組 目 標					
<ul style="list-style-type: none"> ・ライフプランセミナーの延べ受講者数 ㊸640名 → ㊸800名 ・健康・医療・退職手当などの手続き等ライフプランに関するサポートの実施 					
実 施 概 要		23	24	25	26
・ライフプランの推進		推進			
			(見直し検討)		→
改革により 目指す姿	ライフプランに関するセミナーの開催や健康・医療・年金・退職手当など、ライフプランに関するサポートを行うことにより、職員の長期的な生活設計を支援し、安心して能力を発揮できる環境を整備することにより、公務能率を向上させます。				
22年度までの 主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフプランセミナーの実施 → 延べ受講者数 ㊸~㊸ 640名 ・社会保障制度改革が推進されており、将来的な医療・年金制度などの給付について、不透明な状況にあることから、制度の検討状況を含めた情報提供が必要 ・適切な情報等が提供できるようセミナーの内容の鋭意見直し検討を行う 				

V - 7	文書作成・管理の効率化	所管部局	企画総務部、県民環境部、企業局、病院局、教育委員会、警察本部、関係各部局		
取組内容	業務の効率化、執務環境の改善を図るため、ペーパーレス化を推進するとともに、更なるファイル及び書類等の適切な管理を行います。				
取 組 目 標					
・用紙類使用量の削減（㊸比較） ㊸12%削減					
実 施 概 要		23	24	25	26
・ペーパーレス化の推進		推進			
・ファイル管理表に基づく保存・管理の徹底		推進			
・電子決裁・文書管理システムの運用		運用			
改革により 目指す姿	ペーパーレス化の推進により、執務環境が改善され、ファイルや書類等の保存・管理が徹底できるなど、環境にやさしく、効率的な職場環境が実現しています。				
22年度までの 主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・電子決裁・文書管理システムの構築・運用（平成21，22年度） （用紙類使用量） ㊸10,761万枚 ㊸10,474万枚（Δ 2.7%） ㊸ 8,656万枚（Δ19.6%） ㊸ 8,570万枚（Δ20.4%） ㊸ 8,276万枚（Δ23.1%） ・ペーパーレス化の推進については、一定の成果を上げているが、電子決裁・文書管理システムを一層活用することにより、業務の効率化、執務環境の改善を図る 				

V - 8	環境マネジメントシステムの推進	所管部局	県民環境部、関係各部署		
取組内容	県独自の環境マネジメントシステムにより、「エコオフィスとくしま・県率先行動計画」の効果的・効率的な管理を行います。				
取 組 目 標					
<p>・エコオフィスの徹底（基準年度：平成20年度 目標年度：平成26年度） （用紙類使用量 基準年度から12%削減） （電気使用量 基準年度から5%削減） （エネルギー供給施設等の燃料使用量 基準年度から5%削減） （廃棄物量のうち廃棄処分量 基準年度から23%削減） （廃棄物量のうち資源ゴミの量 基準年度から16%削減）</p> <p>◇主な取組 （用紙類使用量 資料の簡素化、ペーパーレス化） （電気使用量 不要な電灯の消灯の徹底、空調の適切な温度管理、徳島県版サマータイムの試験導入） （エネルギー供給施設等の燃料使用量 エネルギー供給施設等の適正管理） （廃棄物量のうち廃棄処分量、廃棄物量のうち資源ゴミの量 廃棄物の発生抑制、分別収集の徹底）</p>					
実 施 概 要		23	24	25	26
<ul style="list-style-type: none"> ・エコオフィスの徹底 ・エコスタイル等の促進 ・環境マネジメントシステムによる管理 		推進			
改革により目指す姿	環境への負荷を低減させるとともに、市町村、事業者、県民等に同様の行動を誘発し、県民総ぐるみによる低炭素社会の実現を目指します。				
22年度までの主な進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ISO14001環境マネジメントシステムの本庁導入（平成11年度） ・出先機関への拡大（平成14年度、平成17年度） ・県独自の新たな環境マネジメントシステムの導入（平成21年度） <p>（基準年度：平成15年度 目標年度：平成21年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用紙類中の初めて使用する木材パルプの使用量 ②△20.3% ・用紙類使用量 ②△23.1% ・電気使用量 ②△4.4% ・廃棄物量のうち廃棄処分量 ②△16.7% ・廃棄物量のうち資源ゴミの量 ②△0.5% <p>・「廃棄物の削減」については、削減に向け引き続き取組みの徹底を図ることが必要</p>				

(2)「新たな能力開発」の展開

V - 9	職員研修の充実	所管部局	企画総務部		
取組内容	多様な行政ニーズに対応した能力を身につけるため、ワークスタイルに対応した主体的な自己啓発の支援を充実するとともに、職場や業務の中での人材育成にも主眼をおいた研修の充実を図ります。				
取 組 目 標					
<ul style="list-style-type: none"> ・自己啓発研修の充実 ・単位研修におけるマネジメント能力研修の充実 ・組織への研修成果の還元 					
実 施 概 要		23	24	25	26
<ul style="list-style-type: none"> ・ワークスタイルに応じた自己啓発研修の充実 ・自治大学校等派遣研修終了者の職員研修講師への活用 		検討	推進		
		検討	推進		
改革により目指す姿	ワークスタイルに応じた個人の能力向上を促進するとともに、組織力の充実・強化を図ることにより、職場が一体となって課題解決に取り組む少数精鋭部隊となることを目指します。				
22年度までの主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・自治研修センターにおける研修の充実（平成17年度） （単位制の導入、「キャリアデザイン研修」創設、徳島大学との連携等） ・専門能力向上研修制度の新設（平成18年度） ・とくしま人材能力開発センターの設置（平成22年度） ・新人職員指導員制度（メンター制度）の導入（平成21年度） 				

V - 10	広域的な視野を持つ職員の形成	所管部局	企画総務部		
取組内容	関西広域連合が実施する広域職員研修に参加することにより、広域的な見地からの「政策立案能力」及び「業務執行能力」の向上を図るとともに、交流を通じた人的ネットワークを形成します。				
取 組 目 標					
<ul style="list-style-type: none"> ・広域職員研修の実施 ㊸～ 政策形成能力研修 					
実 施 概 要		23	24	25	26
<ul style="list-style-type: none"> ・広域職員研修の実施 		実施			
改革により目指す姿	より広域的な見地から、「日本の羅針盤」となる『とくしまモデル』を構築することができる職員を育成します。				
22年度までの主な進捗状況等					

V -1 1	被災地等支援職員派遣システムの構築	所管部局	企画総務部、関係各部局		
取組内容	機動的かつ能動的な被災地等の復旧・復興支援（Vサポート徳島、TEC徳島の派遣など）を行うとともに、実体験を通じた職員個々の危機管理能力の向上と派遣により得られた知識・経験等を本県施策へ還元することによる組織全体の危機管理能力の向上を図るため、被災地等支援職員派遣システムを構築します。				
取 組 目 標					
・被災地等支援職員派遣システムの構築 ㊸～					
実 施 概 要		23	24	25	26
・被災地等支援職員派遣システムの構築					→
改革により 目指す姿	被災地等の支援を行うだけでなく、職員派遣を通じて職員個人及び組織全体の危機管理能力の向上を図り、県内外でのあらゆる危機事案の発生に対し、いち早く支援できる組織体制の構築を図ります。				
22年度までの 主な進捗状況等	東日本大震災に係る職員派遣（H23. 3. 11～） <ul style="list-style-type: none"> ・現地対策本部、市町支援本部等への派遣 ・保健師、心のケア、介護支援チーム等の派遣 ・被災地復興チームの派遣 鳥インフルエンザ、口蹄疫など、危機事象発生地への職員派遣 <ul style="list-style-type: none"> ・獣医師等農業技術職員の派遣 				

V -12	「地方の時代」の新たな人事交流の促進	所管部局	企画総務部		
取組内容	<p>本格的な地方分権型社会への歴史的転換期を迎え、国と地方はもとより、地方相互間においても新たなパートナーシップに基づいた広域的な視点での施策展開がますます重要となっています。</p> <p>このため、国との人事交流においては、国と地方が対等な立場での交流を進める観点から、身分自体を国に移し、政策立案過程へ直接参画することも可能となる「割愛派遣」での人事交流を増やすとともに、地方相互の広域的な連携強化・人的ネットワークの形成促進を図るため、関西広域連合はもとより、四国各県及び県内市町村との人事交流を促進します。</p>				
取 組 目 標					
<ul style="list-style-type: none"> ・国との人事交流における「割愛派遣」の促進 ㉒～ ・関西広域連合、四国各県及び県内市町村との人事交流の促進 ㉓～ 					
実 施 概 要		23	24	25	26
<ul style="list-style-type: none"> ・国との「割愛派遣」による人事交流の促進 ・関西広域連合、四国各県及び県内市町村との人事交流の促進 					→
改革により 目指す姿	<p>派遣職員を通じて、国の政策立案過程へ直接地方の声、徳島発の政策提言を反映するとともに、国と地方が対等の立場に立った地方分権型社会における新たな協力関係を構築します。</p> <p>また、関西広域連合、四国各県及び県内市町村等地方相互の広域連携強化・人的ネットワークの形成を推進します。</p>				
22年度までの 主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・従来の「研修派遣」から「割愛派遣」による人事交流への転換 国への派遣職員数に占める「割愛派遣」職員数の割合の増加 ㉑ 22.2%（9名中2名） → ㉒ 68.8%（16名中11名） ・関西広域連合及び構成府県との人事交流の実施 ㉓ 本県から関西広域連合に1名を派遣（関西広域連合本部事務局） ㉔ 本県から関西広域連合に2名を派遣（関西広域連合本部事務局） 兵庫県から本県に1名を受入（医療健康総局医療政策課） ・四国各県との若手職員の相互派遣による人事交流を実施 香川県とは平成11年度～、愛媛県とは平成12年度～、 高知県とは平成13年度～ →四国各県との人事交流者数 ㉑ 8名, ㉒ 8名, ㉓ 8名, ㉔ 8名（香川3名、愛媛3名、高知2名） ・市町村との相互派遣による人事交流を実施 →㉑ 県から市町村に13名を派遣、市町村から県に17名を受入（うち自治法派遣5名） ㉒ 県から市町村に12名を派遣、市町村から県に17名を受入（うち自治法派遣5名） ㉓ 県から市町村に10名を派遣、市町村から県に16名を受入（うち自治法派遣3名） ㉔ 県から市町村に10名を派遣、市町村から県に17名を受入（うち自治法派遣3名） 				

V-13	ICTを活用した業務・システム最適化の推進	所管部局	企画総務部、関係各部		
取組内容	全庁的な業務・システム最適化を推進し、行政の簡素・効率化を図るとともに、それによって生じる資源（人、モノ、予算）を県民サービス部門へ再配置することにより県民サービスの向上を目指します。				
取 組 目 標					
・最適化の対象とした業務数 ㉔ 303業務 → ㉕ 400業務（累計）					
実 施 概 要		23	24	25	26
<ul style="list-style-type: none"> ・全庁的な業務・システム最適化の推進 ・新グループウェア(Joruri Gw)の構築・運用 ・財務会計システムの再構築・運用 ・手当システムの構築・運用 		推進			
		構築	運用		
		再構築		運用	
		構築	運用		
改革により 目指す姿	県の業務やシステムが全体として最適化され、限られた資源（人・モノ・予算）が有効活用される環境をつくります。				
22年度までの 主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・最高情報統括監（CIO）の設置（平成18年度） ・ICT推進本部最適化推進委員会の設置（平成18年度） ・業務・システム最適化作業の実施（平成18年度～） ・業務・システム最適化ガイドラインの策定（平成19年5月） ・総務事務のシステム化・集約化（平成21年度～） ・システム共通基盤（共有DB、認証基盤）の運用開始（平成21年度～） ・最適化の対象とした業務数 ㉑～㉔303業務（累計） ・オープンソースで様々な効率化や低コスト化に対応 「オンラインストレージサービス」(㉑)、 「新グループウェア『Joruri Gw』」(㉒) 「本庁舎内ファイルサーバー」(㉓)等 ・限られた資源を有効活用するためには、今後より一層の最適化が必要 				

V - 14	オープンソースソフトウェアを活用したシステム開発の推進	所管部局	企画総務部	
取組内容	オープンソースソフトウェア(OSS)を活用してシステム開発を行うことにより、情報システムを機動的かつ安価に開発・運用します。また、開発したシステムが、ジャパNSTANダートとして全国の自治体で使ってもらえるようにします。			
取 組 目 標				
・ 県が開発したシステムの他の自治体や団体における採用件数(累計) ㊦ 29件→㊧ 100件				
実 施 概 要	23	24	25	26
<ul style="list-style-type: none"> ・ OSSによるシステム開発・充実 ・ ホームページ作成システム(Joruri CMS)の他の自治体への普及 ・ 新グループウェア(Joruri Gw)のオープンソース公開及び他の自治体への普及 	推進			→
	普及			→
	公開	普及		→
改革により目指す姿	県がOSSで開発したシステムが、ジャパNSTANダートとして全国の多くの自治体や団体に導入され、県の業務コストが削減されるだけでなく、全国の自治体や団体の業務コストが削減されています。			
22年度までの主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務・システム最適化ガイドラインへ「OSSによるシステム開発促進」について記載し、総務事務システムや新グループウェアなどをOSSにより開発し導入(平成19年度～) ・ 自治体クラウド事業を活用し、県が開発したホームページ作成システム(Joruri CMS)及びオンラインストレージサービス(DECO)を県内14市町村(Joruri CMS 10団体、DECO 11団体)が共同利用(平成22年度～) ・ オープンソースとして公開されているJoruri CMSを、県内外の8つの団体が導入(平成22年度～) ・ OSSやクラウドなど、新たなICT技術の一層積極的な採用が必要 			

V -15	学校情報化の推進	所管部局	教育委員会		
取組内容	県立学校において、総務事務システム、学校支援システムの導入による情報化を推進し、教職員の校務負担を軽減し、教職員が生徒と向き合う時間を増加させ、魅力ある学校づくりに向けた基盤整備を行います。				
取 組 目 標					
・学校情報化の推進 ㊸～					
実 施 概 要		23	24	25	26
・学校情報化の推進		推進			→
改革により 目指す姿	教職員の校務負担が軽減され、生徒とより多くの時間向き合うことができるようになり、学校の活性化が図られ、魅力ある学校づくりが進みます。				
22年度までの 主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・それまで整備できていなかった教員一人一台パソコン体制が、平成21年度末に整備出来たことなどを踏まえ、学校情報化を推進するため、 ・学校情報化推進企画員室会議における現状分析・システム概要検討（平成22年度） ・オープンソースによる学校支援ベースシステムの開発（平成22年度～）などに取り組んできた 				

(2)「意欲あふれる職場」の構築

V-16	「職員提案」による「業務・職場改善取組」の推進	所管部局	企画総務部、関係各部局		
取組内容	職員自らが提案を行い、業務や職場のあらゆる改善に主体的・積極的に取り組むことにより、職員の改革意識の醸成を図るとともに、活力ある働きやすい職場づくりを進めます。				
取 組 目 標					
<ul style="list-style-type: none"> ・全庁あげての「ひとり1改善運動」の推進による業務改善数（累計） ⑳～㉒ 1,393件 → ㉓～㉕ 10,000件以上 ・改革事例のデータベース化と共有化による業務改善の更なる展開 <ul style="list-style-type: none"> ・ジョウリリ・グループ・ウエアでのデータベース化の実施 ・「業務改善かわら版」の発行 ・「改善事例発表会」の開催 など 					
実 施 概 要		23	24	25	26
<ul style="list-style-type: none"> ・「ひとり1改善運動」の推進による業務改善数（累計） ・改革事例のデータベース化と共有化 		2,500	5,000	7,500	10,000
		推進			
改革により目指す姿	職員一人ひとりの「業務改善」や「行財政改革」に対する意識と意欲を高め、「業務改善活動」を「県庁組織の文化・風土」とすることにより、「県行政の効率的運営」や「県民サービスの向上」を進めます。				
22年度までの主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・業務改善推進組織の設置（平成20年1月） ・業務棚卸しによる業務改善の実施（平成20年度～） <ul style="list-style-type: none"> 業務改善報告数⑳～㉒ 1,393件（累計） 削減可能時間⑳～㉒ 約16.8万時間（累計） 削減可能経費⑳～㉒ 約1億6千万円（累計） ・業務改善事例に対する職員表彰の実施（平成20年度～） ・業務改善に係る講演会の開催（平成20年2月） ・全庁的な取組項目数⑳～㉒ 30項目（累計） ・本取組みは4年目を迎え、一層の環境づくりや職員の意識啓発が重要 				

V - 17	成果に応じた人事評価制度の定着・見直し	所管部局	企画総務部
取組内容	能力本位で適材適所の人事配置を推進するとともに効果的な人材育成を図るために導入した目標管理システムの定着を図るとともに、新たな時代の到来に合わせ、必要な見直しを進めます。		
取 組 目 標			
・時代に即した目標管理システムの見直し			
実 施 概 要	23	24	25
・目標管理システムの定着・見直し	制度の定着	見直し検討	見直し
改 革 に よ り 目 指 す 姿	能力・実績主義を推し進めることにより、個人の意欲及び組織の業務効率のなお一層の向上を目指します。		
22年度までの 主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・自己申告書・勤務観察様式の改正（平成17年度） ・希望降任・留任制度の創設（平成17年度） ・国や他県の制度研究（平成20年度） ・目標管理の制度設計（平成21年度） ・目標管理の導入（平成22年度） 		

V - 18	給与制度の見直し	所管部局	企画総務部		
取組内容	<p>職員の給与制度の運用について、情報開示を徹底するとともに、民間企業の支給状況や全国状況等を踏まえ、県民の理解、納得が得られる制度を構築します。</p> <p>また、職員の勤務意欲の向上に繋がるよう、職務・職責に応じた給与決定を徹底するとともに、これまで以上に勤務実績を適切に反映した昇給制度等の運用を行います。</p>				
取 組 目 標					
<ul style="list-style-type: none"> ・職務・職責に応じた給与制度の検討・実施 ・勤務意欲の向上のための昇給制度、勤勉手当制度の活用 ・諸手当の見直し 					
実 施 概 要		23	24	25	26
<ul style="list-style-type: none"> ・職務・職責に応じた給与制度の検討・実施 ・勤務意欲の向上のための昇給制度、勤勉手当制度の活用 ・諸手当の見直し 		検討・実施			
		実施			→
		検討・実施			→
					→
改革により 目指す姿	<p>職員の給与に係る県民の理解と納得を得るとともに、職員が高い勤務意欲を持って業務に取り組むことにより、さらなる県民サービスの向上に寄与します。</p>				
22年度までの 主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・給与構造の見直し、調整手当異動保障制度の廃止（平成18年度～） ・管理職手当の定額化（平成19年度～） ・技能労務職の給与制度の見直し検討（平成20年度～） ・職員表彰制度に対応した勤勉手当制度の運用（平成20年度～） ・研究職給料表の適用見直し検討（平成21年度～） ・級別職務分類の見直し検討（平成21年度～） ・勤務意欲向上のための昇給制度の運用検討（平成22年度～） <p>・職員の給与制度については、常に社会経済情勢の変化や国、他の都道府県、民間企業の状況に合致したものとなるよう適切に見直しを行うとともに、職員の勤務意欲の向上に繋がる制度運用に努めることが必要</p>				

V - 19	新たな庁内公募制度の推進	所管部局	企画総務部
取組内容	従来の「専門職養成コース」、「庁内公募制度」を統合再編し、新たな庁内公募制度として「特定分野における専門性」をもった職員を養成するとともに、職員が有する意欲や能力をより一層発揮できる機会をつくるため、特定の専門分野や各部の主要事業等の業務を掲げて職員の配置希望を募ることにより、人材育成と士気の高揚、組織の活性化を図ります。		
取 組 目 標			
一般業務コースの登用率（応募者のうち異動対象者の応募業務への登用割合） ㊦ 42.9%（3名/7名） → ㊧ 80%			
実 施 概 要		23	24
<ul style="list-style-type: none"> ・ 高度な専門知識や経験を有する職員の育成 ・ 人事の複線化 ・ 庁内公募制度の推進 		25	26
		→	→
		→	→
改 革 に よ り 目 指 す 姿	人事の複線化を推進し、「特定の行政分野を担う職員（スペシャリスト）」の育成と「各分野で活躍できる職員（ジェネラリスト）」の育成するとともに、特定の業務・研修派遣等について、真に意欲のある人材の積極的な登用を図り、職員の意欲の向上と、能力開発を推進します。		
22年度までの 主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人事の複線化に係る制度設計（平成20年度） ・ 「スペシャリスト養成コース」の設置、公募（平成20年度～） → 法務、情報、税務など9コースを設置 ・ 「スペシャリスト養成コース」の拡充（平成21年度） → 「環境」、「文化・観光」の2コースの増設 ・ 定期人事異動等において、各年度における重要施策に係る業務及び長期派遣研修について、庁内公募を実施（平成16年度～） ・ 庁内公募の業務数 ㊩～㊫262業務（累計） ・ 平成23年度定期人事異動において、従来の「専門職養成コース」と「庁内公募制度」を統合再編、専門職養成コース、一般業務コース、研修派遣コースとして「新庁内公募」を実施。 ㊬実績：応募者数7名⇔登用者数3名、登用率42.9% 		

V - 20	新次元の「行財政改革」に挑戦するための職員の意識改革	所管部局	企画総務部、関係各部局
取組内容	職員に対し、県の財政状況に加え、様々な行財政改革の取組内容の周知徹底を図り、新次元の「行財政改革」に挑戦するための、更なる意識改革に取り組みます。		
取 組 目 標			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 行財政改革に関する「職員説明会」等の開催 ㊭参加者数 247名 → ㊮～㊯（累計）1,500名以上 			
実 施 概 要		23	24
<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の意識改革への取組推進 ・ 職員への改革取組の周知徹底 		25	26
		推進	→
		→	→
改 革 に よ り 目 指 す 姿	職員の意識改革を進め、新次元の「行財政改革」に挑戦することにより、「行財政改革」の更なる展開を目指します。		
22年度までの 主な進捗状況等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の意識改革アンケートの実施（平成20年6月） ・ 行財政改革に関する職員説明会の開催 ㊭参加者数 247人（4～5月） ・ 新次元の「行財政改革」に挑戦するための更なる意識改革が課題 		

用語解説

【英字】

○CATV

ケーブルテレビ。テレビの有線放送サービス。山間部や人口密度の低い地域など、地上波テレビ放送の電波が届きにくい地域でもテレビの視聴を可能にするという目的で開発された。近年では多チャンネルのテレビ放送のほか、電話サービスや高速インターネット接続サービスなどにより、都市部でも加入者が増えている。

○e-モニターアンケート制度

県民の意向等を迅速に、的確に把握するために実施する電子メール等のICTを活用した公募等によるモニターアンケート制度。平成16年度から実施している。

○FTTH

Fiber To The Home の略。各家庭まで光ファイバケーブルを敷設することにより、数十から最大100 Mbps 程度の超高速インターネットアクセスが可能となる。

○GO!GO!くっつき隊応援し隊

仕事中心になりがちな生活を見直し、子どもと保護者との「ふれあい」を深める機会をできるだけ多く持ってもらうための応援制度であり、それに協賛する事業者等をいう。

○GDP

Gross Domestic Product 国内総生産。1年間に新たに日本国内で生産された財貨やサービスの総額。物価変動を考慮しない名目GDPと、物価変動を考慮した実質GDPがある。

○ICT

Information and Communication Technology の略。日本では一般的にIT（情報通信技術）と言われているが、国際的にはむしろICTの方が一般的である。「e-とくしまづくり」では、人と人のコミュニケーション（Communication）の存在を重要視しており、この用語を使っている。

○LED

Light（光）、Emitting（出す）、Diode（ダイオード）の頭文字で発光ダイオードと訳され、電気を流すと発光する半導体のこと。エネルギー効率が低い、応答時間が短い、波長の選択性を有する、超寿命で有害物質を含まないなどの特長があり、省エネルギーや環境問題の観点からも優れた性質を有している。

○NPO

Non-Profit Organizationの略。民間非営利団体。保健・医療・福祉、環境等の様々な分野で、社会的・公益的な活動を組織的・継続的に行う組織のこと。

○PFI

Private Finance Initiative の略。公共サービスの提供の際、民間の資金やノウハウを利用して、民間に施設整備やサービスの提供をゆだねる手法。

○TEU

Twenty-foot Equivalent Units の略。20フィートコンテナを1単位とするコンテナ取扱個数の単位。

○Tライン

徳島の自然環境を生かした、比較的平坦な地形を有している吉野川沿いと海岸線沿いの既存道路等を有効活用して結ぶサイクリングコース。

【あ行】

○あったかビジネス

地域の資源や個人のユニークな能力、経験等を活かした「優れた創業計画」を、知事が認定するビジネスプランで、認定を受けた「あったかビジネス」に対しては、県や関係機関による専門家の相談や派遣、低利融資、起業家用貸室利用の優遇等の支援がある。

○アドプトプログラム

地域住民や企業等が、道路や河川などの公共施設の一定区間を自分たちの養子（Adopt= 養子にする）とみなし、清掃等を自主的に行う制度。

○インターンシップ

学生が一定期間企業等の中で研修生として働き、自分の将来に関連のある就業体験を行える制度。

○オープン・ソース・ソフトウェア

ソフトウェアの設計図を、インターネットなどを通じて無償で公開し、誰でもそのソフトウェアの改良、再配布が行なえるようにすること。また、そのようなソフトウェア。

○オンラインストレージサービス

メールでは送れない大容量のファイルを、職員と外部の事業者の方、あるいは職員間で、安全にやりとりするシステム。

【か行】

○外郭団体

県が基本財産等の25%以上を出資している法人など、事業内容が県行政と密接に関係する団体。

○環境マネジメントシステム

事業者が自主的に環境保全に関する取り組みを進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくこと。代表的なものにISO14001がある。

○関西広域連合

地方自治法第284条に規定される議会や行政委員会を持つ特別地方公共団体として、徳島県を含む関西の2府5県が結集し、平成22年12月1日に設立された。複数府県により設立される全国初の広域連合として、府県域を超える広域課題に取り組む。

○企画員室制度

複数の部局等にまたがる行政課題を、組織の枠を超えて柔軟かつ機動的に処理するための仕組み。構成員（企画員）は、関係課等の職員から指名され、①各課等の業務に属する部分では各自の所属で事務処理する一方、②部局横断的な部分では連携し、全庁的な立場から解決にあたる。

○既存ストック

備蓄。在庫。すでにある社会資本のこと。

○義務的経費

国・地方公共団体の歳出のうち、その支出が法令等により義務付けられ、任意に節減できない経費をいう。人件費、扶助費、公債費など。

○キャリアデザイン

職員個々人が自己の入庁以来のキャリア(経験、実績等)を整理し、見つめ直した上で今後進みたい道や将来の活躍する姿を思い描き、その実現に向かって何をなすべきかを具体的に計画すること。

○グローバル化

全地球的、全世界的(global)の意味。人々の社会的、経済的な活動等が、国境を越え、世界的な規模に拡大し、展開されること。

○クリアデスク、クリアスクリーン

情報セキュリティ対策の一つとして、いつも机の上を整理整頓し、また長時間席を離れるときには重要な書類を片付けたり、画面をのぞき見されないようロックをかけたりすること。

○減債基金

地方債の償還財源を確保し、将来にわたる財政の健全な運営に資するための資金を積み立てることを目的に設置された基金。

○県立総合大学校（まなびーあ徳島）

県民ニーズに対応した学習機会を充実させるとともに、本県の発展を担う人材の創造を図るため、県や市町村、大学、民間などが運営する県民向けの講座を横断的に連携することにより、学び環境を向上させ、その情報をワンストップで提供するために設置された機関。

○公益法人制度改革

現行の公益法人の設立に係る許可主義を改め、法人格の取得と公益性の判断を分離することとし、公益性の有無にかかわらず、登記により簡易に設立できる一般社団法人、一般財団法人の制度を創設し、民間有識者からなる合議制の機関の意見に基づいて、これら法人の目的、事業等の公益性を判断する仕組みを創設するための一連の改革をいう。

○公債費

地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合算額。

○合計特殊出生率

15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が生涯、何人の子供を産むのかを推計したもの。

○コミュニティ・スクール

保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することを通じて、地域に開かれた信頼される学校づくりを進める取組。

○コミュニティビジネス

地域資源を活かしながら地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むものであり、地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出すなど地域コミュニティの活性化が期待される。

○コールセンター

顧客サービス等のための電話対応を集約的に行う事業所・部署。

○コンプライアンス

法令遵守。法令を守るだけでなく、社会的規範に反することなく、公正・公平に業務遂行することをいう。

【さ行】

○債権回収会社

債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年10月16日法律第126号）により、債権管理回収業を営むことについて、法務大臣の許可を受けた株式会社。

○財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てている基金。

○三位一体改革

小泉内閣における聖域なき構造改革の一環として、「地方にできることは地方に」という理念の下、国の関与を縮小し、地方の権限・責任を拡大して、地方分権を一層推進することを目指し、国庫補助負担金改革、税源移譲、地方交付税の見直しの3つを一体として行われた改革。

平成16年度から18年度まで行われたが、地方交付税の大幅カットなどにより、地方は厳しい財政運営を強いられることとなった。

○三連動地震

駿河湾から四国沖に至るフィリピン海プレートの境界を震源として発生する東海・東南海・南海地震の三地震が同時又は時間差で発生するもので、過去にも宝永地震（1707年）等連動して発生し、甚大な被害が発生している。

○事業継続計画（BCP）

Business Continuity Plan の略。企業が、自然災害等で被害を受けても重要業務を（なるべく）中断させずに継続できるように、また中断しても早急に再開できるよう事前に立ておく計画。

○自主財源

地方公共団体が自主的に収入できる財源。地方税、分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入など。

○自主防災組織

地域住民の連帯意識に基づく自主的な防災組織で、平常時においては、防災訓練の実施、防災知識の啓発、資機材の共同購入等を行い、災害時には、初期消火、住民等の避難誘導、救出、救護、情報の収集・伝達、給食・給水等を行う組織。

○自治体クラウド事業

総務省が、地方自治体へのクラウドの導入を進める開発実証事業。

クラウドとは、データやアプリケーションをパソコン等の端末ではなく、インターネット上に保存する使い方やサービスのこと。

○指定管理者制度

地方公共団体やその出資法人等に限定されていた公の施設の管理運営を、民間事業者等の団体に行ってもらふことにより、住民サービスの向上や経費の節減等を図ろうとする制度。

○情報公開度ランキング

全国市民オンブズマン連絡会議（事務局：名古屋市）が、自治体に対し、情報公開条例及び運用状況についてアンケート調査を行い、連絡会議の判定基準で採点をした結果を公開度ランキングとして公表しているもの。

○ジョブ・ローテーション

計画的異動。職員の職場を定期的に変え、さまざまな職務を経験させることによって職員の職能を高め、組織として将来必要な人材の育成を図る制度。

○ゼロ予算事業

県職員の活動そのものが予算事業であることに着目し、個々の職員が持つ専門性やノウハウ、民間団体とのネットワークの活用などにより、知恵と工夫で実施する事業。本県では「とくしま“トクトク”事業」として、平成19年度から本格導入している。

○総合評価落札方式

入札において、品質確保の観点から、価格だけでなく、技術力などの要素を総合的に評価して、落札者を決定する方式。

○総合メディカルゾーン

県立中央病院と徳島大学病院が、医療機能の連携と役割分担、さらには人的交流を進めることにより、本県医療水準の向上と効率的な運営を目指して整備する県内医療の拠点。

○総務事務システム

各種休暇取得、出勤簿、各種手当申請などの総務事務について、職員個人が、直接、パソコンからデータ入力することにより手続ができるシステム。

○総務事務の集約化

各所属又は各部局ごとに内容確認、取りまとめ等を行っている総務事務について、集中処理機関の設置やシステム化等により事務処理の集約を図ること。

【た行】

○地方交付税

地方公共団体間の財政不均衡を是正し、必要な財源を保障するため、国から地方公共団体に対して交付される資金。国税のうち、所得税・法人税・酒税・消費税・たばこ税の収入額の一定割合が充てられる。

○とくしま学博士

県立総合大学校での学びを通じて、徳島に関する自然、文化、地理、歴史などの広範な分野（いわゆる「とくしま学」）について探求し、講師等となって地域社会に貢献する意欲のある方が「とくしま学博士認定試験」に合格すると「とくしま学博士」として認定される。

○徳島滞納整理機構

市町村税等の大口困難事案を共同で処理するために、県及び市町村により平成18年4月1日に設立された団体。

○とくしま“トクトク”事業

施策の推進には予算を伴うという「固定観念」から脱却し、重点施策を着実に実施するため、「ゼロ予算事業」、「県民との協働推進事業」、「県民スポンサー事業」の3本柱からなる、21世紀型の行政手法。

○ドクターヘリ

救急医療用の医療機器等が装備され、救急医療の専門医および看護師等が同乗し、救急現場等に向かい、現場等から医療機関に搬送するまでの間、患者に救命医療を行う救急医療専用ヘリコプター。

【な行】

○南海地震

南海トラフ沿いの紀伊半島沖から四国沖を震源地として、およそ100～150年の周期で発生する巨大地震。今後30年以内に60%程度の確率で発生すると予測されている。

○二十一世紀創造基金

二十一世紀の県勢発展の基盤となる施設の整備等に要する経費に充当するための基金。

○ネーミング・ライツ

施設命名権。スポーツ・文化施設等に企業名などの名称を付けることができる権利。

【は行】

○ハナミズキ・プロジェクト

発達障害者の「自立と社会参加」を進めるため、小松島市の旧徳島赤十字病院跡地において、発達障害者支援センター、みなと高等学園、徳島赤十字ひのみね総合療育センター、徳島赤十字乳児院を集約して総合的な支援を行う、全国に例のない「発達障害者総合支援ゾーン」を整備する計画。

○パブリックコメント制度

行政機関などの意思決定過程において広く原案を公表し、それに対して出された意見・情報等を考慮して意思決定を行う制度。徳島県では、平成15年度から本格実施している。

○病院機能評価

公益財団法人日本医療機能評価機構が開発した病院機能の評価基準に照らして、複数の評価調査者(サーベイヤー)により第三者的に実施される評価であり、平成19年7月現在で全国の病院の約4分の1が当評価を受審し、認定を得ている。当評価に沿って実施する機能の向上策は、医療機関としての「質の向上」に大いに資するものとされている。

○扶助費

社会保障制度の一環として、児童、高齢者、生活困窮者を援助するための経費。

○ふるさと納税

「ふるさと」へ寄附した金額について、一定額を差し引いた金額が、所得税と住民税から控除される(控除には上限があります。)ことにより、実質的に税の一部を「ふるさと」に納めることができる制度。

【ま行】

○まなびーあ徳島

徳島県立総合大学校の愛称。「学び」にラテン語で場所を意味する「～ia（イア）」を付けた造語で、公募により決定したもの。

○メンター制度

職員年齢層の偏りに留意し、新採職員が県庁生活について気軽に相談できるよう、同性で年代の近い職員を指導員として選定する制度。

○メンタルヘルス

心の健康。精神衛生。

【や行】

○ユビキタス

いつでも、どこでも、何でも、誰でも、コンピューターやネットワークなどを利用できる状態。

○ゆめバンクとくしま

県民、企業からの「人（役務）」や「もの」、「お金」などの支援を、必要とする県内NPO等へつなぐなど、その成長と自立を図ろうとするもの。

【ら行】

○臨時財政対策債

地方の一般財源不足に対処するため、特例として地方が発行する地方債。本来、地方交付税で交付されるべき額の一部が、国の財源不足のため地方債に振り替えられたもの。元利償還金相当額は後年度、地方交付税で措置されることとなっており、「実質的な地方交付税」である。

【わ行】

○ワーク・ライフ・バランス

仕事と家庭生活を調和とさせることで、働く人が仕事上の責任と育児や地域活動等の両者を無理なく実現できる状態のこと。